

令和 9 年度

国に対する提案

令和 8 年 6 月

岡 山 県

提 案

令和9年度予算編成及び施策の推進に当たっては、本格的な地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立が不可欠であり、次の事項は、岡山県にとって最重要課題に関する提案でありますので、実現に向け、格段の御理解と御尽力の程よろしくお願いいたします。

令和8年6月

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

岡 山 県 議 会 議 長 太 田 正 孝

令和9年度 国に対する提案

目 次

結婚・子育ての希望がかなう社会の実現（少子化対策の推進）

新規・継続別	提 案 事 項	頁
一部新	1 少子化対策としての結婚支援の推進	1
	2 安全に産み、安心して育てるための医療・母子保健体制の充実	3
一部新	3 子育て支援の推進	7
	4 保育人材の確保	9

女性・若者の還流・定着と人口減少対策

新規・継続別	提 案 事 項	頁
一部新	5 女性の活躍推進	12
	6 東京一極集中の是正	14
	7 外国人材の円滑な受入れの支援	15

南海トラフ地震等への備え

新規・継続別	提 案 事 項	頁
一部新	8 自然災害の教訓を踏まえた防災力の強化	17
	9 安全・安心な土木施設の耐震化等の整備推進	18
	10 国営造成施設の安全性確保	21
	11 医療施設の耐震化などの促進	23
	12 住宅の耐震化促進	25
	13 災害時における要配慮者への対応の強化	26
	14 災害対策用装備資機材の整備充実	28
	15 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の充実	29

地方分権改革の推進

新規・継続別	提 案 事 項	頁
一部新	16 地方分権改革の推進	30
	17 地方税財源の充実強化	32

夢を育む教育県岡山の推進

新規・継続別	提 案 事 項	頁
	18 教育の振興	35

地域を支える産業の振興

新規・継続別	提 案 事 項	頁
	19 中小企業・小規模事業者等への支援の強化	44
一部新	20 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実・強化	46
	21 水島港の整備促進	48
一部新	22 高規格道路の整備促進	51
一部新	23 岡山桃太郎空港の機能強化及び老朽化対策	53
	24 森林整備法人に対する支援の充実	55
	25 酪農経営安定に係る支援	56
一部新	26 家畜伝染病防疫体制の充実・強化	57
新 規	27 カキ養殖における安定生産の確保	59
一部新	28 社会資本整備の推進	60

安心で豊かさが実感できる地域の創造

新規・継続別	提 案 事 項	頁
一部新	29 医療提供体制の充実	62
一部新	30 高齢者・障害者支援対策の推進	71
	31 福祉・介護人材の確保	73
	32 子宮頸がん予防	75
	33 受動喫煙防止対策の強化	77
	34 ハンセン病問題対策の推進	78
一部新	35 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進	79
	36 消防学校施設等の整備に係る財源確保	86
	37 治水及び高潮・津波対策事業の推進	87
	38 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進	90
一部新	39 空き家対策の推進	92
一部新	40 岡南飛行場の施設整備の推進	94
	41 警察基盤の整備充実	95
一部新	42 デジタル社会の推進	97
	43 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保	100
	44 中山間・離島地域等の振興	106
	45 消費生活相談体制等の充実・強化	108
	46 電源三法交付金の交付延長等	109
	47 地域スポーツ体制の整備	111
	48 電気自動車等の普及促進	112
	49 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し	114
	50 海ごみ対策の推進	115
	51 児島湖及び周辺環境保全対策の推進	117
	52 フロン排出抑制対策の推進	118
	53 廃棄物の適正処理	119
	54 ヒアリ等特定外来生物対策の推進	121
一部新	55 鳥獣被害防止対策等の充実・強化	123
	56 花粉発生源対策の推進	124
新 規	57 林野火災跡地の早期復旧	126

1 少子化対策としての結婚支援の推進

提案先省庁	こども家庭庁、文部科学省
-------	--------------

【提案事項】

(1) 結婚の希望をかなえる支援の強化

出生数増への転換に向けた有効策の一つである「結婚支援」について、恋活・婚活事業者との連携や、若い世代の結婚を応援する企業風土の醸成など、地域の実情を踏まえながら取り組む地方の積極的な施策展開を、国としても、引き続き、柔軟かつ幅広く支援すること。

(2) ライフデザイン支援の取組強化

若い世代が、自らが希望し選択する将来設計について考えることは重要であることから、国において若い世代に対する意識啓発を行うとともに、企業や学校、地域が積極的にライフデザイン支援に取り組むよう、その重要性の周知に努めること。

また、企業や高等教育機関が行うライフデザイン支援の取組を積極的に支援すること。

(3) 若い世代に向けた情報発信

若い世代が結婚や出産・子育てを前向きに捉えられるよう、国による戦略的な情報発信を積極的に実施すること。

(4) 少子化対策にかかる長期的・安定的な財政措置

少子化対策の多くを担う地方自治体が、地域の実情やニーズに応じたきめ細かな施策を継続的に展開できるよう、柔軟に対応できる長期的・安定的な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 令和6(2024)年の全国の出生数は過去最少の68万人、合計特殊出生率が過去最低の1.15となるなど、国全体として想定より早いペースで少子化が進んでいる。
 - ・ 一方で、完結出生児数(結婚した一組の夫婦が持つ子どもの数)については、令和3(2021)年に1.9人と、50年前(昭和47(1972)年)の2.2人と比較して約1割の減少であり、出生数が約6割、合計特殊出生率が約4割減少したことと比較し、完結出生児数の変化の幅は小さい。
- 本県においても国と同様に少子化が進んでおり、令和6(2024)年の状況は、合計特殊出生率は前年(1.32)より低下し1.27、出生数は5.6%減の10,926人で13年連続して過去最少を記録している。また、婚姻件数についても、期待されたコロナ後の回復が見られず6,753件と減少傾向が続いている。50歳時未婚率は男女ともに上昇傾向(令和2(2020)年の男性26.01%、女性16.60%)である。
 - ・ 一方、令和5(2023)年度に実施した県民意識調査では、未婚者の8割以上が結婚の希望や意向があるものの、3割を超える人が「結婚できそうにない」としており、希望と現状に乖離が生じている。

1 少子化対策としての結婚支援の推進

- ・ こうした状況を踏まえ、本県では、結婚支援に一層重点を置き、若い世代が恋愛や結婚を前向きに捉え、その希望をかなえ出生数に響くよう、縁むすび応援室を新設し、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の運用をはじめ、市町村や企業等と連携した多様な出会いの場の提供、恋活・婚活事業者のノウハウや知見を生かした若者へのアプローチなど、様々な取組を積極的に進めているところである。
- 若い世代の間では、結婚・子育てに対する負担感などマイナスのイメージが先行している風潮にある。本県においては、若い世代の結婚・子育てに対する漠然とした不安を解消するための体験型事業やライフデザイン講座を実施しているところであるが、より多くの若い世代に働きかけるためには、取組の裾野を広げる必要がある。
- ・ 高等学校におけるライフデザイン支援については、学習指導要領にも示され、家庭科の授業において取組がなされているが、説明手法等は学校や教員に委ねられている状況である。
- 国においては、令和5(2023)年12月に決定した「こども未来戦略」に基づく加速化プランにより、必要な予算を確保の上、具体的なこども・子育て支援施策を進めることとしている。

課題

- 結婚した男女から生まれる子どもの数が非常に多くの割合を占める我が国では、少子化対策（出生数増）を進めるにあたっては「結婚」が重要なポイントであり、個人の考え方や選択を尊重しながら、一人でも多くの結婚の希望をかなえるための取組を積極的に展開する必要がある。
- 地方の若い世代の結婚の希望をかなえるためには、民間サービスも含めた多様な出会いの場の創出とともに、若い世代の結婚や出産・子育てを応援する企業風土の醸成など、官民が連携しながら、積極的な結婚支援策を展開していく必要がある。
- ライフデザイン支援の取組の裾野を広げていくためには、企業における取組も重要であり、個人の価値観に関わる点から、企業としての取組に消極的になる面があることに留意しつつ、従業員の満足度やウェルビーイングの向上、人材確保上のメリットがあるなどの発信を国において実施し、企業側の理解を得る必要がある。
- ・ また、若い世代へ直接アプローチできる高等教育機関に対し、ライフデザイン支援の重要性を共有し、主体的な取組が実施されるよう働きかける必要がある。
- 若い世代が結婚や子育てを含めた将来を主体的に選択できるよう、必要な情報や考える機会の提供、漠然とした不安感の払拭とともに、社会全体の前向きな気運の醸成を図ることが重要である。
- 少子化対策や子育て支援には、国による全国一律の対策の実施と、県や市町村による、各地域の実情を踏まえ創意工夫したきめ細かな独自事業の実施とが組み合わせることが重要である。

2 安全に産み、安心して育てるための医療・母子保健体制の充実

提案先省庁	厚生労働省、こども家庭庁
-------	--------------

【提案事項】

(1) 周産期・小児医療提供体制の確保

出産を望むすべての人が妊娠期から子育て期を通じ、良質な医療サービスが受けられるよう、産婦人科医及び小児科医の確保に向けた実効性のある対策を講じること。

また、産科及び小児科医療機関の経営の安定化を図る財政支援措置を創設するなど、地域で必要とされる周産期・小児医療提供体制を確保するための支援を拡充すること。**新規**

(提案の理由)

現状

- 出生数は、平成 26(2014)年の 15,837 人から令和 6(2024)年には 10,926 人に減少し、15 歳未満人口は、平成 26(2014)年の 255,592 人から令和 6(2024)年には 211,919 人に減少している。
急激な少子化の影響により、周産期医療及び小児医療においては、医師の減少や医療機関等の閉鎖が進んでおり、安全に産み、安心して育てるための医療提供体制の維持に重大な懸念が生じている。
- 急激な少子化と人口減少により、産科や小児科を標榜する医療機関は、平成 26(2014)年の 529 施設から令和 5(2023)年には 447 施設に減少している。また、分娩取扱施設については、平成 28(2016)年度から令和 8(2026)年度の 10 年間で 9 施設が閉院又は分娩取扱を終了し、分娩を取り扱う医療機関がない二次医療圏が生じている。
- 産婦人科医については、相対的医師少数区域に産婦人科専門医を取得した地域卒卒業医師を優先的に配置しているが、当該区域内の産婦人科医数は、平成 26(2014)年の 14 人から令和 6(2024)年には 9 人に減っている。
また、県北の二次保健医療圏の中には、圏域内で唯一の分娩取扱病院の産婦人科医が 2 人となっており、将来にわたって地域が求める医療を提供することが困難となるおそれのある地域もある。
- 小児科医については、相対的医師少数区域の医師数が 2 人ととどまっていることから、研修会等を通じて小児の初期救急医療に対応できる体制整備に取り組んでいるが、小児医療に従事する医師は、令和 2(2020)年の 12 人から令和 4(2022)年には 10 人、令和 6(2024)年には 8 人と年々減少している。

2 安全に産み、安心して育てるための医療・母子保健体制の充実

課題

- 地域が求める産婦人科医の確保については、地域卒業者医師の配置による対応には限界があるため、産婦人科専門医の取得促進に向けた実効性のある制度の構築が必要である。
- 小児科医の確保については、小児科専門医の取得促進に向けた実効性のある制度の構築を図るとともに、小児医療に対応できる内科医等を増やすための仕組みが必要である。
- 相対的医師少数区域で勤務する産婦人科・小児科の医師に大きなメリットが生じる制度を構築するなど、医師の診療科偏在や地域偏在の解消に向けた取組が必要である。
- 産科施設や小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、特に、分娩取扱や妊婦健診の継続及び小児科の維持が困難な医療機関等の固定費に対する財政支援を重点的に行うなど、経営の安定化を図る取組が必要である。

<参考>

1 産婦人科医及び小児科医の偏在状況

(医師数 単位：人、小児科医の()内は小児医療に従事する医師数)

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県計
医師偏在指標 (令和2(2020)年)	346.8	292.8	148.2	166.6	196.3	299.6
産婦人科医	9.5	12.8	12.9	12.3	※6.3	10.3
小児科医	129.8	121.6	164.3	※67.6	106.3	124.3
医師数 (令和6(2024)年)	3,218	2,153	82	69	351	5,873
産婦人科医	105	53	3	2	9	172
小児科医	170(279)	109(172)	6(10)	2(8)	18(28)	305(497)

※相対的医師少数区域

2 産科又は産婦人科及び小児科を標榜する医療機関の数

	県南東部	県南西部	高梁・新見	真庭	津山・英田	県計
医療機関の数計 (平成26(2014)年)	268	184	23	9	45	529
産科又は産婦人科	39	25	2	1	7	74
小児科	229	159	21	8	38	455
医療機関の数計 (令和5(2023)年)	217	155	18	15	42	447
産科又は産婦人科	35	21	2	1	6	65
小児科	182	134	16	14	36	382

【提案事項】

(2) 遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の拡充

地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地に関わらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現することを目的として、令和6(2024)年度から新設された標記補助事業について、より使いやすい制度となるよう、補助要件の見直しを行うこと。

(提案の理由)

現状

- 近年、少子化や医師の高齢化等を背景として、分娩の取扱いを中止する医療機関が相次いでおり、令和8(2026)年4月現在、県内27市町村のうち、分娩取扱施設がない市町村が18に上っている。
- 県では、身近に分娩取扱施設がない地域において、県民が安心して妊娠し、安全に出産できる体制を構築するため、市町村や医療機関と協力し、健診と分娩の機能分担や、救急搬送時の連携体制の強化など、様々な取組を進めている。
- 遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費については、国の補助制度を活用し、令和7(2025)年度から、実施市町村への補助を行っている。

課題

- 国の補助制度は、自宅又は里帰り先から最寄りの分娩取扱施設(医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦においては、最寄りの周産期母子医療センター)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦に対し、交通費及び宿泊施設の宿泊費を助成する場合が対象となる。
- 市町村や医療関係者等から、移動時間について、60分以上という要件では厳しすぎるという意見や、実際に利用する分娩取扱施設までの移動時間で判断してほしいとの要望が多く寄せられている。これらの意見を踏まえ、本県では最寄りの分娩取扱施設までの移動が30分以上60分未満となる地域についても補助対象としているが、県独自に拡大した部分については国の補助がないため、すべて県の負担となっている。

<参考>

直近10年の県内における分娩取扱施設の増減(助産所を含む)

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	計
施設数	44	43	42	42	40	40	40	39	37	37	35	△9

※各年4月1日時点

閉院等		△3	△1	△1	△2	0	0	△1	△3	△3	△2	△16
開院		2	0	1	0	0	0	0	1	3	0	7

※各年3月31日時点(閉院等には分娩取扱の終了を含む)

【提案事項】

(3) 産後ケア事業における利便性の向上と補助制度の充実

心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、里帰り出産時等の利用も踏まえ、産婦が全国どこからでも簡易な手順で産後ケアの利用申請等ができるよう、申請・予約等を迅速・円滑に行うことができる全国統一のシステムを構築するなど、自治体の支援を行うこと。

また、低料金で利用できるよう国の補助制度のさらなる充実を図ること。

(提案の理由)

現状

- 心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、国が令和5(2023)年度に対象者を拡大したことから、利用需要が増加している。
- 令和7(2025)年度より、産後ケア事業は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられ、国・都道府県・市町村の役割分担が明確化されるとともに、都道府県の財政負担が新たに導入された(負担割合:国1/2、県1/4、市町村1/4)。
- 岡山県が実施した産後ケア事業実態調査において、産後ケア事業を利用しやすくするために必要な対策について「利用料金をもっと安くしてほしい」という回答が最も多く、次いで「利用方法を分かりやすくしてほしい」、「申請をオンラインでできるようにしてほしい」という回答が上位を占めている。

課題

- 産後ケア事業のさらなる利用促進に向け、電子システムにより申請・予約等ができるようにするなど、市町村、利用者及び産後ケア実施施設の利便性を向上する必要がある。
- 必要な方が適時適切に産後ケアサービスを受けられるよう、国の補助制度を拡充し、利用者負担を軽減する必要がある。

3 子育て支援の推進

提案先省庁	こども家庭庁、内閣府
-------	------------

【提案事項】

- (1) 若い世代の安定した雇用・所得の確保等
若い世代が男女ともに、経済的な不安を感じることなく、子育てと仕事を両立でき、それぞれの希望に応じたキャリア形成を行えるよう、安定した雇用・所得の確保と、関連する制度等の一層の充実・強化を図ること。
- (2) 子育てと仕事が両立しやすい環境整備
子育てと仕事が両立しやすい職場環境づくりに向けた、男性の育児休業取得促進の取組や経営者等への意識啓発のほか、男女がともに協力して子育てをする「共育て」の推進など、地方の積極的な取組を支援すること。
- (3) 子育て世帯への経済的支援
保育や医療に係る子育て世帯への経済的支援など、全国一律で行うべき施策については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めた財源措置を講じた上で、国において実施すること。
- (4) 子育て支援にかかる長期的・安定的な財政措置
子育て支援の多くを担う地方自治体が、地域の実情やニーズに応じたきめ細かな施策を継続的に展開できるよう、柔軟に対応できる長期的・安定的な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 国立社会保障・人口問題研究所の調査（2021年調査）によると、夫婦が理想とする子どもの数を実現できない理由として経済的理由（「子育てや教育にお金がかかりすぎる」）を挙げる回答が最も多く、令和5（2023）年度に本県が実施した県民意識調査においても同様である。
- 夫婦ともに働いている世帯が7割を超える（令和6（2024）年労働力調査）中、男女ともに働きやすい職場環境整備に向けた働き方改革は十分とは言い難く、若い世代が結婚をためらう要因の一つとなっている。
 - ・ 本県では、少子化対策を最重要課題として位置づけ、市町村や県内企業との連携を密にしながら、一層の重点化を図り、様々な角度から各種施策を積極的に展開することとしている。
 - ・ 企業と連携した取組としては、男女がともに安心して子育てしながら働ける職場環境づくりを推進するため、経営者等の意識啓発や、男性の育児休業取得に対し独自の奨励金交付、従業員の子育て支援の取組を行う企業への助成金交付等を実施している。
 - ・ また、男女がともに協力して子育てをする「共育て」を推進するため、父親の育児参画を促進する子育て応援BOOKのほか、令和8（2026）年度はさらに、家事・育児シェアシートを作成・配布することとしている。
- 各自治体（市町村）においては、子育てに係る経済的負担を軽減する独自策として、

子どもの医療費や保育料等の無償化に取り組むところもあるが、自治体の財政力等により、そうした取組の状況に地域間格差が生じている。

- 国においては、令和5(2023)年12月に決定した「こども未来戦略」に基づく加速化プランにより、必要な予算を確保の上、具体的なこども・子育て支援施策を進めることとしている。

課題

- 子育てに係る経済的不安の解消のためには、安心して子育てと仕事を両立できる労働・雇用環境を整備することが重要である。
- 各地域において、子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりを進めるためには、実態を踏まえて、経営者等の意識啓発や、男性の育児休業取得の促進と期間の長期化等を図る必要がある。また、「家庭」におけるいわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて、仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会を目指すことが重要である。
- 保育や医療に係る子育て支援施策のうち全国一律で行うべきものについては、地域間格差が生じないように、国の責任と財源において確実に実施することが求められる。その際、国や都道府県、市町村の限られた財源の中で必要な予算を確保するためには、事業の優先順位を明確にするとともに、完全無償化の是非・適否も含めた議論が必要である。
- 少子化対策や子育て支援には、国による全国一律の対策の実施と、県や市町村による、各地域の実情を踏まえ創意工夫したきめ細かな独自事業の実施とが組み合わさることが重要である。

4 保育人材の確保

提案先省庁	こども家庭庁
-------	--------

【提案事項】

(1) 保育士のさらなる処遇改善

公定価格の引上げや加算の充実による保育士のさらなる処遇改善を図るとともに、公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格を細分化するなど、経験年数や役職等に応じた保育士の給与水準を明確に示すこと。

(2) 保育士の確保

地方の創意工夫により様々な角度から保育人材の確保に取り組むことができるよう、より柔軟で幅広い財政支援等を講じること。また、保育士養成施設への支援を行うこと。

(3) 保育の質の向上や多様な保育ニーズへの対応

保育士配置基準の見直しなど、保育の質の向上や多様な保育ニーズへの対応を図る対策については、保育人材の確保を前提に進めること。

また、そうした対策の実施にあたっては、地方の意見を踏まえるとともに、経過措置を設けるなど保育現場の負担等を十分考慮すること。

(4) こども誰でも通園制度の実施に対する財政措置 新規

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）については、市町村や施設が柔軟かつ円滑に実施できるよう、運営に必要な財政措置を行うこと。

また、事業実施の中で明らかになる課題については、現場の意見を踏まえ、改善を行うこと。

(5) 地域限定保育士制度の実施に対する財政措置 新規

地域限定保育士制度について、円滑に試験を実施することができるよう、必要な財政措置を行うこと。

(6) 保育士試験、資格登録の国による実施 新規

国家資格である保育士試験の実施や資格登録を国が行うこと。

(7) 保育所・保育士等の在り方の方向性の示唆

今後の保育ニーズ等を見通し、令和3（2021）年度の国の検討会取りまとめを基にさらに議論を深め、将来を見据えた保育所・保育士等の在り方の具体的な方向性を明確に示すこと。

（提案の理由）

現状

- 国は、令和7（2025）年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、保育士の人件費算定の基礎となる公定価格を引き上げる処遇改善（+5.3%、1.7万円相当）を行っているが、全産業の平均賃金より約6万円低いとされている保育士の給与水準は、この措置を行ってもなお低い状況にあると考えられる。

4 保育人材の確保

- ・ また、公定価格上想定されている人件費と実際の保育士の人件費には差があり、処遇改善が進まない要因の一つになっている。
- ・ 令和7(2025)年4月から、保育施設の経営情報の見える化が図られ、行政から給付を受ける保育所等は、人員配置、職員給与などの経営情報を県に報告し、報告された経営情報を県が公表することとされたが、給与水準の判断基準等は示されておらず、県が実施する指導監査においても十分な指導・助言を行うことは困難である。
- 厚生労働省職業安定業務統計によると、令和7(2025)年1月の保育士に係る全国の有効求人倍率は3.78倍と全職種平均(1.34倍)より高く、保育士不足の状況がうかがえる。
 - ・ 本県においては6.28倍と全国5番目の高さとなっており、特に、県北部など地域によって、より厳しさを増しているとの声が聞かれている。
 - ・ 4年制大学志向の高まり等から、県内の保育士養成施設について、令和7(2025)年度以降は2つの短期大学で、令和8(2026)年度以降は1つの専門学校で学生の募集を停止しており、定員の縮小が今後の保育士不足に拍車をかけるおそれがある。
- 国は、令和6(2024)年4月から、経過措置を設けた上で、3歳児について20対1から15対1へ、4・5歳児について30対1から25対1へ配置基準を改善し、さらに令和7(2025)年度からは、1歳児について6対1から5対1に改善した場合の加算措置を新設するなど、より手厚い保育の実施に向けた環境づくり等を行っているが、保育士不足の状況が厳しさを増す中、新たな基準や制度に対応することが困難な保育所も少なくない。
- 令和8(2026)年度から実施されているこども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)は、公定価格、利用料は、令和7(2025)年度と比較すると改善されたものの、必要な人材を確保し、業務を運営するためには不十分である。
 - ・ また、これまでの試行や先行自治体による実施において指摘されている「子ども一人一時間あたり単価では不十分、利用可能時間が短い、一時預かり等の既存の類似事業との違いが分かりづらい」等の課題が解決されていない。
- 地域限定保育士試験の実技試験に代えて行う実技講習については補助があるものの、不十分であり、自治体の財政的負担が大きい。
- 保育士試験は、全都道府県が同一機関(全国保育士養成協議会)を指定しており、保育士登録についても、同一機関(社会福祉法人日本保育協会登録事務処理センター)に事務を委託している。全国統一の運用がなされており、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。
 - ・ また、書換の際、発行した都道府県に申請する必要があるなど、居住地が異なる場合等に支障が生じている上、地域限定保育士制度の導入により保育士資格の仕組みが複雑化するため、利用者にとっても、一層わかりにくいものになる。
- 国は、令和3(2021)年の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」において、人口減少地域における保育所の在り方について一定の取りまとめをしているが、具体的な方向性を示す内容にはなっていない。(令和7(2025)年度補正予算において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」を実施)

課題

- 保育人材の確保・定着を図る上でも、他産業の収入に比べ遜色のない給与水準となるよう、保育士のさらなる処遇改善が必要である。
- 保育施設の経営情報の見える化により、賃金改善の状況が明らかになる一方で、給与水準が適正かどうかを判断する基準がないことから、経験年数や役職等に応じた保

育士の給与水準が示されるべきである。

- 保育人材の確保は急務であるとともに、都市部と中山間地域など、地域によって人材の充足状況に差があり、それぞれの実情に応じた様々な対策が必要である。
- 職員配置基準の改正や新たな子育て支援制度の導入は、保育現場の負担の増加や混乱を招くことのないよう配慮するとともに、人材確保が十分に図られた上で実施されるべきである。
- こども誰でも通園制度の事業実施の中で明らかになる問題については、自治体の意見を踏まえ改善を行うとともに、適正な公定価格になるよう、見直しが必要である。
- 地域限定保育士の試験と実技講習を円滑に実施するため、十分な財政措置が必要である。
- 看護師等と同様に国家資格である保育士登録は、国が行うべきである。
- 将来的な保育ニーズの減少も念頭に、保育所・保育士等の在り方の見直しに向け、準備していく必要がある。

5 女性の活躍推進

提案先省庁	内閣府、厚生労働省、経済産業省、中小企業庁
-------	-----------------------

【提案事項】

(1) 女性活躍企業の拡大

①女性活躍の拡大に向けたさらなる気運醸成並びに環境整備

女性の就業継続、職域拡大や管理職登用を進めるため、様々な広報媒体を通じ、効果的な啓発、経済界への働きかけを行い、社会全体でのさらなる気運醸成に取り組むとともに、中小企業等における多様で柔軟な働き方の導入や、職場環境の整備等への財政支援を強化すること。

②経営者等への意識啓発

企業等における女性活躍を推進するため、現状、男性が多くを占める経営者等への意識啓発を図る地方の積極的な取組を支援するとともに、国においても女性の登用や男女ともに働きやすい職場環境づくりを加速するため、経営者等の意識改革につながる気運醸成の取組を強化すること。

(2) 男女共同参画推進拠点の機能強化

女性が活躍できる地域づくりの推進拠点となる男女共同参画センターの機能強化を図る取組を積極的に支援すること。

(提案の理由)

現状

- 労働力人口の減少が見込まれる中、性別にかかわらず、誰もがライフステージに応じて能力を十分発揮できる環境づくりを進め、人手不足に対応する必要がある。
しかしながら、国の調査によると、本県における令和4(2022)年の女性の正規雇用比率は、全国同様、25～29歳をピークに減少するL字型曲線を描いており、結婚や出産を機に離職し、非正規雇用へと移行する女性は依然として多いと考えられる。
また、女性就業者が占める割合を産業別にみた場合、建設業、運輸業等で3割を下回るなど偏りが生じており、業種・性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備が必要である。
- 令和7(2025)年に世界経済フォーラムが公表した日本のジェンダー・ギャップ指数は148カ国中118位であり、諸外国に比べて政治・経済分野で女性活躍が大きく遅れている。
- 国調査によると、プライム市場上場企業の女性役員(取締役、監査役、執行役)の比率は15.6%、民間企業の管理職の女性比率は課長級15.9%、部長級9.8%(いずれも2024年時点)となっており、また、令和7(2025)年度に本県が実施した調査においても、課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は18.5%であり、意思決定層における女性の参画は進んでいない。
- 希望する女性が様々なライフイベントにあってもキャリアをあきらめることなく働き続けることができるよう、長時間労働等を前提とした労働慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏りの是正、固定的な性別役割分意識の解消などを図る必要があるが、そのためには、日本企業で多くを占める男性経営者の意識改革が重要である。

- 本県では、企業等と連携し、男女ともに仕事と家庭の両立ができる環境づくりを推進するため、経営者等への意識啓発等を行うとともに、県の総合計画において、民間企業の管理職における女性比率の指標を掲げるなど、社会全体で女性活躍の機運を高める取組を強力に進めることとしている。
- 令和7年6月に男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画センターが、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として位置付けられるなど、機能強化が期待されている。

課題

- 働きたい人が性別にかかわらず、誰もがライフステージに応じて能力を十分発揮でき、多様で柔軟な働き方が実現できる働きやすい環境づくりが必要不可欠である。
- 企業等における女性活躍を推進するためには、女性人材の拡大や登用のための環境整備、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組む必要があり、経営者等の意識改革が重要である。
- 女性が活躍できる地域づくりを推進するため、男女共同参画センターが各地域のニーズに応じて、その機能を十分に果たせるよう、財政面も含めた支援の強化が必要である。

6 東京一極集中の是正

提案先省庁	内閣官房、内閣府、財務省
-------	--------------

【提案事項】

東京への人口や諸機能の過度の集中は、地方の過疎化や地域産業の衰退等を招くだけでなく、少子化の要因の一つにもなっており、地方創生の実現に向け、引き続き、東京一極集中の是正を進めていく必要がある。

また、感染症の大規模な拡大や首都直下地震といった事象により、直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生を防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関の地方移転の取組を強化するとともに、新設される「防災庁」の地方機関については、災害リスクの低さや広域連携における利便性なども踏まえて検討すること。

併せて、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、東京と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。

（提案の理由）

現状

- 国は、令和7(2025)年12月に「地方創生に関する総合戦略」を閣議決定し、政策目標「強い経済」において、自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込む地方経済を目指すとし、同じく「選ばれる地方」で、国全体の持続的な発展のためには、東京圏への過度な一極集中の是正が重要であるとしている。
- また、令和7(2025)年12月に決定した「防災立国の推進に向けた基本方針」において、防災庁について令和8(2026)年中の設置を目指すとし、地方機関についても、大規模災害時における政府の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築等の観点から、具体的な検討を行うとしている。
- 女性や若者の東京圏への転入超過は、依然として続いている。また、東京から本社機能を地方に移す動きはみられるが限られており、地方への移転はいまだ少ない状況である。
- 国税庁「令和6年度統計年報（法人税）」によると、活動中の法人（3,025,599社）のうち、2割超が東京都に本社を置き、特に資本金が大きい企業ほど、東京都に集中している。

課題

- 東京一極集中の是正は、災害対応や感染症対策という観点からも重要であり、東京と地方が連携して地域経済の好循環を作り出すことが求められている。
- 企業の地方分散は、国全体の課題であり、国と地方が一体となって取り組む必要があることから、国による一層の支援の拡充が必要である。

7 外国人材の円滑な受入れの支援

提案先省庁	厚生労働省、出入国在留管理庁、経済産業省、文部科学省
-------	----------------------------

【提案事項】

(1) 育成就労制度等の十分な情報発信等

現行の技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行を実現するため、新制度及び特定技能制度の内容や手続等について十分な情報発信・相談対応を実施すること。

(2) 企業等と外国人材とのマッチングの充実等

企業や介護・福祉事業者等と外国人材とのマッチングの充実を図ること。

外国人材の受入れについては、育成就労制度の創設後も特定の地域に偏在することがないように、実効性のある施策を行うとともに、周知から施行までの間、十分な準備時間を設け、周知にあたっては、事業者等に対して正確でわかりやすい説明に配慮すること。

また、育成就労制度以外の外国人材についても、特定の地域に偏在することがないように、対策を講じること。 **新規**

(3) 外国人介護・福祉人材の定着のための支援の拡充 **新規**

外国人材の定着のため、家賃補助等の居住支援について、十分な予算確保及び支援の拡充を行うこと。

(4) 外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会づくりの推進

在留外国人のコミュニケーション支援のため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金や外国人受入環境整備交付金について、必要額に不足が生じないように、十分な予算確保及び支援の拡充を行うこと。また、在留外国人支援のための先進的な施策に対し、必要な財政支援を講じること。

（提案の理由）

現状

- 岡山県外国人材等支援推進条例に基づく支援推進計画を策定し、地域住民との共生の下に外国人材等を受け入れ、外国人材等が活躍できる社会の実現を目指すこととしている。
- 現在、日本国内は人口減少が続いており、各産業分野が生産性向上や国内人材の確保のため最大限努力したとしても、人手不足となることは避けられず、外国人材の活躍がより重要になっていくことが確実な状況である。
- 育成就労制度については、転籍先の事業者等が、初期費用（取次ぎ及び育成に係る費用）として告示で定める額に、転籍元での就労期間に応じた按分率をかけた金額を、転籍元に支払うこととされているが、告示で定める額や請求方法等の具体的な運用は未定である。
- 育成就労制度以外で外国人材を受け入れる場合も、事業所等は、管理団体（技能実習）、国際厚生事業団（EPA）、登録支援機関（特定技能）等に対し、入国時に必要な費用

7 外国人材の円滑な受入れの支援

を負担しているが、短期間で転籍すると、初期経費が回収できない。

また、介護福祉士等養成施設への留学生については、奨学金支援事業（地域医療介護総合確保基金）や、修学資金貸付事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）において、養成施設卒業後一定期間就業することにより返還免除となるが、返還免除となる前に転籍した場合は、奨学金等を返還しなければならない、受入れ事業者等の負担となることが多い。（奨学金：事業者が奨学金実施主体、修学資金：事業者が連帯保証人）

- 外国人介護・福祉人材受入れに際し、家賃補助等の居住支援の拡充が求められている。介護施設については、外国人介護人材受入施設等環境整備事業（地域医療介護総合確保基金）において、居住支援が措置されているが十分ではない（補助率2/3、補助額上限1事業所当たり20万円）。また、障害者施設については、支援の対象となる制度がない（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金において、受入環境整備（携帯型翻訳機、多言語対応ソフト購入経費等）への支援はあるが、居住支援はない。）。
- 在留外国人に対するコミュニケーション支援の中核となる日本語教育について、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金を活用しているが、国の予算不足により、内示額（交付申請上限額）が2年連続で大幅に減額された。
- 在留外国人の相談に多言語、ワンストップで対応する岡山県外国人相談センターについて、外国人受入環境整備交付金を活用し、運営経費に充当しているが、令和7（2025）年度は、交付基準見直しにより大幅な交付金の減額となった。また、令和8（2026）年度に向けては、再度交付基準の見直しがあり、さらなる交付金の減額が見込まれていることから、在留外国人数の増加が予想される中、今後の相談体制が確保できなくなることが懸念される。

課題

- 人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度が創設され、令和9（2027）年度から運用を開始することとなったが、その運用には転籍の条件など、技能実習制度からの円滑な制度移行が必要である。
- 外国人材について、大都市など特定地域への偏在が懸念される。介護・福祉人材については、地方において定着が進むよう、居住支援等を講じる必要がある。
- 日本語教育の推進や在留外国人に対する相談窓口の設置は、全国一律に取り組む必要があり、国においても、十分な予算確保に努める必要がある。
- 条例に基づき、在留外国人に対する支援の強化に取り組む必要があり、そのための財源確保が必要である。

<参考>

- 令和7（2025）年度予算（所要見込）額と内示額

	予算額	内示額	減額理由
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金（文部科学省）	7,908千円	4,815千円	所要見込総額が国の予算額を上回ったため、事業計画の審査結果に応じて減額（90%～45%）
外国人受入環境整備交付金（出入国在留管理庁）	10,000千円	6,600千円	相談件数を基にした人件費限度額の設定など交付基準見直しにより、大幅に減額

8 自然災害の教訓を踏まえた防災力の強化

提案先省庁	内閣府、総務省、消防庁
-------	-------------

【提案事項】

(1) 自治体における防災DXの取組

現在、各自治体が独自に構築し、運用中の総合防災情報システムなど防災関係システムは、全国で共通的に運用することが効率的であることから、新物資システム（B-PLo）と同様に、国が主導して地方の意見を聞いた上で、全国統一のシステムを構築し、導入を進めること。

なお、防災DXの取組に対しては、地方に過度な財政負担とならないよう継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

(2) 避難所環境改善

国は、各自治体における災害用備蓄物資の備蓄促進に向けて、備蓄及び管理等に関する方針の整理・検討を行っているが、各自治体が南海トラフ地震など大規模災害に備えて、避難所における生活環境の改善を計画的かつ着実に実施するには財政負担が大きいことから、継続的な支援を行うこと。

（提案の理由）

現状

- 各自治体が導入している防災関係システムは、官民の多様なものが混在している。国は、「新総合防災情報システム（SOBO-WE B）」を導入するなど、システムの共通化・標準化、データ連携などを進めているが、国全体として、抜本的な解決に至っておらず、さらなる効率化が必要である。
- こうした中、総合防災情報システムについては、令和7（2025）年度から広島・鳥取両県が全国初となる共同利用を始めており、本県も令和9（2027）年度から参加（システム移行）するが、こうした共通化が全国に広がることを期待している。
- また、国は、「被災者支援システム」を開発し、自治体への導入を促しているが、導入・運用コスト等の面から導入に踏み切れない市町村もある。
- スフィア基準を念頭に、令和7（2025）年7月に改訂された国の防災基本計画では、備蓄に関して都道府県の役割を明記するなど、自治体に新たな負担を求めているが、創設された防災力強化総合交付金においては、補助対象は限定されている。

課題

- 防災対策を効率化するために導入している独自システムの構築や維持は、地方の大きな負担となっている。
- 避難所の環境改善や災害用物資の備蓄・管理などの防災対策は、南海トラフ地震の発生が懸念される中、解決すべき重要な課題である。

9 安全・安心な土木施設の耐震化等の整備推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、国土交通省
-------	----------------

【提案事項】

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震や津波などから県民の生命・財産・暮らしを守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するため、十分な予算を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震補強を推進するため、十分な予算を確保すること。

(3) 上下水道の耐震化

- ・重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を推進するため、十分な予算を確保すること。
- ・上下水道の基盤強化を支援するため、採択要件を緩和するとともに、十分な予算を確保すること。また、水道事業において交付率を一律1/2へ引き上げること。

(提案の理由)

現状

- 南海トラフ沿いを震源域とする地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は60～90%程度以上となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。
- 本県は、吉井川・旭川・高梁川の河口部である岡山平野をはじめ、干拓等により形成されたゼロメートル地帯が県南部沿岸地域に広がっており、高潮による浸水被害を受けやすく、また、大規模な地震による液状化現象が発生した場合には、堤防等が沈下・崩壊する可能性があり、河川水や海水の流入により、甚大な浸水被害が発生する恐れがある。
- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年激甚化・頻発化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえ、国土強靱化に資する防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 東日本大震災（平成23(2011)年3月）や熊本地震（平成28(2016)年4月）、能登半島地震（令和6(2024)年1月）では、道路や橋梁などの土木施設が大きな被害を受け、地震発生直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所の道路防災対策率は57.7%、道路橋梁の耐震補強進捗率は70.0%にとどまっている。
- 給水区域内かつ下水道処理区域内における避難所などの重要施設のうち、接続する上下水道管路等の両方が耐震化されている施設の割合は3%と低い結果であり、耐震対策

9 安全・安心な土木施設の耐震化等の整備推進

を加速させる必要がある。

- 水道施設の耐震化の状況は、基幹的な水道管のうち耐震性のある管路の割合は30.4%にとどまっている。
- 下水道施設の耐震化の状況は、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う急所施設の管路について、耐震化率は56%にとどまっている。

課題

- 県南部沿岸には、人口等の集中した低平地が広がっており、ひとたび南海トラフ地震が発生すると大規模な被害となることから、早急な整備が急務となっている。
- 令和6(2024)年8月に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が初めて発表されており、今後とも、近い将来に発生が危惧される地震や津波、高潮等に対して、海岸保全施設をはじめとする土木施設の整備を早急に推進していく必要がある。
- 令和8(2026)年度の国の公共事業関係予算は、前年度と同程度(前年度比100%)とされたところであるが、近年の大規模災害の激甚化・頻発化を踏まえると、南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進に資する交付金等の継続的な確保に懸念がある。

<参考>

- 岡山県の土木施設整備状況(防災・減災関連) (R8(2026).3末現在)

区分	内容	整備率
河川	県管理区間の河川改修	38.2%
海岸	建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備(高潮対策)	39.5%
道路	緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策	57.7%
	緊急輸送道路上の道路橋梁の耐震補強進捗率	70.0%
上下水道	上下水道一体： 避難所などの重要施設に接続する管路等の耐震化率 (R6(2024)年度末)	3%
	水道：基幹管路耐震適合率 (R6(2024)年度末)	30.4%
	下水道：急所施設となる管路の耐震化率 (R6(2024)年度末)	56%
	児島湖流域下水道の耐震化	未了

○ 今後、特に早急な対策が求められる箇所

海岸	建設海岸：三幡九幡海岸（岡山市中区桑野～東区九幡）、 金浦海岸（笠岡市金浦）等 港湾海岸：牛窓港海岸牛窓地区（瀬戸内市）、 児島港海岸萱刈地区（倉敷市）等
河川	吉井川：岡山市東区西幸西、西大寺地区 （直轄区間）
道路	落石等危険箇所（緊急輸送道路）： （国）180号（新見市法曾～千屋実） （主）新見川上線（高梁市川上町領家～備中町平川）等 道路橋梁（緊急輸送道路）：（国）484号愛宕ループ橋、松山大橋等
下水道	児島湖流域下水道浄化センター

○ 水道事業の交付率（下水道事業との比較）

< 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）（例） >

	主な事業名	交付率	要件等
水道	基幹水道構造物の耐震化事業	1/3*	<ul style="list-style-type: none"> 資本単価が90円/m³以上であること。 別途定める基準単価で算定する基準事業費により補助額を算定（実際の補助対象事業費と比べ相当圧縮される）
	水道管路緊急改善事業	1/4*	<ul style="list-style-type: none"> 1ヵ月に10m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高いこと等 基幹管路（導水管、送水管、配水本管）のみが交付対象
下水道	下水道事業	1/2	<ul style="list-style-type: none"> 主要な管渠（R9以降、緊急輸送道路等の下の污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入が要件化される予定） 下水処理場（用地買収、ポンプ場等）
		5.5/10 (2/3)	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場（処理施設等） 2/3は、児島湖流域下水道事業のみ

※ 基幹水道構造物の耐震化事業の交付率については、上下水道耐震化計画に位置付けることを要件に、令和6年度補正から1/3へ拡充されたが、水道管路緊急改善事業の交付率は、令和7年度当初から1/4に引き下げられた。

10 国営造成施設の安全性確保

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

【提案事項】

(1) 長寿命化対策の推進

県内に存する国営造成施設について、老朽化が進行している施設の効率的かつ最適な規模での長寿命化対策を推進すること。

(2) 事業進度の加速化

児島湾締切堤防の耐震工事（児島湾沿岸地区）をはじめ、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。

（提案の理由）

現状

- 農業利用のほか、地域の排水機能を担う児島湾周辺の用排水機場、水道・工業用水道との共同施設である笠岡共用導水路など、国営造成施設の多くは重要な社会インフラを兼ねているが、造成から相当年数が経過し、老朽化した施設は、重大な不具合が発生すると周辺地域に多大な影響を及ぼすおそれがある。
- 現在実施中の児島湾沿岸地区では、令和2(2020)年度から堤防部の沈下抑制工事や排水樋門部の耐震工事に着手している。しかし、令和12(2030)年度の事業完了まで長期間を要することから、津波被害の軽減に有効な堤防部の沈下抑制工事について工期短縮による早期完成を県から要望している。
- 国では、「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定し、令和8(2026)年度からの5年間で、防災減災・国土強靱化の取組をさらに加速化・深化させることとしている。

課題

- 老朽化が進んでいる国営造成施設の多くでは、水利用の変化や都市化など、造成後の周辺環境が変化しており、長寿命化対策を検討する際には、施設機能や規模の最適化も考慮する必要がある。
- 耐震工事に着手している児島湾締切堤防は、農業用水の確保をはじめ、背後には約4,300haの農地や5万人の人口、多くの公共施設等を抱える重要な施設であり、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い事業効果の発現が望まれている。
- 国営造成施設の安全性確保のためには、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、切れ目なく対策を推進させる必要がある。

＜参考＞ 県内に存する主な国営造成施設

施設名 (造成年度)		管理者	所在地	主要施設	調査・検討状況		実施中の国営事業
児島湾締切堤防 (締切堤防 S37) (排水樋門 H13)		県	岡山市	締切堤防 1,558m 排水樋門等 7門	耐震性 調査	調査済	国営総合農地防災事業 児島湾沿岸地区
				樋門操作施設 1式	長寿命化 対策	検討中	—
児島湾周辺用排水機場 (S31～H15)		県市	岡山市 玉野市	用排水機場 22機場	長寿命化 対策	検討中	—
笠岡湾干拓地	笠岡湾干拓堤防 (H元)	県	笠岡市	堤長 4,666m	耐震性 調査	調査済	(対策不要)
	寺間排水機場 (H元)	市	笠岡市	排水機場 1機場	耐震性 調査	調査済	国営施設応急対策事業 寺間地区
	片島排水機場 (H元)	県	笠岡市	排水機場 1機場	長寿命化 対策	検討済	
	笠岡共用導水路 (H元)	県市 改良区	倉敷市 浅口市 里庄町 笠岡市	導水路 24km	長寿命化 対策	要検討	—
新田原井堰 (S63)		県	和気町	堤長 220m	耐震性 調査	調査中	—
					長寿命化 対策	検討済	国営かんがい排水事業 吉井川地区
小阪部川ダム (S30)		改良区	新見市	堤長 145m 堤高 67.2m	耐震性 調査	調査済	(対策不要)
					長寿命化 対策	検討済	国営施設機能保全事業 小阪部川地区
西原ダム (S47)		改良区	奈義町	堤長 192m 堤高 46.1m	耐震性 調査	調査済	(対策不要)
					長寿命化 対策	要検討	—

11 医療施設の耐震化などの促進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

医療施設の耐震化などの災害医療対策をさらに促進するため、医療提供体制施設整備交付金（医療施設等耐震整備、非常用自家発電設備・給水設備整備）の補助基準額を引き上げること。

また、1医療機関当たりとされた非常用自家発電設備・給水設備整備の補助基準額を従前どおり1か所当たりとすること。

（提案の理由）

現状

- 現行の医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額は、物価高騰により令和7(2025)年度に大幅に引き上げられているが、従前の医療施設耐震化臨時特例基金に比べて著しく低いことなどから、医療施設の耐震化を促進する制度となっていない。
- 令和6年能登半島地震では、医療機関に断水、停電が発生し、診療継続に支障を来したことから、災害時でのライフライン確保のための設備（非常用自家発電設備・給水設備）の整備を適切に進める必要がある。
- 令和6(2024)年度から、従前1か所当たりとされていた非常用自家発電設備・給水設備整備について、1医療機関当たりとされた。

課題

- 医療施設の耐震化などの施設・設備整備を促進するために、医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引上げ等を行う必要がある。
- 災害時に重要な設備である非常用自家発電設備・給水設備整備について、1か所当たりから1医療機関当たりとされたことで、複数設備の申請ができず、設備整備が停滞する事態が生じる。

<参考>

- 本県の病院の耐震化率（令和5(2023)年9月1日）
 - ・病院全体 78.6%（全国平均 80.5%）
 - ・災害拠点病院 91.7%（全国平均 96.0%）

11 医療施設の耐震化などの促進

- 医療提供体制施設整備交付金と医療施設耐震化臨時特例基金（平成21(2009)年度～平成28(2016)年度）との比較

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制 施設整備交付金	I s値が0.4未満の 建物を有する第二 次救急医療施設等	基準面積・基準単価 2,300㎡×399,800円	医療施設等耐震整備 として必要な新築、 増改築に伴う補強及 び既存建物に対する 補強に要する工事費 又は工事請負費	1 / 2
	I s値が0.3未満の 建物を有する病院	※令和7(2025)年度 に基準単価の引上げ あり(+156,000円)		

(参考)

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療施設耐震化 臨時特例基金 ※平成28(2016) 年度まで	災害拠点病院 救命救急センター	基準面積・基準単価 8,635㎡×276,000円	同 上	同上
	二次救急医療機関	基準面積・基準単価 8,635㎡×165,000円		

- 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

補助金名	事業内容及び補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制 施設整備交付金	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276千円	非常用自家発電設備整備又は更新 に必要な工事費又は工事請負費	1 / 3
	受水槽 1 医療機関当たり 167,974千円	受水槽整備又は更新に必要な工事 費又は工事請負費	
	給水設備 1 医療機関当たり 78,989千円	給水設備整備（地下水利用のため の設備整備、受水槽増設又は補強 等）に必要な工事費又は工事請負 費	
	燃料タンク 1 医療機関当 たり 36,426千円	非常用自家発電設備の燃料タンク 増設又は補強等に必要な工事費又 は工事請負費	

12 住宅の耐震化促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

南海トラフ地震等の大規模な地震発生時の人的・物的被害を軽減するためには、住宅の耐震化が喫緊の課題であるが、所有者による耐震改修費用の負担が大きいが耐震化を進める障害となっている。

資力不足等により本格的な耐震改修を行うことができない場合の方策として、耐震シェルター等の命を守る観点からリスクを低減するための方策の普及を図るため、国において安全基準の策定や当該基準に適合する製品の認定などの必要な措置を講じること。

（提案の理由）

現状

- 令和6年能登半島地震では、住宅の耐震化率が低い自治体で住宅の被害が顕著であった。
- 国が令和6(2024)年8月に作成した「木造住宅の安全確保方策マニュアル」(令和7(2025)年3月改訂)によると、持ち家比率が高く、かつ、その所有者の多くが高齢者世帯である地域においては、住宅の耐震化率が相対的に低いとされている。
- その要因として、耐震改修を行うための資力不足等が考えられることから、同マニュアルでは、本格的な耐震改修を行うことができない場合の方策として、命を守る観点からリスクを低減するための方策(以下「命を守る方策」という。)を含めて普及するとされている。
- 命を守る方策である耐震シェルターや防災ベッドへの補助を行っている都道府県は、本県を含め、25都府県に止まっている。(令和7(2025)年7月時点)
- 安全基準がないため、本県では、東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定された耐震シェルター・防災ベッドを補助対象にすることで対応している。(東京都による選定は、令和3(2021)年度を最後に行われておらず、今後の更新予定はないと聞いている。)

課題

- 耐震シェルターや防災ベッドの製品に求められる性能基準(安全基準)がないため、補助を行うためには、各自治体でそれぞれ基準を設ける必要がある。
- 耐震シェルターや防災ベッドを製造する企業側も、独自の研究等から得た知見を基に製品を製造する必要がある。
- このことが、新たな自治体や企業が参入する障害となり、命を守る方策の全国的な普及を妨げる一因となっていることが考えられる。
- 全国普及しないことで、価格の低廉化やデザイン・仕様の多様化が阻害され、そのことが本県での低利用な状況に影響していることも考えられる。

13 災害時における要配慮者への対応の強化

提案先省庁	厚生労働省、内閣府
-------	-----------

【提案事項】

(1) 介護・福祉専門職の広域派遣の仕組みの見直し

被災都道府県に対する介護職員等の広域派遣について、災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣の仕組みを核としながら、派遣元となる社会福祉施設等が円滑に協力できるよう、一元的な派遣の仕組みの在り方を見直すこと。

併せて、派遣先や活動内容の整理、財政支援の拡充等を図ること。

また、災害時における、DWA Tによる避難者への直接の福祉サービス提供以外についても、災害救助費の対象とすること。 **新規**

(2) 福祉避難所の体制整備への支援 **新規**

指定福祉避難所以外の協定による福祉避難所の機材等の備蓄について、施設の負担とするのではなく、市町村において実施できるよう、必要な財政支援を講じること。

（提案の理由）

現 状

- 能登半島地震では、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣は、厚生労働省から委託を受けた（福）全国社会福祉協議会（災害福祉支援ネットワーク中央センター）を通じて被災県以外の全都道府県に要請がなされ、一元的な管理の下で避難所への派遣が行われた。
- これに加え、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について、別途、厚生労働省から各都道府県に要請があったほか、福祉関係団体等の本部から各都道府県の団体を通じて応援要請がなされた。
 - ・ 本県内の社会福祉施設等でも、これら複数のルートからの派遣要請を受け、調整に苦慮したところである。また、県においては、災害派遣福祉チーム（DWA T）以外の派遣の情報は把握する仕組みがないため、派遣元社会福祉施設等に対する経費の支弁や災害救助法に基づく求償に係る事務処理が円滑に行えない状況であった。
- 能登半島地震において、国の要請に基づき、全国のDWA Tが、被災地のDWA T調整本部等での本部活動や避難所等での福祉活動を行った。また、岡山DWA Tは他県DWA Tのフォロー等を行うリーダー業務も行った。

この活動について、内閣府より精算監査を受けた石川県から各都道府県に対し、DWA T、福祉施設職員の経費のうち、被災者に対して避難所で実施した救護活動以外は災害救助費の対象とならない旨、通知があった。しかし、本部活動の業務内容は、地域の被災状況等を把握し、外部から支援に入る福祉チームの調整であり、この業務は、避難所支援や現地での福祉活動を行う上で必要不可欠な活動である。また、他県DWA Tのフォロー等のリーダー業務も広域的な支援を行う上で必要不可欠な活動である。DWA Tが派遣先で行った活動については、避難者に対する福祉サービスの提供と同じく、災害救助費の対象とする必要がある。

- 福祉避難所は特別養護老人ホーム等の施設で開設することが多いが、避難者用の備蓄

13 災害時における要配慮者への対応の強化

や機材を平時から施設の負担で備えることは負担が大きい。福祉避難所の開設を決定する市町村が、発災時に、備蓄や機材、要配慮者を支援する人員を迅速に輸送（プッシュ型支援等）、貸出ができる仕組みづくり・財政措置が必要である。

- ・ 医療的ケア児等の避難に備え、福祉避難所に医療機器に対応した非常用電源等を整備することが求められているが、平時から施設に非常用電源を備えることは困難である。市町村が非常用電源を備え、発災時に、医療的ケア児等が避難する福祉避難所に迅速に貸し出す仕組みをつくる必要がある。
- 国は、令和7(2025)年度補正予算で、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）により、地方公共団体を支援することとしており、当該交付金は指定以外の協定による福祉避難所についても対象となるが、対象経費は、スポットクーラーや簡易トイレ、キッチンカー等避難生活環境の改善をはじめ、地域の防災・減災の向上に必要な資機材とされており、福祉避難所で要配慮者それぞれの状況に応じた受入環境を整えることに主眼が置かれたものではない。また、「令和7(2025)年度内に地方公共団体で予算化され、国の交付決定を受けたものに限る」とされており、計画的な整備のための財政支援制度とはなっていない。

課題

- 災害派遣福祉チーム（DWA T）の広域派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センターによる一元管理の仕組みが構築されているが、能登半島地震では、DWA Tの想定する活動範囲にとどまらない柔軟な対応が求められたところであり、これを踏まえ、社会福祉施設等への介護職等の派遣を含めた広域派遣の仕組みづくりが必要である。
- 要支援者を福祉避難所へ避難させるためには、個別避難計画に基づく機材等の備蓄が必要であることから、市町村への財政支援が必要である。

14 災害対策用装備資機材の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

【提案事項】

(1) 災害対策用車両等の整備充実

大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両、レスキューボート及び人命救助用電磁波探査装置の整備充実を図ること。

(2) 信号機電源付加装置等の整備充実

災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。

(提案の理由)

現状

- 近年、豪雨等の気象災害が頻発・激甚化しており、南海トラフ地震等の大規模地震の発生も懸念される中、刻一刻と状況が変化する災害現場では、資機材の不足による対応の遅れや警察官が二次被害に遭遇するおそれがあるほか、住民の避難行動を円滑にするとともに迅速な各種警察活動を実施するためには、停電時にも信号機の機能の維持が必要不可欠であるが、本県の信号機電源付加装置等の整備はいまだ十分とはいえない状況にある。

課題

- 平成30年7月豪雨の災害現場において、被災者の救出救助のために一刻を争う状況の中、警察署に整備していたゴムボートは、現場での空気注入作業のために時間のロスが発生した上、浸水域の漂流物と接触して損傷を受け、使用できなくなるなど、警察官の安全確保を含め災害警備活動に支障を来した。今後、発生が懸念される南海トラフ地震では、県内の広範囲における液状化現象の発生や津波による浸水等に伴い、泥濘や浸水域での救出救助活動が想定されることから、過去の反省・教訓も踏まえ、泥濘域等を走破できる災害対策用車両、可搬性・耐久性のあるレスキューボート、倒壊家屋等からの生存者の迅速な救出救助に資する人命救助用電磁波探査装置を整備する必要がある。
- 災害発生時における交通の安全と円滑を確保するため、発電装置を備えた信号機のさらなる整備等の対策が急務となっている。

15 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊 日本原駐屯地等の体制の充実

提案先省庁	防衛省
-------	-----

【提案事項】

陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制を充実すること。

（提案の理由）

現状

- 火力戦闘機能の最適化を図るため、中部方面特科連隊が改編され、連隊所属の陸上自衛隊日本原駐屯地の定数が、令和8(2026)年度末に約480人(約110人減)となる予定。
- 自衛隊は、平成30年7月豪雨災害において人命救助活動に加え、給水支援、入浴支援、災害廃棄物の撤去など、災害復旧のために多大なご貢献をいただいた。さらに、令和7(2025)年に岡山市南区で発生した林野火災における献身的な消火活動を支援していただき、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いが高まっている。
- 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、その存在が地元の経済・社会活動に大きく寄与しているとともに、住民と隊員・家族との交流などを通じて、地域コミュニティの活性化が図られている。
- 県、奈義町、津山市及び関係団体が連携して、平成27(2015)年度に「陸上自衛隊日本原駐屯地充実期成会」を設立して、同駐屯地の充実に向けた国への要望活動を継続して行っている。

課題

- 陸上自衛隊日本原駐屯地の体制縮小に伴い地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ地震など本県における大規模災害への派遣や地域コミュニティの維持・活性化に影響が生じることのないよう、体制の充実について特段の配慮を求めていく必要がある。

<参考>

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 中部方面特科連隊第3大隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

16 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣府、農林水産省
-------	-----------

【提案事項】

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、さらなる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。

特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。

(提案の理由)

現状

- 平成26(2014)年から、地方公共団体等からの改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて国が検討を行う「提案募集方式」が導入され、令和7(2025)年は、地方からの提案に対し約9割が「提案の趣旨を踏まえ対応」等とされるなど、一定の役割を果たしている。
- 農地に関しては、平成27(2015)年6月に成立した第5次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現しているが、土地利用に関する規制緩和については進展していない。
- インターチェンジ周辺への物流施設や工場の立地は、企業の生産性向上にとどまらず、一般道の交通事故防止や交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境の改善など、多くの利点がある。こうした中、地域の特性を活用する企業の立地が進むよう、市街化調整区域に係る開発許可に関して地域未来投資促進法による規制緩和が図られている一方、農地に関しては農用地区域の変更に係る国の関与の強化など、厳格化に向けた法改正がなされたところであり、地方が土地利用を計画しても、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができないため、タイムリーな用地提供ができず、企業進出の好機を逃すなど、地域の産業振興や雇用創出の障害となっている。

課題

- 人口減少やデジタル技術の進展など、地方を取り巻く潮流やその変化に的確に対応するため、提案募集方式などによるさらなる義務付け・枠付けの見直しが必要である。また、国と地方の役割分担の適正化や地方の事務の効率化のため、国と地方の事務のあり方を検討する必要がある。
- インターチェンジ周辺への企業立地など、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和を早期に実現する必要がある。

17 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省
-------	------------------

【提案事項】

(1) 地方一般財源総額の確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の増加、地方創生・人口減少対策、少子化対策・子育て支援、防災・減災事業、公共施設等の老朽化対策、物価高騰や賃上げによる地方の財政需要の増加分や、地域経済の動向、定年引上げによる影響等を適切に反映した地方歳出を地方財政計画に計上すること。

その際、高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加分については、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。なお、軽油引取税等の当分の間税率などの廃止に伴う減収や、いわゆる教育無償化に係る財源については、国の責任において、今後の安定財源を確実に確保すること。

- ② 臨時財政対策債の新規発行額ゼロの継続や、地方交付税の法定率の引上げにより、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。
- ③ 税源が一部の地域に集中する状況が続き、財政力格差や行政サービスの地域間格差が生じている現状を踏まえ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた追加的な措置を検討すること。とりわけ、大法人の本店が東京へ集中していることや東京のみに納税する法人が増えていることを踏まえ、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、東京と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。**新規**

(提案の理由)

現 状

- 令和8(2026)年度地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、国において原資を確保することにより、前年度から約1.2兆円増の20.2兆円、地方の一般財源総額については、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度から3.7兆円増の67.5兆円が確保された。
- 物価高を反映し、地方団体の委託料、維持補修費、投資的経費等について、5,850億円増額計上するとともに、普通交付税の算定で地方団体の価格転嫁の取組を反映することとされた。
- いわゆる教育無償化に係る地方負担(3,600億円)について、地方財政計画の歳出に全額計上された。
- 地方一般財源総額の確保について、国の「経済財政運営と改革の基本方針2024」(骨

太の方針)において、令和7(2025)年度から令和9(2027)年度までの予算編成に関して「これまでの歳出改革努力を継続」し、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」とされた。

- 臨時財政対策債は、引き続き新規発行額をゼロとした上で、「臨時財政対策債償還基金費」が創設されたが、既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積している。
- 令和6(2024)年度・7(2025)年度の東京都の財源超過額が2年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大しており、行政サービスの地域間格差も拡大している。財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。

令和8年度税制改正大綱(令和7年12月19日 自由民主党・日本維新の会) (抄)

- 財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。 地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金50億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。
- こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

課題

- 地方は国を大きく上回る行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

【提案事項】

(2) 地方創生の推進のための財源確保等

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生の推進に関する交付金について十分な予算措置を継続すること。

併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。

(提案の理由)

現 状

- 国は、令和7(2025)年12月に閣議決定した「地方創生に関する総合戦略」において、これまでの地方創生の取組で、人口減少や東京一極集中の流れを変えるまでには至っておらず、また、我が国経済において地方部のGDPが半分程度を占めているが、地方部では人口減少が急速に進んでおり、地域経済全体の縮小につながることを懸念される、としている。
- そのため、地方が持つ伸び代をいかすことで、地方に活力を取り戻すことを目指し、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」を政策目標とし、東京圏以外における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性の伸び率や、東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合などのKPIを設定している。
- 令和8(2026)年度予算案では、「地域未来交付金」は、地方創生の交付金として前年度から400億円減の1,600億円が措置された。
- 都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進するため「地域未来基金費」(4,000億円)を創設した。また、令和8(2026)年度地方財政計画において、地方創生のために必要な経費として「地方創生推進費」が、前年度に引き続き1兆円措置された。
- 人口移動の状況を見ると、依然として若者や女性の東京圏への転入超過が著しく、東京圏への一極集中が続いている。

課 題

- 地方においては、待ったなしの課題である人口減少対策の抜本強化など様々な施策を安定的・継続的に推進していく必要があることから、地方創生関連事業への十分な財政措置が不可欠である。

18 教育の振興

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

【提案事項】

(1) きめ細かな教育の推進等

- ① 小学校における教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充を含め、学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うため、基礎定数の改善や教員加配の拡充を図ること。
- ② 中学校の学級編制の標準を 35 人に引き下げることに伴い、連動して、必要十分な教員配置ができるよう措置すること。
- ③ 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置の拡充やコーディネーターの配置に係る財政措置を講じること。
- ④ 食に関する指導と給食管理の充実を図るため、栄養教諭等の基礎定数の改善を図るとともに、食の指導に関する教員加配の拡充を図ること。
- ⑤ 令和 6 (2024) 年度から制度化された、高等学校における不登校生徒を対象とした遠隔授業の実施については、支援員等の人的配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。
- ⑥ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ⑦ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、必要な定数措置を行うこと。
- ⑧ 特別支援学校におけるスクールバスの安定した運行体制を確保するため、地方財政措置のさらなる充実を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 小学校については、令和 7 (2025) 年度に全学年における 35 人学級が実現したが、子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のための教員定数は十分でない。
- 中学校においても、令和 8 (2026) 年度から順次、35 人学級に学級編制の標準が引き下げられるが、学級数増に伴う教員定数の増だけでは、学級数増に伴う授業コマ数の増に十分対応できない。
- 本県の中学校卒業生数は、令和 10 (2028) 年までに約 1,000 人減少することが見込まれており、県立高等学校のさらなる小規模化が想定される状況にあるが、地方創生の観点から地域コミュニティの核としての地元高等学校への期待は高まっており、高校魅力化のための地元自治体や地域との連携を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネ

ネーターが必要である。

- 近年、共同調理場の大型化が進んでいる状況であるが、栄養教諭及び学校栄養職員の配置に係る現在の標準法の基準では、多数の児童生徒を受け持つ共同調理場であっても、最大3人しか栄養教諭が配置されず、各学校において、食に関する指導を十分に行うことが困難な状況である。
- 高等学校における不登校生徒を対象とした遠隔授業については、令和6(2024)年度から制度化され、不登校生徒の実態に応じて、支援の一つとして、同時双方向の遠隔授業を基本として実施している。
- 近年、通常学級に発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が多く在籍している状況にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。
- 県立特別支援学校10校に非常勤看護師(73名：R7(2025).5.1現在)を配置しているが、在籍する医療的ケア児の増加及び看護師等による医療的ケアが多様化・高度化していることから、看護師業務の困難度が年々高まっている。
- 特別支援学校においては、児童生徒の障害の特性上自力通学が困難なケースが多いことや、通学区域が広域であるため保護者送迎が困難なことなどから、小学部・中学部児童生徒の5割程度がスクールバスを利用している。また、児童生徒数の増加に対応するため、スクールバスを増便する必要がある。さらに、人件費や燃料費等が上昇しており、運行経費が増加している。

課題

- 子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のため、また、教科担任制や外国語教育の充実などに対応するため、教職員加配の拡充や教員定数の改善を図る必要がある。
- 中学校において、学級編制の標準を引き下げることに伴って学級数が増える場合、教員の持ちコマ数が増えないよう、学級数の増に連動した教員配置が必要である。
- 教育水準を維持しながら、魅力ある高等学校づくりを進めるためには、小規模化する高等学校における教員の定数加配措置や、コーディネーターの配置が必要である。
- 栄養教諭等の配置に係る現在の標準法の基準では、児童生徒に対して食に関する十分な指導を行うことは困難であり、定数改善のための基準の見直しが必要である。
- 高等学校における不登校生徒は増加傾向にあり、授業と同時に遠隔配信することに対応する教員の一定程度の負担がある。
- 特別支援学級は、多学年にわたって児童生徒が在籍しており、現状の学級編制基準では指導が困難であり、学級編制基準の見直しが必要である。
- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 特別支援学校において、多様化・高度化した医療的ケアの実施や看護師の業務調整、研修の企画、保護者及び養護教諭等に対しての指導助言等、多岐にわたる業務を担うことができる常勤看護師の配置が必要となっている。
- スクールバスの運行に関し、普通交付税の基準財政需要額の特別支援学校費に算定される経費は、実際の運行経費と乖離があり、安定した財源の確保が必要である。

＜参考 1＞本県の通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の割合

	平成20年度 (2008)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)
小学校	6.1%	・・・ →	12.9%	→	13.3%	→	12.4%
中学校	3.8%	・・・ →	9.2%	→	9.1%	→	8.5%
高等学校	1.9%	・・・ →	5.0%	→	5.2%	→	5.0%

＜参考 2＞県立特別支援学校における看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数

	平成21年度 (2009)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)
	68名	・・・ →	104名	→	117名	→	118名

【提案事項】

(2) 学校ICT環境の整備推進等

- ① ICT支援員（情報通信技術支援員）の配置拡大に向け、地方財政措置のさらなる充実を行うこと。
- ② GIGAスクール構想を推進するため、校内・校外の通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費や更新時の経費、ネットワークの増強、通信量増大に係る経費について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うこと。
- ③ 校務DXにおける校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化やダッシュボード機能といった、新たな要素に係る経費について、県域での共同調達・共同利用に係る経費を含めた継続的かつ十分な財政措置を講じること。

（提案の理由）

現 状

- 国は、ICT支援員（情報通信技術支援員）の配置に必要な経費について、「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」に基づき、4校に1人の割合を目標とした地方財政措置を講じている。
- 県は、年度当初の新入学生の端末やネットワークの接続に関するトラブル等や、現場の教職員だけでは対応しきれない事態に対応するため、ICT支援員による定期的な訪問支援に加え、端末やネットワークのトラブル等に対応できるようICT支援員による臨時訪問支援や関係機関に対応を引き継ぐ体制を構築することにより、学校現場への支援を行っている。
- 国は、令和5（2023）年度から義務教育段階における1人1台端末の着実な更新をするための経費を予算化するとともに、令和8（2026）年度中に、次期更新に向けた今後の支援の在り方を検討し、方向性を示すこととし、その検討に向けて、ネットワークの改善や次世代の校務DXなどを含む「教育DXに係る当面のKPI」を示すとともに、ネットワーク改善や次世代校務DX環境の全国的な整備に向けた補助事業など、各自治体におけるGIGAスクール構想の実現に向けた取組を支援している。
- 県は、義務教育段階における1人1台端末の更新について地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、県に基金を設置し、県を中心とした共同調達など、計画的、効率的な端末の整備を行っている。また、安定したネットワーク環境を確保できるよう、ネットワークアセスメントを行った。
- 県は、学校の働き方改革や大規模災害等の発生時のレジリエンス確保の実現に向けて、校務DX校務系ネットワークと学習系ネットワークの統合を行い、教員がロケーションフリーでの校務処理を行えるよう次世代校務DX環境の構築を行っている。また、県域での次世代校務支援システムの共同調達・共同利用に向けた検討を行っている。

課題

- ICT支援員（情報通信技術支援員）の配置に必要な経費については、「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」に基づき、4校に1人の割合を目標とした地方財政措置が講じられているところであるが、端末やネットワークの接続等に関するトラブルへの対応や、対面による授業とICTを活用した授業を適切に組み合わせた学びの構築に向けて、学校現場ではその必要性が一層高まっている。
- インターネット接続回線を増強したことに伴う校外通信ネットワークの回線使用料や校内通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費は、県が単独で予算措置するには負担が大きい。
- また、国が示したネットワークの「当面の推奨帯域」を満たすために、ネットワークの改善を含む通信回線の増強に係る経費が恒常的に必要となるが、当該経費は、学校設置者で措置することとなり、負担が大きい。
- 文部科学省の「次世代校務DX環境の全国的な整備に向けた補助事業」は、都道府県単独での整備を前提としたものではないこと、また、令和9年度以降の次世代校務DX環境整備に係る財政措置が不明であり負担が大きい。
- 文部科学省の「GIGAスクール構想支援体制整備事業」では、次世代校務DX環境整備に係る初期費用への支援措置が講じられているが、ランニングコストの負担が大きく、初期費用に限らず継続的な支援が必要である。
- 令和7(2025)年度補正予算で予算化された「校務DX等加速化事業」では、県域での次世代校務支援システムの調達のために、相談窓口の設置及び専門人材の派遣の支援措置が講じられているが、設置される相談窓口は、市町村が直接に専門人材等から助言を受けられる仕組みではなく、また、専門人材の派遣では、県が実施する市町村との会議運営や連絡調整等の調達事務の運営支援が受けられないため、県の負担が大きい。

【提案事項】

(3) 学校における働き方改革の推進

- ① 教員を取り巻く環境改善のため、現場の実態に即した定数改善や、教員の職務や勤務の状況に応じたさらなる処遇改善を進めること。
- ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、補充学習への支援員、教員業務支援員、学校問題解決支援コーディネーターなどの外部人材の配置について、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げ等、補助制度の一層の拡充を図ること。
- ③ 教員の長時間労働の解消のため、デジタル採点システムや、保護者への連絡システム等校務のICT化につながる環境整備を対象とした補助制度の一層の拡充を図ること。

(提案の理由)

現状

- 本県の令和7(2025)年6月の勤務実態調査では、時間外業務は平成28(2016)年度と比較して、小学校で約39%、中学校で約47%縮減しているものの、小学校で約39時間、中学校で約46時間、高校で約47時間、特別支援学校で約23時間であり、依然として多い状況である。
- 働き方改革をより進め、教育の質を向上させるためには、優秀な教職員を確保する必要があるが、正規教職員の採用試験の倍率は低下傾向が続いており、代替教職員の人材も不足している。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応のほか保護者対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、教員の長時間勤務が常態化している。
- 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求が教員の大きな負担になっていることから、本県では令和8(2026)年度から、学校問題解決のための支援体制を構築している。
- 本県では令和5(2023)年度から、学校の定期考査等の採点業務の効率化を図るため、全県立高校、中等学校及び中学校にデジタル採点システムを導入している。また、令和6(2024)年度からは学校と保護者との間の欠席連絡や学校通信などに係る連絡手段をデジタル化するため、全県立学校に専用のアプリを導入している。
- 各校において、印刷時間の削減や効率的な会議の運営等の校務負担の軽減のため、職員間の情報共有や職員会議等のペーパーレス化を順次進めている。

課題

- 人材確保法の趣旨を踏まえ、教職員のさらなる処遇改善が必要である。
- 給特法第7条に規定する指針の上限時間である月45時間以内、年360時間以内の

遵守については、非常に厳しい状況にある。

- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、外部人材等のさらなる配置拡大が必要であるが、国への配置要望が一部認められず、予定どおり配置ができない状況がある。また、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。
- 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求等に対応する体制を整備するためには、現在の補助制度では十分ではなく、さらなる拡充が必要である。
- 教員の長時間労働の解消にはデジタル採点システムや、保護者への連絡システム等校務のICT化が有効だが、安定的な運用のため、財源の確保が必要である。

【参考】本県の勤務実態調査結果

(H28(2016). 6実績)

(R 7(2025). 6実績)

小：約64時間	→	約39時間 (約39%減)
中：約87時間	→	約46時間 (約47%減)
高：約73時間	→	約47時間 (約36%減)
特：約40時間	→	約23時間 (約43%減)

【提案事項】

(4) 総合的な不登校対策の取組の推進

新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組及び不登校の児童生徒全ての学びの場の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成・確保や配置の拡充に係る財政措置の充実を図ること。また、既に設置しているものも含めた校内外の教育支援センターやオンライン上の居場所の整備・充実に向け、教員の加配措置を含む人的配置及び財政支援について、十分な措置を講ずること。

(提案の理由)

現 状

- 令和6(2024)年度児童生徒の問題行動等調査では、本県における小・中・高合わせた不登校の出現割合は全国平均を下回ったものの、全体として不登校児童生徒数やその出現割合は、増加傾向にある。また、不登校児童生徒のうち、学校内外で相談・指導等を受けている児童生徒の割合は全国平均を大きく上回っているものの、相談・指導等を受けていない児童生徒が一定数存在している。
- 本県では、子どもたち誰もが夢につながる学びを実現できるよう、「【新岡山県不登校総合対策】OKAYAMA 夢につながる学びプロジェクト～誰一人取り残されない岡山県の教育に向けて～」を令和6(2024)年4月に策定し、その中でも、校内教育支援センターの設置の推進や、中学生向けの教育支援センターを県立高校内に設置するなど、多様な学びの場の確保に特に力を注いでいる。

課 題

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、学校からのニーズが高く、相談件数が増加していることから、さらなる配置の拡充が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのさらなる配置拡充が必要なことから、大学等での養成を推進する必要がある。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状があることから、安定した人材確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。
- 支援員の活用も含め、別室指導の充実に取り組んでいるところであるが、専属教員の配置が効果的であることから、教員加配の拡充が必要である。
- 校内教育支援センターの設置拡充に係る財政措置がなされているが、当該補助の対象は新たに設置する場合に限られていることから、既に設置が進んでいる本県においては補助制度の活用が困難な状況にある。
- 教育支援センターやメタバース空間等のオンラインを活用した居場所の機能強化のためには環境整備や人的配置に係る財政措置が必要である。

【提案事項】

(5) 公立学校施設及び設備の整備

公立学校施設の老朽化対策や避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。

- ① 小中学校及び特別支援学校の長寿命化改修やバリアフリー化、洋式トイレ、空調設備（教室、体育館等）など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げや補助要件の緩和
- ② 高等学校施設設備の整備も小中学校等と同様に補助対象化

(提案の理由)

現状

- 築40年を超える建物が全体の2/3近くを占める中、長寿命化改修等の老朽化対策が追いつかず、モルタルの落下等により児童生徒等に危害が及ぶ恐れが出てきている。
- 災害発生時に避難所として学校施設が果たす役割は大きいですが、バリアフリー化や洋式トイレ、空調設備など、求められる機能が備わっていない。
- 小規模校における事業では、補助下限額を充足できず、そうした学校を多く抱える自治体が不利な状況におかれている。
- 高等学校においても、小中学校と同様に老朽化が進行しており、また、大規模災害時の避難所としての役割が期待されている。
- 近年の猛暑により、教室や体育館等における空調設備整備等も求められているほか、新設特別支援学校の開校に向けた準備を行っており、物価高騰による建設コスト上昇が続く中で、整備の遅れが懸念される。

課題

- 現在、小中学校及び特別支援学校の施設設備の整備に係る国庫補助率は主に1/3であるが、各自治体の財政負担が大きく、迅速な対応を行うためには支障がある。
- 高等学校は屋外防災施設等以外は補助対象となっておらず、財政負担が大きい。

【参考】現行制度と提案内容

	現行	提案内容
文教関係施設設備の整備	補助率：1/3又は1/2 補助下限額の単位：1校当たり 補助下限の合算：同一校の別事業工事費の合算不可	補助率嵩上げ（1/3又は1/2→2/3） 補助要件緩和（1校→1市町村） （合算不可→合算可）
	小中・特別支援学校のみ補助対象 （屋外防災施設、太陽光発電以外）	高等学校まで補助対象拡大

19 中小企業・小規模事業者等への支援の強化

提案先省庁	内閣府、経済産業省、中小企業庁
-------	-----------------

【提案事項】

(1) 生産性の向上等に取り組む事業者への支援

中小企業・小規模事業者等を取り巻く経営環境は大きく変動しており、従来のビジネスモデルでは事業の持続的な発展が困難な状況となっていることから、生産性の向上、新分野への進出、業種の転換等、先を見据えた事業構造の変革に積極的に取り組む事業者に対する支援を強化すること。

(提案の理由)

現状

- 県では様々な社会情勢の変化が企業活動に及ぼす影響の実態を把握するため、県内の幅広い業種の中小企業・小規模事業者を対象としたアンケート調査を定期的を実施しており、令和7(2025)年10月1日時点の調査で次のような結果を得た。
- 経営課題についての質問では、「原油・物価高騰等による経費の増加」「人件費の増加」「人手不足」「人材育成」「設備の老朽化」との回答が多く、コスト高や人手不足、設備更新を経営課題と考える事業者が多い状況が窺われる。
- 国においては、中小企業・小規模事業者の事業環境変化への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資やIT導入、事業承継等を支援する「中小企業生産性革命推進事業」等の施策を実施している。

課題

- 長引く物価高や人手不足等、中小企業・小規模事業者等を取り巻く経営環境は大きく変動し、従来のビジネスモデルでは事業の持続的な発展が困難な状況となっている。環境の変動へ対応するためには、生産性の向上等による本質的な経営改善に向けた事業者の自発的な取組が不可欠であるが、中小企業・小規模事業者等が独力で対応するには限界があることから、将来にわたり効果が持続するような中長期的な視点からの支援が必要である。

【提案事項】

(2) 取引適正化及び資金繰りの支援

長引く物価高や人件費の増加等により、コスト負担の面から中小企業・小規模事業者の経営が圧迫されていることから、適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業・小規模事業者の共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化すること。

また、物価高等の影響を受けて厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、新規融資や条件変更、借換需要等に対して金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も要請を継続すること。

(提案の理由)

現 状

- 長引く物価高等の影響により、県内中小企業は厳しい経営状況が続いている。
- 県アンケート調査（令和7（2025）年10月1日時点）において、「現在どのような経営課題があるか」という質問に対して最も多い回答は「原油・物価高騰等による経費の増加」（621件/52.9%）であり、2番目が「人件費の増加」（579件/49.3%）と、物価高騰や人件費の増加が中小企業にとって大きな経営課題と受け止められている。
- 帝国データバンクにおける「価格転嫁に関する実態調査（令和8（2026）年2月）」においても、原材料価格や人件費等のコスト上昇分を販売価格やサービス料金に『多少なりとも転嫁できている』企業は76.9%だったが、その価格転嫁率は42.1%と4割程度にとどまった。
- 国においては、令和3（2021）年12月に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」をとりまとめ、令和5（2023）年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定したほか、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）に改正するなど、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくための取組を進めており、県においても、価格転嫁セミナーの開催等を通じて機運の醸成に努めている。
- 民間ゼロゼロ融資やその借換融資である国の伴走支援型特別保証制度利用者の返済が本格化している中、県の景況調査（令和8（2026）年4月1日時点）においても、これら借入金の返済見通しを聞いたところ、35.7%の事業者が条件変更中又は将来の返済に懸念があると回答した。

課 題

- サービス・商品価格に価格転嫁している企業であっても仕入れ価格や労務費等の上昇分すべてを販売価格へ転嫁できていない状況であり、中小企業がコスト上昇分を適切に価格転嫁できるよう支援していく必要がある。
- 物価高等の影響により不安定な資金繰りや収益の低迷が続き、賃上げにつながらない中小企業が多いことから、今後も一層の資金繰り支援が必要である。

20 水島コンビナートの国際競争力強化 に向けた支援の充実・強化

提案先省庁	総務省、消防庁、経済産業省、資源エネルギー庁
-------	------------------------

【提案事項】

- (1) 産業構造の転換に向けた支援の充実・強化 新規
- 本県産業の中核である水島コンビナートが、引き続き、我が国の産業発展に大きく貢献できるよう、コンビナートの強みを生かした新たな成長分野の育成など、より厚みのある産業構造への転換に向けた取組に対し、支援の充実・強化を図ること。
- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援の充実・強化
- エネルギー・素材産業の集積地である水島コンビナートのカーボンニュートラルが実現し、国際的なカーボンニュートラルの実現に貢献するコンビナートとなるよう、立地企業の設備投資や技術開発等に対する支援の充実・強化を図ること。
- ① 水素等のサプライチェーン構築に向けた供給拠点等のインフラ整備及び既存原燃料との価格差への支援の充実・強化を図ること。また、令和13(2031)年度以降の支援施策について、早期に明確化すること。
 - ② カーボンリサイクル技術の確立と回収したCO₂の共同利用を可能とする炭素循環プロセスの構築、回収・貯蔵等の共用設備整備への支援の充実・強化を図ること。
 - ③ 脱炭素エネルギーや原料を用いた環境の下で生産・供給する電動車、高機能電磁鋼板、機能性樹脂などの製品・素材拠点の構築に向け、①②に並行して行う既存設備の有効活用や転換、実証実験等について、財政上、税制上の支援の充実・強化を図ること。
- (3) 電力需要の増加に向けた送電網等の増強
- グリーントランスフォーメーション(GX)等の進展による将来の電力需要増加を見据え、タイムリーな電力供給が可能となるよう地内基幹系統、地域間連系線等の増強に向けた整備の促進を図ること。

(提案の理由)

現状

- 水島コンビナートは本県製造品出荷額等の半数を占める本県産業の中核であり、長年、我が国の産業発展に大きく貢献している。
 <令和3(2021)年経済センサス-活動調査(製造業)>
 事業所数：245 事業所 従業員数：25,061人 製造品出荷額等：約3.2兆円
- 人口減少による需要減や、海外からの安価な製品供給等による影響を受け、国内では、石油化学や鉄鋼等の分野を中心に、成長戦略を見直す岐路に立たされている。そうした中、国は、令和7(2025)年8月に、産業資源であるコンビナート等を核とした新たな産業クラスター創出に向け「GX戦略地域制度」を創設したところである。

20 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実・強化

- 平成 23(2011)年、「ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区」に指定され、以降、複数の規制緩和や財政上の支援等が実現し、設備・燃料の広域利用等の企業間連携や港湾機能の高度化など、立地企業の操業環境の向上に結びついている。
- 国は、令和 6(2024)年 10 月に施行された水素社会推進法に基づき、令和 12(2030)年度までに水素等の供給を開始する事業者に対する供給拠点等のインフラ整備及び既存原燃料との価格差への支援を開始した。
- 県では、産学官協議会において水島コンビナートのカーボンニュートラル実現に向けた取組方針を策定し、さらなる企業間連携による取組を進めており、令和 5(2023)年度、水島コンビナートにおける水素需要調査を行い、2050 年まで相当量の水素需要が見込まれることが明らかとなった。令和 6(2024)年度は、水素のサプライチェーン構築やカーボンリサイクルに関する検討を開始したほか、GX等の推進により増加が見込まれている今後の電力需要量について調査した。令和 7(2025)年度は、企業間連携によるカーボンニュートラルのさらなる検討を進めた。

課題

- 水島コンビナートの持続可能な発展・成長に向けては、国のGX戦略地域の構想に呼応しながら、水島コンビナート各社の強みも踏まえた新たな産業を創出し、より厚みのある産業構造への転換を図る必要がある。
- 本県は、温室効果ガス排出量の多い製造業の割合が全国に比べ高く、中でも水島地区は本県排出量のうち約半分を占めている。
- 水素等の脱炭素エネルギーの大量かつ安定的な調達をはじめ、多様な業種が活用する共用設備（貯蔵や配送設備など）を集積することで、一社当たりの投資負担の軽減、共同調達による調達価格の削減を図り、安定・安価に供給できるサプライチェーンの構築とコンビナート各社への供給インフラ等の体制構築が必要である。
- 2050 年カーボンニュートラル実現のためには、水素等の需要の創出、拡大を図り、強靱なサプライチェーンを確立することが重要であるが、現在、令和 12(2030)年度までに供給を開始する事業の支援が始まったところであり、それ以降の供給開始事業に対する支援施策が示されていないため、企業の中長期的な投資判断が困難な状況にある。
- 化石燃料の減少見通しに伴い、化学品製造のための炭素源の減少が懸念されており、水素やコンビナートで回収したCO₂を原料として利用するカーボンリサイクル技術の確立が必要である。
- 脱炭素に資する製品・素材の生産と供給を行うための拠点として、水島コンビナートの集積効果や立地優位性といった特徴を生かし、機能強化していくためには、既存設備等の有効活用や転換が必要である。
- 水島コンビナートの送電網・電力供給量は、石油火力と自家発電を前提に構築されており、GX等の推進により将来の電力需要増加が見込まれる中、送電網等の増強が必要である。

21 水島港の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

- | |
|--|
| <p>(1) 船舶の大型化に対応した港湾施設の整備促進
塩生埠頭の棧橋整備や水島東航路、玉島東航路の増深など、船舶の大型化に対応した港湾施設を早期に整備すること。</p> <p>(2) 備讃瀬戸航路の整備促進
備讃瀬戸航路の航行環境改善に向けた整備を促進すること。</p> |
|--|

(提案の理由)

現 状

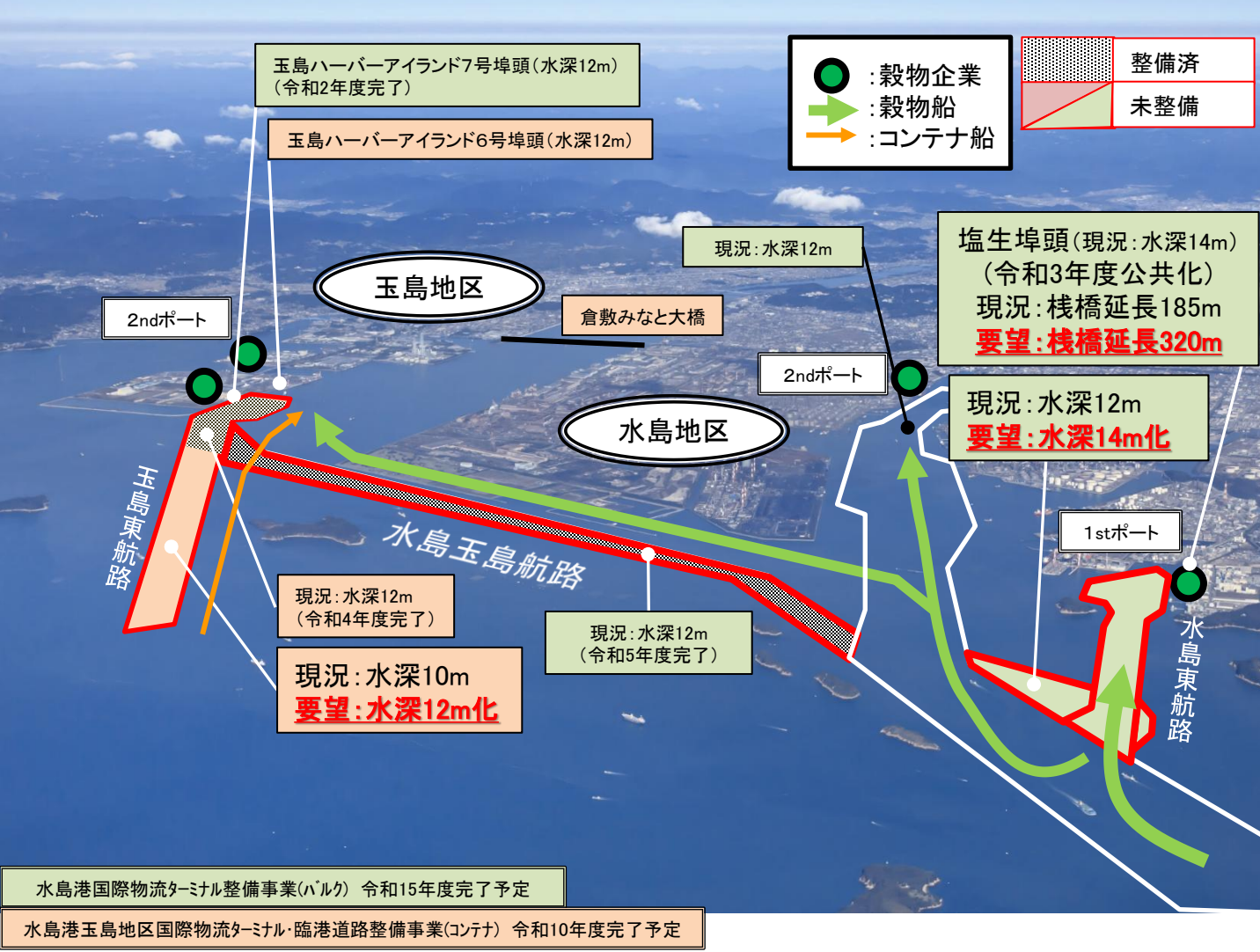
- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点形成しており、製造品出荷額は約3.2兆円で本県全体の半数近くを占めている。
- 水島港の令和6(2024)年取扱貨物量は全国第9位で7,877万トン、このうち、穀物(とうもろこし・豆類)の輸入量は全国2位で222万トンである。
- コンテナ取扱貨物量については全国第15位で153千TEUとなっている。

課 題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29(2017)年に玉島地区において、穀物を扱う食料コンビナートが立地操業し、企業間連携に伴う複数バース揚げにより国際バルク戦略港湾としての競争力の高まりが期待されているものの、効率的な連携を図る上で、原料の供給に必要な棧橋の延伸や航路などの水深の確保が必要である。 ○ 穀物企業各社からは、大型穀物船の連携輸送による国際バルク戦略港湾政策のスキーム効果を十分に発揮させるため、現事業の完成と港湾計画に基づく港湾施設の早期整備を強く求められている。 ○ 航路の浚渫土砂については、近傍に処分先が確保されたことから、引き続き効率的な処分に取り組む必要がある。 ○ 玉島東航路は、東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路であり、水深12m、幅300mが必要であるが、一部は水深10m、幅250mに留まっている。 ○ 備讃瀬戸航路においては、浅所があるなど、巨大船の航行環境改善が必要である。 |
|---|

船舶の大型化に対応した港湾施設の整備による国際競争力の強化

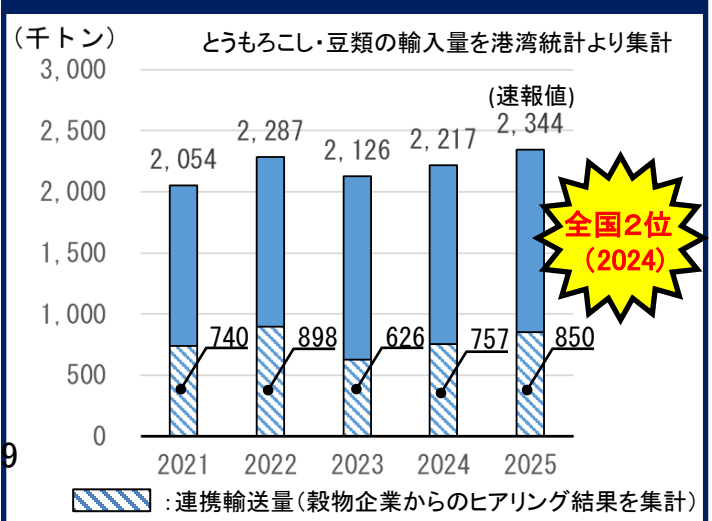
○塩生埠頭棧橋延伸や水島東航路の水深14m化等、
大型穀物船の連携輸送に対応した港湾施設の早期整備



塩生埠頭棧橋 (水深14m)



直近5カ年の穀物輸入量



【備讃瀬戸航路の航行環境改善】

水島港には、備讃瀬戸航路を航行し、鉄鉱石や原油を積載した巨大船が多数入港している。

しかし、備讃瀬戸航路には、浅所があることから、巨大船の円滑で経済的な運航の妨げとならないよう、浅所の解消が必要。

備讃瀬戸航路埋没傾向箇所



22 高規格道路の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

中四国における広域交通網のクロスポイントに位置し、優れた産業集積を有するなど、本県の強みを生かした持続的な発展の基盤づくりを推進するため、地域間の連携・交流を強化する高規格道路の整備を促進すること。

(1) 岡山倉敷道路〔国〕

- ・国道2号岡山倉敷立体（I期）の整備促進及び早島町～倉敷市間の未事業化区間の早期事業化

(2) 倉敷福山道路〔国〕

- ・国道2号笠岡バイパスの1日も早い完成に向けた整備促進
- ・国道2号福山道路（笠岡西～長和）の整備促進

(3) 空港津山道路〔国〕

- ・国道53号津山南道路の整備促進
- ・未着手区間の迅速かつ効果的な整備に向け、まずは岡山市北区菅野～北区御津宇垣間の早期事業化

(4) 岡山環状道路等〔国・岡山市〕

- ・国道180号岡山西バイパス（西長瀬～檜津）の整備促進及び未事業化区間（岡山市南区古新田～北区西長瀬）の早期事業化
- ・国道180号総社・一宮バイパスの整備促進
- ・主要地方道岡山赤穂線（岡山市中区中井～東区宍甘）の整備促進のための予算確保 **新規**

(5) 美作岡山道路〔県・岡山市〕

- ・吉井IC～湯郷温泉IC間の整備推進のための予算確保
- ・瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保

(6) 中国横断自動車道岡山米子線〔西日本高速道路(株)〕

- ・賀陽IC～北房JCT間の早期全線4車線化

[] : 事業主体

（提案の理由）

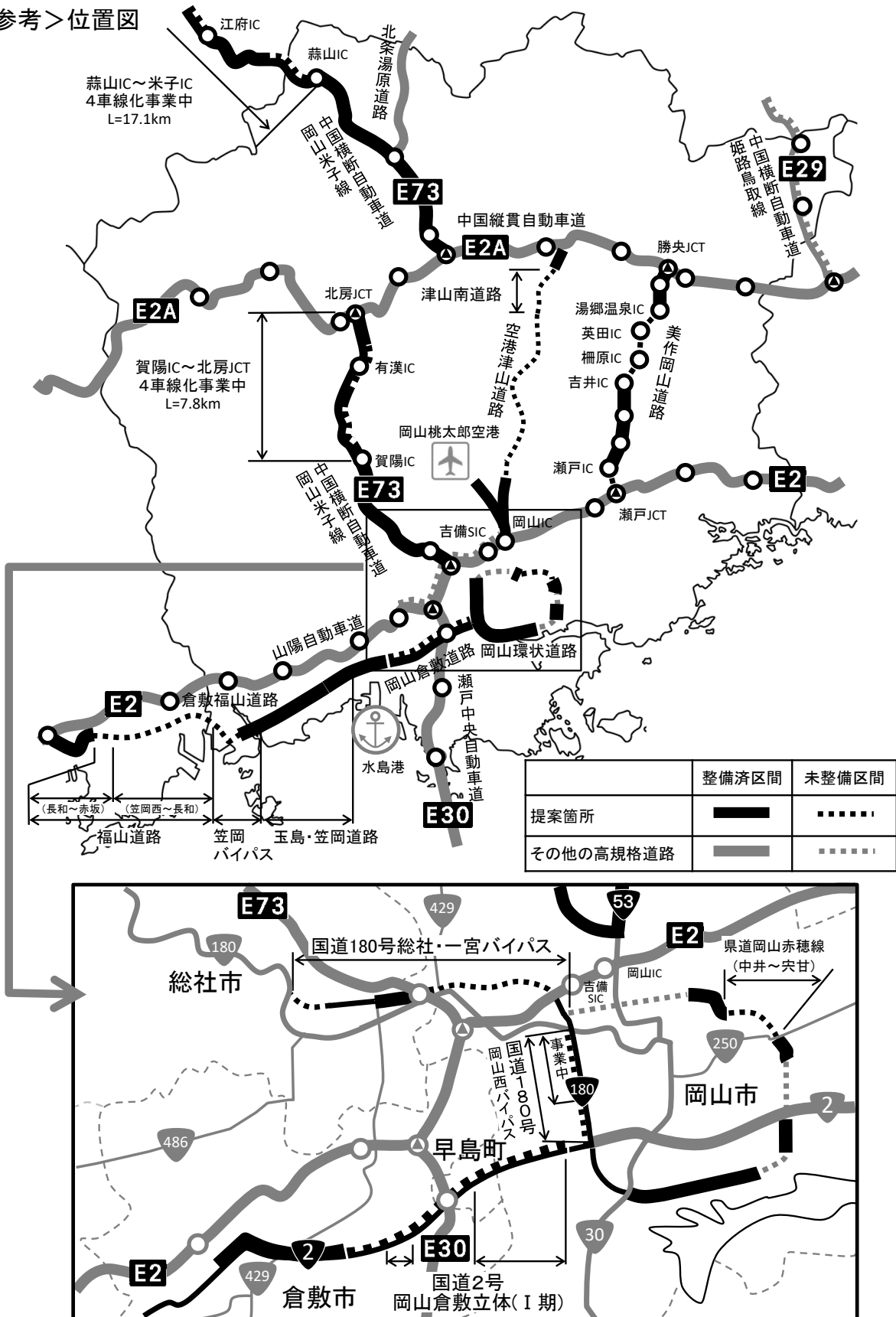
現状

- 本県は、県北と県南など地域間の連携強化や、空港・港湾・ICなどの交通拠点へのアクセス向上等により産業を振興するための道路整備が遅れている。
- 産業拠点や交通拠点間を結ぶ国道2号は、中国地方で屈指の交通量を有する大動脈であるが、主要渋滞箇所が連続するなど慢性的な渋滞が発生しているため、定時性や安全性、企業活動の生産性が著しく低下し、日常生活や産業振興に支障を来している。
- 南海トラフ地震発生時の備えとして中国横断自動車道岡山米子線と美作岡山道路のダブルネットワーク化は極めて重要である。

課題

○ 広域交流の拡大や地域間連携の促進、空港・港湾・ICなど交通拠点へのアクセス向上、渋滞対策に資する幹線道路ネットワークを形成し、生産性の向上等を図るため、高規格道路の早急な整備が必要である。

<参考>位置図



23 岡山桃太郎空港の機能強化及び老朽化対策

提案先省庁	国土交通省、財務省、出入国在留管理庁、厚生労働省、農林水産省
-------	--------------------------------

【提案事項】

(1) 岡山桃太郎空港の機能強化

① 補助制度の拡充

国管理の拠点空港に準ずる乗降客数の地方管理空港について、訪日外国人旅行者の受入拡大等に向けた旅客ターミナルビルの機能強化を支援する補助制度を拡充すること。

② C I Q施設の機能強化 新規

県が実施する空港機能強化にあたり、税関、出入国管理、検疫、防疫の各施設の充実を図るための準備・運営が円滑に進むよう、配意いただくこと。

(2) 岡山桃太郎空港の老朽化対策

多くの方に利用され、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路や航空灯火等の施設の老朽化対策に必要な予算を継続的に確保すること。

(提案の理由)

現状

- 2030年に訪日外客数6千万人を目標とする中、国管理空港だけでなく地方空港の重要性が高まっている。(令和6年度乗降客数:北九州空港(国)約121万人、新潟空港(国)約112万人、岡山桃太郎空港(地方)約138万人)
- 国の目標達成に向け、岡山桃太郎空港においても、国際線のさらなる増便等に対応できるよう、同時2便対応や利用者の利便性・快適性向上を図る旅客ターミナルビルをはじめとした施設の整備等を実施する必要がある。
- 旅客ターミナルビルを対象とした財政支援については、令和8(2026)年度から増築を伴う場合も補助対象となるよう制度が拡充された一方で、「現に新規就航・増便に支障が生じている」場合等に限られており、将来的なインバウンド需要の拡大に対応するための改修は対象となっていない。
- 全国の地方管理空港において、C I Q施設を国が区分所有している唯一の空港であり、国の同意等がなければ、機能強化を実施することができない。
- 岡山桃太郎空港は、中国地方では広島空港に次ぐ規模であり、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられている。
- 県民や近隣エリアの方々に、より一層利用され持続的に発展するよう、令和22(2040)年頃を見据え策定した「空港づくり基本構想」の管理運営戦略において、緊急輸送拠点としての機能を確保するため、老朽化対策に適切に取り組むこととしている。
- 滑走路や航空灯火等の施設については、昭和63(1988)年の開港以来38年が経過していることから、滑走路等の定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。

課題

- 訪日外国人旅行者は、将来にわたって増加していく見込みであるが、現在の旅客ターミナルビルは、既に狭隘化や老朽化が課題となっており、C I Q施設も含め、大幅な機能強化・長寿命化が必要である。
- 空港は、防災上においても重要な公共施設として機能を維持し、安定的に運用することが重要であり、老朽化対策を適切に進める必要がある。

24 森林整備法人に対する支援の充実

提案先省庁 林野庁

【提案事項】

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

(1) 地方財政措置の拡充

県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 森林整備補助制度の拡充

森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

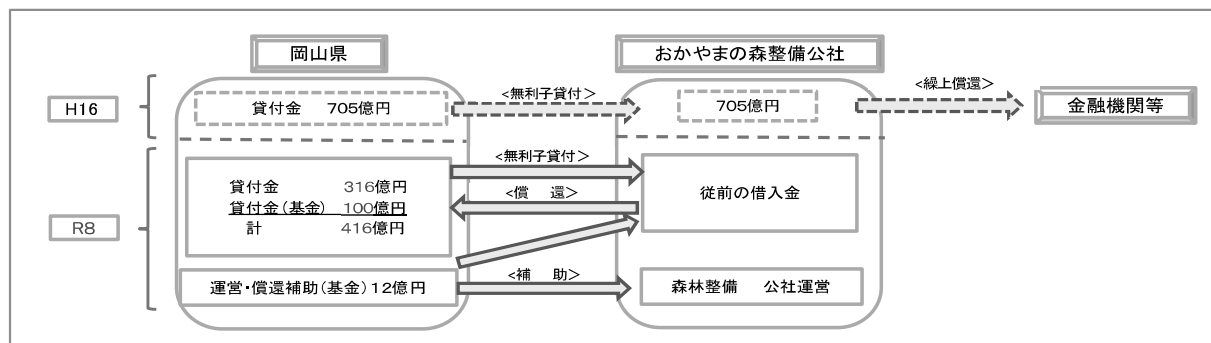
現状

- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和40(1965)年の設立以来、国の造林施策と相まって全国1位となる25千haの人工造林を行い、分収林として管理している。
- 平成16(2004)年には、木材価格の長期低迷等により経営存続が危ぶまれたことから、本県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、約705億円の債務を県の無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- 同時に、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。
- 公社が管理する森林では、伐採利用が可能な36年生以上の面積が8割を超え、今後、利用間伐や択伐等の収穫事業が増加する見込みであるが、木材価格や間伐等の補助制度等の変動により、公社の経営は不安定である。

課題

- 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

<参考> おかやまの森整備公社に係る予算措置状況 (R8(2026). 4. 1)



※一般財源416億円の調達にかかるコスト：約11.41億円(長期プライムレート2.80%)

25 酪農経営安定に係る支援

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

【提案事項】

国際情勢に起因した粗飼料や資材等の価格高騰により、全国的に酪農家の離農が加速していることから、持続的な酪農経営が保たれるよう、次の措置を講じること。

- (1) 牛乳・乳製品消費拡大の一層の推進
- (2) 粗飼料価格高騰に対する支援の拡充

(提案の理由)

現状

- 酪農経営は粗飼料の占める割合も高く、令和3(2021)年第1四半期と令和7(2025)年第2四半期の平均粗飼料価格を比較すると、17,723円/t上昇している。
- 燃料や光熱費、生産に必要な資材も高騰しており、生産コストが上昇している。
- 生乳は、貯蔵性に乏しいため、バターや脱脂粉乳等の長期保存が可能な乳製品の原料とすることで需給調整を行ってきたが、製造コストの上昇による製品価格の値上げ等の影響により牛乳・乳製品ともに需要が落ち込んでいる。
- 粗飼料については、配合飼料のように価格安定制度がなく、輸入粗飼料に依存している都府県酪農は大変厳しい状況である。
- また、国産飼料生産・利用拡大緊急対策により、輸入粗飼料に頼らない飼料基盤に立脚した畜産経営を目指しているところであるが、主食用米の高騰により水田を活用した粗飼料生産は減少している。

課題

- 令和7(2025)年度において乳価は4円/kg値上げされたが、生産コストの大きなウエイトを占める飼料の価格は高止まりしている。
- 高等学校等に牛乳を供給するなどの恒常的な消費や生乳不需要期における新たな施策を展開する必要がある。
- 都府県では離農に加えて後継牛も減少しており、生乳生産牛頭数の減少が見込まれ、今後の安定供給が危ぶまれる。
- 酪農経営が厳しい状況であるが、国において令和5(2023)年度以降は緊急措置が行われていない。
- 粗飼料高騰等に対応した経営安定制度がない。
- 都府県での粗飼料生産の主体となる水田の活用において、主食用米の価格変動により生産が不安定となっている。

26 家畜伝染病防疫体制の充実・強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

【提案事項】

(1) 国における防疫資材備蓄の強化

家畜伝染病発生時に発生県で備蓄する防疫措置に必要な密閉容器等が不足する場合には、国において迅速に供給できる体制を強化すること。

(2) 防疫対応における家畜所有者の負担 **新規**

大規模農場における防疫対応について、家畜所有者が行う取組を特定家畜伝染病防疫指針に明記するとともに、県が実施した防疫措置に係る経費について応分の負担を家畜所有者に求めること。

(3) 国の職員派遣の強化 **新規**

高病原性鳥インフルエンザなどの発生時、民間事業者の協力が得られるまでの間は、県・市町村などの職員で対応するが、十分な人員確保が困難であるため、国の職員の派遣を相当数増やすこと。

(提案の理由)

現 状

- 家畜伝染病のまん延防止には、迅速な防疫措置が必要なことから、各都道府県では必要な資材を備蓄しているが、大規模農場での発生や続発の場合には、不足する事態が起き、その時点の国による各県での備蓄状況の照会を踏まえ、発生県自ら供給可能県と調整により、緊急的な資材の確保を行っている状況である。
- 本県では、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置において、殺処分した鶏を原則焼却することとしており、多量の密閉容器が必要となる。なお続発等、状況によっては埋却も併用することもあり、その場合には大量のフレコンバック、ビニール袋も必要となる。
- 近年、消費者への畜産物の安定供給を図るため、施設の集約や大規模化及び人件費削減等により、生産効率を向上した大規模農場が増加している。
- 家畜伝染病が発生した場合には、まん延防止のため都道府県が防疫措置を行わざるを得ず、大規模農場での発生に対応する都道府県の負担は大きい。
- 家畜伝染病予防法第2条の2には家畜の所有者が第一義的責任を有すると規定されているが、特定家畜伝染病防疫指針には、家畜伝染病発生時の家畜の所有者の取組が明文化されていない。
- 防疫措置を都道府県が行う場合は家畜の所有者には金銭的負担はない。一方で、防疫措置を家畜の所有者が行う場合は、家畜の所有者は経費の1/2を負担する必要があり、家畜の所有者自らが防疫措置を率先して行う仕組みになっていない。
- 本県では、防疫措置開始時は、県職員のみで対応している。その後、市町村、JA、農政局などの派遣は得られるが、市町村やJAは職員数に限りがあり、大勢の派遣は困難な状況だが、農水省からは、県職員等の動員者が少ないと指摘がある。

課題

- 家畜伝染病の大規模農場での発生や続発により、発生県で備蓄する防疫措置に必要な資材が不足する場合には、迅速に供給される必要がある。
- 特に、殺処分した家きん等を封入する密閉容器は民間業者での在庫が少ない上、焼却を行う県が増えており、高病原性鳥インフルエンザの全国的なまん延時に備え、国が備蓄するよう体制を見直す必要がある。
- 県や市町村では、通常業務と並行して防疫作業を行う必要があり、長時間労働や対応の長期化などにより、県民サービスや職員の健康面において支障が出ている。
- 営利活動として畜産業を行っている家畜所有者に対しては、家畜伝染病発生時に一定の負担を義務付けられるよう特定家畜伝染病防疫指針などに明文化する必要がある。
- 鶏や豚では企業化が進んでおり、同一事業者が複数の県で農場を所有している事例が多数あり、各県が家畜の所有者に費用負担を求める場合、一律の対応をとる必要がある。
- 家畜伝染病予防法業務は、法定受託事務であり、本来国が行う事務であることから、農政局職員などのさらなる動員が望まれる。本県では、畜産と無関係な職員の動員に対する理解が年々得られにくくなっている。

27 カキ養殖における安定生産の確保

提案先省庁	水産庁
-------	-----

【提案事項】

本県をはじめ、瀬戸内海におけるカキ養殖について、将来にわたって安定的な生産が行われるよう、国において必要となる予算を確保し、次の事項について主体的かつ積極的に取り組むこと。**新規**

- (1) 養殖カキの安定生産に向けたへい死の原因究明と漁場環境等のモニタリング体制の整備
- (2) 高水温など気候変動に対応するためのカキ養殖技術の確立

(提案の理由)

現状

- カキ養殖は瀬戸内海の重要な漁業種類であるが、令和 7(2025)年に瀬戸内海全域で大量へい死が発生し、本県においても、被害が多い場所ではへい死割合が8割に及んだ。
- 大量へい死の発生を受けて、国は令和 7(2025)年 12 月に被害を受けたカキ生産者への支援を取りまとめた政策パッケージを発表し、中長期的対策として、水産庁や水研機構、関係府県で組織する「マガキ大量死に関する連絡協議会」において、徹底した原因究明を実施することとした。

課題

- 本県をはじめ瀬戸内海のカキ生産府県では、へい死原因の究明に向け、漁場環境データの分析や調査が進められているが、高水温や高塩分、貧栄養、貧酸素など様々な要因が指摘されており、現時点では詳細が明らかになっていない。
- へい死原因を明らかにするためには、政策パッケージが示すとおり、「マガキ大量死に関する連絡協議会」の枠組みにより、国や府県の研究機関が進めている調査・研究の成果を共有しつつ、国が中心となって徹底した原因究明を行う必要がある。
- 養殖カキの安定生産を確保するためには、へい死原因を明確にした上で、大量へい死のリスク低減を目的としたモニタリング体制の整備や気候変動に対応した養殖技術の確立に取り組む必要があるが、広域的な取組となることから、国が、必要となる予算を確保し、関係府県と連携して強力に取組を推進するなど、国の主体的かつ積極的な関与が不可欠である。

〈参考〉マガキ大量死に関する連絡協議会の開催状況

- | | | |
|-------|------------------|--|
| 第 1 回 | 令和 7(2025)年 12 月 | 国の状況説明、各府県からの報告、今後の対策に向けた試験研究 |
| 第 2 回 | 令和 8(2026)年 1 月 | 国・各府県の状況報告、現時点での対策、原因究明・対策に向けた今後のスケジュール等 |
| 第 3 回 | 令和 8(2026)年 3 月 | 国・各府県の状況報告、各府県の令和 8 年度取組計画 |

28 社会資本整備の推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省
-------	--------------------------------------

【提案事項】

県民の生命・財産・暮らしを守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川、道路や港湾、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を十分に確保し、その推進を図ること。

さらに、地方自治体の財政負担を軽減し、効果的に長寿命化対策を行えるよう、起債制度を継続すること。

- (1) 集中豪雨や大型台風への備え、水害を防止するための河川整備
- (2) 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- (3) 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- (4) 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための航路や泊地の浚渫などの港湾整備
- (5) 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- (6) 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための上下水道の整備
- (7) 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守るためのため池、防災施設の整備
- (8) 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備
- (9) 森林吸収源の機能強化及び花粉発生源対策の推進のための間伐や再造林などの森林整備 **新規**
- (10) 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備
- (11) 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- (12) 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進
- (13) 公共施設等適正管理推進事業債の継続 **新規**

(提案の理由)

現状

- 産業の振興や安心して豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 防災・減災対策の強化や生産性向上のためのインフラ整備の重点化を推進するため、令和8(2026)年度の国の公共事業関係予算は、前年度と同程度(前年度比100%)とされたところである。また、「第1次国土強靱化実施中期計画」により、国土強靱化の取組を加速化させるための予算が措置されているところであるが、建設資材価格や人件費の上昇に伴い、建設工事費は年々上昇しており、今後も、維持管理や点検・更新などに要するコストの増大が見込まれることから、防災・減災対策や生産性向上に資する、河川改

修、港湾改修・浚渫、砂防えん堤の整備、道路の整備、森林の整備等の社会資本整備に要する予算確保については、依然として厳しい状況である。

課題

- 本県に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨災害や、近年激甚化・頻発化している大規模な自然災害の発生状況や、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化の加速度的な進行状況を踏まえると、令和 7 (2025) 年 6 月に策定された第 1 次国土強靱化実施中期計画に基づき、国土強靱化の取組を国と地方が一丸となって、さらに推進させる必要がある。
- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、県産の食料・木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務であるが、安全で快適な生活を実現するための社会資本整備に必要な予算は、依然として不足しており、建設工事費の上昇を踏まえた公共事業関係予算の拡充と安定的な確保が必要である。
- 公共施設等適正管理推進事業債は令和 8 (2026) 年度までの措置となっているが、引き続き、地方自治体の財政負担を軽減し、効果的に長寿命化対策を行えるよう、事業期間を延長する必要がある。

29 医療提供体制の充実

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

(1) 医療機関の経営安定化に向けた支援の強化 新規

保険医療機関は、公定価格である診療報酬によって運営されており、物価や人件費の上昇の影響を価格転嫁できないことから、引き続き、診療報酬改定や補助制度の充実などにより、医療機関の経営安定化に向けた支援を強化すること。

特に、大学病院や、医療計画に定める5疾病6事業等において拠点的な役割を担う医療機関に対し、地域の医療提供体制において担っている役割に応じて、必要な支援を行うこと。

また、医療DXの推進にあたっては、医療機関に過度な負担がかかることのないよう、システム導入や運用に係るコスト等について必要な支援を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 国において、医療機関の経営状況について、令和5(2023)年度と令和6(2024)年度を比較したところ、病院・医科診療所とも、医業利益の赤字割合は拡大している。
- 国は、医療機関等の厳しい状況を踏まえ、令和7(2025)年度補正予算において「医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援」として支援策を講じた。また、令和8(2028)年診療報酬改定は本体改定率3.09%増となった。
- 国は、「医療・介護等支援医療DXの推進に関する工程表」(令和5(2023)年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき、医療機関への電子カルテ及び電子処方箋の導入促進や、全国医療情報プラットフォームの構築に取り組んでいる。

課題

- 国の経済対策及び診療報酬改定において、医療機関に対し一定の支援が行われたが、今後も医療機関の動向を注視しながら、状況に応じた支援を行う必要がある。
- 大学病院は、高度医療を行うため高額な医薬品や医療材料が必要であり、加えて高機能な医療機器や設備を24時間体制で稼働させるため光熱費や人件費も高額となる。また、5疾病6事業等において拠点的な役割を担う医療機関は、地域の医療提供体制を維持するため、採算性の低い医療も積極的に担っている。これらの医療機関は、厳しい経営状況の中、地域で求められる医療提供を継続するため、施設や設備への投資を先送りせざるを得ない状況となっている。
- 日本医師会が、紙カルテを利用する診療所を対象に行った調査では、電子カルテを導入できない理由として「導入費用が高額であり負担できない」、「操作に時間がか

かり、診療が十分できなくなる」といった回答が多く見られたことから、財政支援と併せ、高齢の医療従事者でも使いやすいシステムの開発促進や、DX人材の育成・確保も行っていく必要がある。

<参考>

○令和7(2025)年度経済対策補正予算の概要

「医療・介護等支援パッケージ(医療分野)」

- ア 賃上げ・物価上昇に対する支援 5,341億円(賃上げ1,536億円・物価上昇3,805億円)
- イ 施設整備の促進に対する支援 462億円
- ウ (独)福祉医療機構による優遇融資等の実施 804億円(優遇融資を行うための福祉医療機構の財政基盤安定化等・資本性劣後ローンの融資財源)
- エ 医療分野における生産性向上に対する支援 200億円
- オ 病床数の適正化に対する支援 3,490億円
- カ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援 72億円

○令和8(2026)年度診療報酬改定の概要

本体改定率 +3.09%

(内訳)賃上げ分+1.70%、物価対応分+0.76%、食費・光熱水費分+0.09%、令和6(2024)年度改訂以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分+0.44%、適性化・効率化分▲0.15%、通常改定分+0.25%

○電子カルテ及び電子処方箋の導入率

・電子カルテ(令和5(2023)年10月1日時点)

病院：岡山県70.4%、全国62.5%、一般診療所：岡山県50.1%、全国55.0%

・電子処方箋(令和7(2025)年10月時点)

病院：岡山県18.1%、全国17.3%、医科診療所：岡山県21.5%、全国23.3%

【提案事項】

(2) 新たな地域医療構想への対応 新規

新たな地域医療構想は、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図るものとなることから、都道府県の財政負担軽減に配慮しつつ、地域医療介護総合確保基金の対象事業を拡充すること。

また、新たな地域医療構想が策定されるまでの期間も、医療機関の施設・設備整備や病床の再編に切れ目なく取り組むことができるよう、基金による財政支援について、空白期間が生じないよう配慮すること。

さらに、新たな地域医療構想の策定にあたって、地域における協議が十分になされるよう、都道府県の求めに応じ必要なデータの早期提供を行うなど、きめ細かな支援を行うこと。

(提案の理由)

現 状

- 令和7(2025)年12月に公布された医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号)により、令和9(2027)年4月1日から、新たな地域医療構想に基づく取組が開始される。なお、経過措置により、令和11(2029)年3月31日までの間は、都道府県が新たな地域医療構想を策定するまで、従前の構想が新たな構想とみなされる。
- 地域医療介護総合確保基金を活用する事業のうち、事業区分I-1及びI-2の活用は令和8(2026)年度までとされており、令和9(2027)年度以降の財政支援制度については、現時点で示されていない。
- 基金の造成に係る負担割合について、区分I-2は全額が国負担となっているが、その他の区分については1/3が県負担となっているため、医療機関等からの要望に応えられるだけの予算確保ができない状況にある。

課 題

- 医療機関の再編や施設・設備整備に向けた取組は、複数年にわたる計画を策定し、実施する必要がある。令和9(2027)年度以降の具体的な財政支援制度が示されていないため、資金計画の検討に支障が生じている事例がある。
- 新たな地域医療構想の内容は、入院医療に加え、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等まで多岐にわたることから、県において議論に必要なデータを入手・分析することが困難である。

<参考>

- 地域医療介護総合確保基金を活用した事業（医療分）
 - 【区分Ⅰ-1】 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ・ 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業
 - ・ 医療介護連携体制整備事業 等
 - 【区分Ⅰ-2】 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
 - ・ 病床機能再編支援事業
 - 【区分Ⅱ】 居宅等における医療の提供に関する事業
 - ・ 糖尿病等の生活習慣病に係る医療連携の推進に関する事業
 - ・ かかりつけ医認定事業 等
 - 【区分Ⅳ】 医療従事者の確保に関する事業
 - ・ 地域医療支援センターの運営
 - ・ 岡山大学及び川崎医科大学への寄附講座の設置
 - ・ 看護師等養成所運営費補助事業 等
 - 【区分Ⅵ】 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
 - ・ 地域医療勤務環境改善体制整備事業
 - ・ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業
 - 【新区分】 生産性向上支援に関する事業（所要の法改正を行う予定）

- 新たな地域医療構想に関する取りまとめ(令和6(2024)年12月18日 新たな地域医療構想等に関する検討会より抜粋)
 - (4) 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金について、現在、令和8(2026)年度まで現行の病床の機能分化・連携の支援を行うこととしているが、令和9(2027)年度から、新たな地域医療構想の取組を推進するため、病床の機能分化・連携の支援に加え、医療機関機能の確保に向けた取組を支援することが適当である。具体的には、地域医療介護総合確保基金の対象に、医療機関機能に着目した医療機関の連携・再編・集約化に向けた施設・設備整備の支援を追加することが適当である。

【提案事項】

(3) 専門研修プログラムにおける適切な募集定員の設定

令和9(2027)年度以降の専門研修プログラムの専攻医募集定員に係る都道府県別、診療科別シーリングについて、医師が一定以上集積している首都圏において真に効果が発揮できる合理的な制度にすること。

また、シーリング制度自体の是非も含めた不断の見直しを行うとともに、シーリング案の検討過程で地域の医療現場の多様な意見を十分に反映する機会を設けること。

(提案の理由)

現状

- 専攻医の採用実績について、医師少数県16県のうち、令和7(2025)年度にシーリング制度開始以降最高となった県は、千葉県、埼玉県、群馬県など首都圏を中心とした5県であり、東北・北陸地方には存在していない。一方で、東京都は高止まりとなっており、中程度県である神奈川県は増加している。
- 特別地域連携プログラムについて、連携先となる県は東日本に偏在しており、令和7(2025)年度に採用実績のある県は、全て東日本である。また、東京都の連携先は、茨城県、埼玉県、千葉県など近隣県が大半である。さらに、採用人数も減少傾向にある。
- 通常、研修医療機関は、関係医療機関とも連携・調整して、指導医を確保し、初期臨床研修から専門研修まで、一貫通貫したプログラムを用意している。
- 本県の大学等のプログラムでは、専攻医が中四国エリアを含むへき地や連携施設で研修している。また、専門医資格取得後も大学等から多数の医師が県内外の関連施設へ派遣されるなど、地域医療の確保や医師・診療科の偏在是正に広域的に貢献している。
加算措置として常勤指導医の派遣実績が考慮されたが、医師全体の派遣実績を考慮する仕組みは設けられていない。
- 本県には、中四国地方で唯一がんゲノム医療中核拠点病院に選定された病院があるなど、高度・先進的な医療提供において広域的に貢献しているが、そうした貢献を評価する仕組みは設けられていない。
- 本県のように大学病院が複数ある府県では、主に教育や研究に従事する医師数が臨床医と同様に取り扱われ、臨床の実態よりも医師数が多く算出されている。その結果に基づき、これまでの本県のシーリング対象診療科が決定されるとともに、令和9(2027)年度の専攻医シーリング案においては、シーリング対象診療科が令和8(2026)年度から4診療科増の9診療科となった。

	内科	小児科	精神科	放射線科	麻酔科	皮膚科	眼科	耳鼻科	形成外科
通常プログラム数 (加算分含む)	49 (49)	14(14)	9(9)	6(6)	8(8)	6(-)	6(-)	3(-)	3(-)
通常プログラム数 (常勤派遣分)	4 (4)	0	1(1)	0	0	1	0(-)	0	0
連携プログラム数	3 (3)	0	0(0)	1(1)	1(1)	0	1(-)	2(-)	1(-)
特別地域連携プログラム	5 (5)	0	1(1)	1(1)	6(6)	0	0	2(-)	3(-)
精神科指定医連携 枠	0	0	1(0)	0	0	0	0	0	0
計	61(61)	14(14)	12(12)	8(8)	15(15)	7(-)	7(-)	7(-)	7(-)

※()は令和8(2026)年度分。太枠が増加分。

- 令和8(2026)年度以降の専攻医採用数の上限(シーリング)の仕組みについて、通常プログラム数が単純に都道府県人口で按分されたことに加え、特別地域連携プログラムの定員数がシーリング内に設定されるなど、算定方法が大きく見直され、令和8(2026)年度の本県の定員数が大きく減少することとなった。シーリングがある診療科においては、応募が敬遠され、専攻医が定員を充足しない事態が生じている。

診療科	令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
	シーリング数	採用数	シーリング数	採用数
内科	68	63	61(▲7)	61
小児科	14	4	14(-)	5
精神科	13	10	12(▲1)	14
放射線科	9	7	8(▲1)	7
麻酔科	23	15	15(▲8)	15

- 医師法に基づき都道府県知事がシーリング案に対して意見を述べることは、厚生労働大臣が承認する直前の1回のみである。令和9(2027)年度のシーリングについて、案段階である診療科拡大の見込みを都道府県や学会に示すなど、影響を受ける都道府県の意見を聞くことなく、実質的な作業が進められた。

課題

- 専攻医の採用数は、シーリング制度開始以降、東京都において減少せず、首都圏全体では増加しているが、医師不足が深刻な東北・北陸地方において増加しておらず、制度の効果が発揮されていない。
- 東京都は、近隣に連携先が存在するため、定員の充足が容易である。一方、西日本の医師多数県は、連携先が土地勘のない遠隔地であり、専攻医にとって負担や不安が大きいため定員を充足することが困難であり、その結果が翌年度以降のシーリング数減少につながる事となる。また、採用人数が減少傾向にあり、医師偏在対策として機能していない。
- シーリング制度による専攻医の採用抑制は、研修医療機関における一貫通貫の研修による体系的かつ効果的な人材育成を阻害している。
- 専攻医の減少に伴い、大学病院等における医師不足が生じることにより、大学病院等から派遣している指導医を含めた医師の引上げにつながる。その結果、広域的な医師偏在是正や医師派遣機能の維持が困難となる。このため、シーリング制度を継続するとしても、常勤指導医だけでなく、医師全体の派遣実績を適切に評価する必要がある。
- シーリング対象科の決定に当たり、教育・研究に従事する医師数や広域的な患者を対象とした高度・先進的な医療に携わる医師数を考慮するなど、地域の状況を適切に反映させる必要がある。
- シーリングがあることにより定員を充足しなかった結果が翌年度以降のシーリング数減少につながり、過剰なシーリングが課されることとなるため、適切な補正措置を講じる必要がある。
- 医師多数県も含めた地域の医療現場の多様な意見をシーリング案に反映できるよう、シーリング案の検討段階から都道府県が意見を述べる機会を設ける必要がある。

【提案事項】

- (4) 臨床研修医の募集定員に係る適切な都道府県別上限の設定
臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、地域医療の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。

(提案の理由)

現 状

- 国が定める臨床研修医の都道府県別募集定員について、令和3(2021)年度分から、募集定員倍率の縮小など算定方法が変更され、本県の定員は前年までの水準から大幅に削減(令和3(2021)年度203人(前年比△56人))され、県医療対策協議会や臨床研修病院会議の関係者からは、定員削減に対する強い反対意見や、県内外の地域医療を支えている医育機関の特殊性・重要性に配慮すべきとの主張があり、調整は難航した。
- その後、令和6(2024)年度分までは、加算措置により、募集定員は200人台を維持したものの、令和7(2025)年度分以降は減少を続け、令和9(2027)年度分は、前年度から2減の186人となった。

課 題

- 現在の仕組みは、募集定員は前年度から増加することはないものとなっているが、病院の希望どおりに定員を配分してもなお余剰が発生する県が令和8(2026)年度分で10県あり、そうした余剰分を定員が削減された本県等へ移行できる仕組みを作るなど、より弾力的なものにする必要がある。

【提案事項】

(5) 医療施設等運営費補助金（へき地医療拠点病院運営事業）の拡充

へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっているが、へき地診療所へ医師派遣を行っている地域の病院に対して派遣を行った場合も対象となるよう制度を拡充すること。

(提案の理由)

現状

- へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっている。
- 県内9施設あるへき地医療拠点病院が、医師派遣の要望があったへき地診療所に対して派遣を行っているが、島しょ部などの遠方のへき地診療所へ派遣する場合、移動時間を多く要しており、へき地医療拠点病院の負担が大きくなっている。
- へき地診療所への医師派遣は、へき地医療拠点病院以外にも地域の病院から行われている場合もあるため、そういった地域の病院に対してへき地医療拠点病院から医師派遣を行うことで、へき地診療所の医師確保を図ることが考えられるが、その運営費については補助金の対象にはなっていない。
- 上記の遠方への医師派遣の負担や、補助金の対象について、県医療対策協議会やへき地医療拠点病院連絡協議会においても、関係者からその改善について要望されている。
- 国のへき地保健医療対策検討会が平成27(2015)年3月に出した報告書の中でも、常勤医師の確保が極めて困難になりつつある、へき地診療所の医師確保の対応策として、「循環型で複数の医師を派遣していく体制を整備する」ことなどが挙げられている。

課題

- 限られた医療資源を有効に活用するため、へき地診療所への医師派遣をより効率的なものにする必要がある。
- へき地医療拠点病院が、直接へき地診療所へ派遣する場合から、地域の病院へ医師派遣を行い、地域の病院からへき地診療所へ医師派遣を行う場合に変更した場合、補助金の対象外となり、へき地医療拠点病院の財政負担が生じる。
- 直接へき地診療所へ医師派遣する場合と同様に補助金の対象とすることで、効率的な医師派遣に取り組みやすくする必要がある。

<参考>

- へき地関連施設数
へき地医療拠点病院 9、へき地診療所 48
- へき地診療所からの医師派遣要望数

(日)

R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)
1,045	1,395	1,536	1,447	1,509

30 高齢者・障害者支援対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた支援の強化

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業運営のインセンティブを高めるなどの抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、夜間・早朝・深夜における訪問看護・訪問介護など中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、高齢化とともに過疎化が進行する中山間地域等では、事業者の参入や事業継続が困難になっている。
- 中山間地域等において訪問や通所サービスを提供する事業所は、利用者にサービス提供を行うための移動距離が長く、車両の燃料代の高騰による負担増などにより収支が悪化しているほか、人材不足等により、経営が厳しい状況にある。
- 今後、要介護や認知症の高齢者は増加していく見込みであり、重度化を防ぐ介護予防や認知症予防は介護保険制度を維持する上で重要である。こうした取組をより一層推進していくため、介護人材の確保・育成をはじめ各種施策を安定的かつ持続的に実施できる体制づくりや財源の確保が急務となっている。

課題

- 人口減少や過疎化に伴って、今後、介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、サービスや介護報酬を含め抜本的な対策を講じ、事業者の参入や事業継続を支援する必要がある。

【提案事項】

(2) 障害福祉施策の充実 新規

障害福祉サービスを維持・向上するため、中山間地域においても利用者に応じた適切な障害福祉サービスを受けることができるよう、地域の実情に応じた支援策を講じること。

また、強度行動障害を有する児者を地域全体で支える支援体制の構築を一層推進するため、報酬体系、支援人材育成、地域における支援体制整備を総合的に推進する制度のさらなる充実を図ること。

(提案の理由)

現 状

- 中山間地域においては、就労継続支援A型や短期入所等の事業所がない市町村がある。特に就労継続支援A型は、産業集積の乏しい中山間地域では施設外就労先の確保や移動等の問題があり生産活動収入の拡大が進まず、最低賃金の上昇による支出の増加も伴い、廃業が相次いでいる。（中山間地域における就労継続支援A型事業所：平成31(2019)年4月1日 19事業所→令和7(2025)年4月1日 12事業所）
- 令和6(2024)年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者への集中的支援や支援人材の育成を評価する仕組みが創設・拡充されるとともに、国においても、地域における支援体制整備の重要性が明示されたところである。
一方、支援には高度な専門性と豊富な実務経験が不可欠であることから、地域によって支援人材や体制の整備状況に差が生じており、必要な支援を受けられない児者が生じている。

課 題

- 人口減少や過疎化に伴って、今後、さらに障害福祉サービスの提供が困難となる中山間地域においても障害福祉サービスを維持、向上するためには、都市部と異なる実情を踏まえ、地域特性に応じた報酬や運営基準とする必要がある。
- 現在の報酬体系では、支援現場が抱えるコストやリスクが十分に考慮されていないため、報酬や人員配置基準の見直し、個別リスク発生時の財政支援等が必要である。
- 強度行動障害を有する児者への支援は、事業所や個々の支援者の力量に依存している現状を踏まえ、地域全体の支援力を底上げする必要がある。

31 福祉・介護人材の確保

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等により、一層の処遇改善策を講じること。

特に、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。

（提案の理由）

現 状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等により処遇改善が図られてきたが、給与水準や労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、県内の有効求人倍率(令和6(2024)年度平均値)は4.08倍と全職種の1.44倍を大きく上回っており、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- また、県の介護職員の需給推計では、令和12(2030)年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには約3万8千人が必要となり、今後の離職者や入職者等の推移を踏まえると約2千7百人不足すると見込まれている。（「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」）
- こうした状況を踏まえ、県では、就職フェアなど各種イベントやSNS等での情報発信を通じたイメージアップやPR、就労促進を図るための看護学生の訪問看護体験事業などの実施、業務の効率化等を目的とした介護ロボットやICTの導入支援など、人材確保等に向けた各種取組を行っている。
- 国においても、平成21(2009)年度以降、介護保険制度での介護職員の処遇改善の取組を進めているが、令和6(2024)年の国調査では、訪問介護従事者及び介護職員（医療・福祉施設等）の賞与込み給与の全国平均は約30.3万円と、全産業平均の約38.6万円に比べ約8.3万円低くなっている。（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）
- 介護老人福祉施設等においては、医療的ケアの必要な入所者の増加や感染症への対応など、看護職の必要性や重要性が増しており、介護現場における看護職の処遇改善が必要となっている。
- 介護支援専門員については、居宅介護サービスの要であるにもかかわらず給与水準が低く、令和8(2026)年6月から新たに処遇改善加算の対象とされたが、今後、人材確保・定着促進に向けて、より一層の処遇改善や業務負担の軽減などを実施していく必要がある。
- 県内の障害福祉サービス等の事業所数(令和7(2025)年4月1日現在)は約2,940か所と5年前の1.2倍に増加し、必要とされる従事者が増えている中、報酬改定等により改善が図られているものの、依然として給与水準が全産業平均より低い状況にあり、労働環境の厳しさも相まって、人材確保が喫緊の課題となっていることから、一層の処遇改善が必要である。

課題

- 将来に向けて、福祉・介護現場における人材の需給ギャップを埋めていくためには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施することはもとより、国においても、給与水準の引上げ等の処遇改善や生産性向上に関する効果的な事業の実施など、さらなる取組の推進が求められる。

32 子宮頸がん予防

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

子宮頸がんの予防については、HPVワクチンの接種と若い世代のがん検診の受診の促進をあわせて行うことが効果的である。

8年間以上に及ぶHPVワクチン接種の積極的勧奨の中断により、今なお接種率が低迷しており、他の定期接種の水準に及んでいない状況にあることから、国においては、ワクチンに関する正しい知識についてより積極的に情報提供を行い、ワクチンに関する正確な情報を対象者に確実に届けること。

あわせて、より若い年齢で接種を行えるよう、定期接種の対象年齢を、ワクチンの製造販売承認の対象年齢に合わせ、9歳に引き下げること。

また、HPVは主に性的接触で男女を問わず繰り返し感染するウイルスであることから、男性に対する定期接種についても速やかに検討を進め、結論を出すこと。

加えて、ワクチン接種だけではすべての子宮頸がんを予防できないことから、がんの早期発見・早期治療につながるよう、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた情報提供を充実させること。

（提案の理由）

現状

- 現在、国内では年間約1.1万人が子宮頸がん罹患し、約3,000人が死亡しており、特に若い世代を中心に罹患率が増加している状況にある。
- 子宮頸がんの予防については、県では、動画等の啓発コンテンツを作成、活用するとともに、岡山県出身のタレントを予防啓発アンバサダーに任命し、街頭プロモーションや、SNS広告の配信を行ってきた。さらに、令和7（2025）年度は、AI技術の活用により、若い世代の共感を呼ぶバーチャルインフルエンサーを作成し、行政からの信頼性の高い情報をわかりやすくSNS等で発信することで、正しい知識の普及に積極的に取り組んでいる。
- 令和2（2020）年11月に、WHOは、2030年までに、15歳までの女子の90%がHPVワクチンを接種することなどの目標を設定した。令和6（2024）年の接種率はカナダ、オーストラリア、韓国で8割を超えており、令和8（2025）年1月時点では160か国で公的な予防接種が行われている。
- 令和3（2021）年11月26日付けの国の通知により、平成25（2013）年6月からHPVワクチン接種の積極的勧奨を差し控えている状態は終了したが、HPVワクチンに関する正しい知識が十分に浸透していない。
- 令和5（2023）年4月から、新たに9価HPVワクチンが定期接種に追加され、令和8（2026）年4月から、2価及び4価ワクチンを除く9価ワクチンのみ定期接種で用いるワクチンとされた。

- HPVワクチンはHPVに感染していない初交前に接種することが重要であり、より若い年齢での接種にメリットがある。
- 定期接種対象年齢の9歳への引き下げにより、9歳以上で実施する他の定期接種（日本脳炎ワクチン、二種混合ワクチン）と連続性を持って接種勧奨が可能となり、接種率向上が期待できる。また、通院回数等の負担が軽減できる2回接種の期間（15歳未満）が拡大される。
- 国審議会において、令和7（2025）年8月に9価HPVワクチンの前駆病変を含む肛門癌（男女）及び尖圭コンジローマ（男性）の予防に対する適応拡大が薬事承認されたが、HPVワクチンの男性接種の定期接種化に係る費用対効果等については、引き続き検討を行うこととしている。
- 検診（岡山県・令和4（2022）年度）については、49.4%と目標の60.0%に達しておらず、20代の受診率は30.7%と低くなっており、若年層に向けた情報提供の充実が必要である。

課題

- HPVワクチンについて、接種対象者等に、定期接種であることやエビデンスに基づいた効果やリスクなどの正しい知識が十分に届いていない。
- 8年以上、国が積極的勧奨を控えていたことにより、諸外国と比べ、接種率が未だ低い状況となっている。
- HPVは主に性的接触で男女を問わず繰り返し感染するウイルスであるが、HPVワクチンの男性接種の定期接種化が実現しておらず、HPV感染の予防が効果的に行えていない。
- 20歳代の子宮頸がん検診受診率が伸び悩んでいる。

33 受動喫煙防止対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2(2020)年4月から全面施行された健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)に関して、その内容について一層の理解が進むよう、引き続き国において国民や施設の管理者等への周知徹底を図るとともに、必要な財源確保を行うこと。

また、特例措置により改正法の適用が猶予され、屋内の全部又は一部で喫煙が認められた小規模な既存飲食店について、5年間の調査と分析を踏まえて、経過措置期間の撤廃に向けた必要な措置を講ずること。

(提案の理由)

現状

- 改正法では、多数の者が利用する建物内を罰則付きで原則禁煙とする一方、施設の類型に応じ、一定条件下で喫煙場所・喫煙専用室等の設置が認められている。
- また、特例措置として、客席面積が100㎡以下で個人等が経営する小規模な既存飲食店については、喫煙専用室等の設置が事業継続に与える影響に配慮し、屋内の全部を喫煙可とする喫煙可能室の設置が認められている。
- 本県では岡山県受動喫煙防止条例を制定し、上記特例措置に関し、従業員を雇用する店に対し、屋内全部を喫煙可能室としない努力義務を定めている。
- 国では、受動喫煙防止に関する普及啓発や飲食店等における喫煙専用室等の整備に取り組んでいるが、そのための予算は漸減傾向にある。
- 国では、改正法施行5年経過後の見直しに向け、受動喫煙防止対策の在り方に関する検討を開始したところである。

課題

- 改正法は全面施行となったが、施設の類型ごとに例外的に認められる、喫煙場所・喫煙専用室等の設置基準等を定めた政省令について、引き続き国民や施設の管理者等への理解を進める必要がある。
- 特例措置により改正法の適用が猶予された小規模な既存飲食店については、その従業員が受動喫煙にさらされるおそれがあるが、その終期は示されていない。

34 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

【提案事項】

ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めるとともに、社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。

また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

(提案の理由)

現状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて107名（令和8（2026）年4月1日現在）の入所者が生活しており、県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において両園の将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 両園に残されている過去の文献等は歴史の教訓とするべき貴重な資料であり、県では、収集した資料を取りまとめた資料集「長島は語る」を刊行するなど、残された資料を後世につなぐ努力をしている。平成31（2019）年3月に両園の建造物10件（長島愛生園5件、邑久光明園5件）が、令和8（2026）年3月に長島愛生園の建造物3件が国の登録有形文化財に登録された。

課題

- 令和6（2024）年11月～12月に厚生労働省が実施した「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」の結果でも示されたように、ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において両園の将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等を適切に保全していく必要がある。

35 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進

提案先省庁	こども家庭庁、法務省、厚生労働省
-------	------------------

【提案事項】

(1) 養育費確保に向けた仕組みの構築

離婚後も親として経済的な責任を果たし、子どもの生活を支えることは、子どもの成長に不可欠である。

令和6(2024)年5月の民法改正により、法定養育費制度の導入等がなされたところであるが、離婚時における養育費の取決めの義務化や取り決めた内容の履行を確保するための制度導入など、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。

(提案の理由)

現状

- 令和3(2021)年度全国ひとり親世帯等調査では、母子家庭における養育費の取決め率は約47%、受給率は約28%と低い状況にある。
- 平成23(2011)年の民法改正により、父母が離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担が明示され(民法第766条第1項)、離婚届書に養育費取決めの有無をチェックする欄が追加されたが、そのチェック率は約57%(令和7(2025)年1月~3月)となっている。
- 国は、令和6(2024)年5月に民法を改正し、法定養育費制度の導入や、養育費債権に先取特権を付与する規定を設けた(令和8(2026)年4月1日施行)。
- 県では、市町村窓口(戸籍、相談)担当者、ひとり親支援団体等を対象とした研修会の開催、養育費取決め等のためにひとり親が家庭裁判所等を訪れる際の同行など離婚前後のひとり親に対する支援に加え、公正証書の作成等に対する補助を行っている。

課題

- 養育費は子どもの成長に不可欠なものであり、その請求は子どものための大切な権利であるが、その取決めの状況は依然として低調である。令和6(2024)年5月の民法改正により、取決めの実効性や養育費に関する裁判手続きの利便性の向上は期待されるものの、確実な支払いを担保するための仕組みづくりが必要である。

【提案事項】

(2) 児童虐待防止に向けた体制強化

① 児童福祉司スーパーバイザーの配置標準の見直し

児童相談所における児童福祉司の急激な増員に伴い、経験の浅い職員が増加していることから、児童福祉司スーパーバイザーが専任で指導及び教育を行うことができるよう、配置標準を見直すとともに必要な財政措置を講じること。

② 児童福祉司の配置標準の見直し

児童虐待に対応する児童福祉司一人当たりの担当ケース数が、適正な業務量となるよう配置標準を見直すとともに、市町村の体制強化のため、市町村支援児童福祉司の配置標準を少なくとも各児童相談所に1人以上にすることとし、それぞれ必要な財政措置を講じること。

併せて、施設に入所するなど社会的養護の下で暮らす子ども等の自立及び親子関係の再構築への支援を進めるため、新たに、それぞれの支援に係る専任の児童福祉司を各児童相談所に1人以上配置するとともに、里子・里親への支援の充実を図るため、里親養育支援児童福祉司の配置標準を各児童相談所に2人以上にすることとし、それぞれ必要な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現 状

- 現行の児童福祉法施行令に定める児童福祉司スーパーバイザーの配置標準は、児童福祉司の数の内数とされており、新プランにおける児童福祉司スーパーバイザーの増員も、児童福祉司の増員の内数とされている。
- 児童福祉司の配置標準については、児童福祉司一人当たり業務量が、40ケース相当となるよう児童福祉司の配置数を人口3万人に1人以上とされており、また、市町村支援児童福祉司については、各都道府県の管内30市町村につき1人とすることが児童福祉法施行令で規定されている。

令和4(2022)年の児童福祉法改正により、社会的養護の下で暮らす子ども等の自立支援、親子関係の再構築(再統合)支援に係る事業等が都道府県の実施すべき事業として位置づけられたが、支援実施の要となる児童相談所の児童福祉司配置標準には、それらを専任で支援する児童福祉司の規定が設けられていない。

里親養育支援児童福祉司の配置標準については、児童福祉法施行令に、当該都道府県が設置する児童相談所の数と規定されている。

課題

- 経験の浅い職員の増加により、児童福祉司スーパーバイザーの役割は増々重要なものとなっており、指導及び教育に集中できる専任体制を整える必要がある。
- 県では、配置標準に対応し、すでに児童福祉司を人口3万人に1人配置しているが、児童福祉司一人当たり業務量は56.5ケース（令和7（2025）年6月1日現在）となっている。また、地域で必要な支援を行う市町村の後方支援のニーズも高まっているが、現在の市町村支援児童福祉司の配置標準では、本県では1人しか配置できないため、支援が十分に行えていない現状があり、配置標準の見直しと財政措置が必要である。
- さらに、施設等に入所している子ども等の自立支援、親子関係再構築支援や子どもの権利擁護のための取組等のニーズは高まっているが、児童福祉司の業務量が多く、兼務で行うことは困難であり、新たに、それらを専任で支援する児童福祉司を配置標準に盛り込み、支援体制を確保する必要がある。
- 里親養育支援児童福祉司についても、各児童相談所に1人配置し、里親委託推進に取り組んでいるが、支援すべき登録里親数、委託している子どもの数は増加しており、里親養育支援児童福祉司を増やし、支援体制を充実させていく必要がある。

【提案事項】

(3) 里親等委託の推進

- ① 家庭養育推進の受け皿となる里親を確保するため、育児休業制度の対象を養育里親まで拡大すること。
- ② ファミリーホームの安定的な運営を確保するため、事務費の支弁方法を現員払いから、児童養護施設等と同様の定員払いに見直すこと。
- ③ 地域における里親等への支援の充実を図るため、令和5(2023)年度まで行われていた、児童養護施設等への里親支援専門相談員の新たな配置に伴う財政措置について、再開すること。

(提案の理由)

現状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、虐待等により家庭での養育が困難な場合は、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームによる養育を推進することとされ、岡山県社会的養育推進計画に掲げる里親等委託率(令和11(2029)年度までに58%)の達成に向け、受け皿となる里親の確保やファミリーホームの体制整備を図っていく必要がある。
平成28(2016)年の育児・介護休業法改正により、特別養子縁組の監護期間にある子、養子縁組里親に委託されている子等の養親まで対象が拡大されたが、養育里親は対象とされていない。
- ファミリーホームの事務費支弁額は、開設後6か月は定員払いとされているが、その後は現員払いとなる。これに対し、児童養護施設等の事務費支弁額は、常に定員払いとされている。
- 令和4(2022)年の児童福祉法改正により、里親のリクルートや研修から、マッチング、里親等養育支援及び自立支援までを一貫して行う施設として、里親支援センターが創設された。それに伴い、児童養護施設や乳児院に配置している里親支援専門相談員の業務内容や加算の在り方について見直しが行われ、里親支援専門相談員の新たな配置及びそれに伴う財政措置(平成24(2012)年度～令和5(2023)年度)は令和6(2024)年度においては認められないこととされた。

課題

- 育児休業が認められない中、特に里親が共働きの場合などは、養育の選択肢が狭められることになり、里親養育の積極的な推進とともに里親による子育てを社会全体で支援していく必要がある。
- ファミリーホームについては、委託人数にかかわらず養育者と場所の確保が必要であることから、現状の現員払いでは安定的な運営に支障が生じている。
- 県内全域で里親等委託を推進していくためには、各児童相談所管内にある児童養護施設等の協力や支援が必要であり、里親支援専門相談員が重要な役割を果たしている。

【提案事項】

(4) 児童養護施設等の機能強化

- ① 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績も含めること。
- ② 被虐待経験に加えて発達障害や軽度知的障害のある児童の個別支援を担う、児童養護施設における専任職員の配置加算を創設すること。
- ③ 発達障害等を抱える入居者の増加に伴う支援機能の強化や適正な勤務体制の確保を図るため、自立援助ホームの職員配置基準を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 暫定定員の設定における算定対象は、入所児童と一時保護委託児童のみである。
- 令和8(2026)年1月現在、県内児童養護施設における入所児童の約25%が特別支援学校又は特別支援学級に在籍している。
- 自立援助ホームに係る児童保護措置費の事務費一般分保護単価については、定員6人の場合、職員配置の最低基準である2.5人分の設定となっている。

課題

- 児童養護施設における入所児童数は減少傾向で、過去の入所児童数の利用実績に基づき算定する暫定定員も減少しており、暫定定員の枠内でしかショートステイの受入れができない。このため、ショートステイは家庭養育優先原則を進める上で重要な資源であり、市町村のニーズも高いものの、現状ではショートステイの受入れは年々困難になっている。
- 特別支援学校等では、行事への付添い等の施設職員の負担が大きく、現行の最低基準による職員配置や加算制度では障害のある子ども達への十分な支援を行うことが困難である。
- 自立援助ホームでは、近年、発達障害等の課題を抱える入居者の増加により必要な支援が多様化していることなどから、最低基準の職員配置では個別の支援に支障が生じるとともに、宿直業務も含めた勤務体制が確保できない。

【提案事項】

- (5) 中山間地域等における障害児通所支援等の確保 新規
 障害児通所支援など障害児を支援するサービスについて、中山間地域など効率的な運営が困難な地域においても、発達障害のある子どもが適切なサービスを受けられるよう対策を講じること。

(提案の理由)

現 状

- 県北地域など過疎化が進行する中山間地域では障害児通所支援等の事業所が少なく、事業所の数を面積100km²当たりで見ると、岡山市48か所に対し、県北地域（11市町村）では3か所と大きな格差があるだけでなく、事業所がない市町村もある。
- 子どもによっては、近隣市町村はもとより、50km以上離れた事業所への通所を余儀なくされるケースもあり、子どもや家族の負担は極めて大きい。
- こども家庭審議会等では、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」を展望し、配置基準等の弾力化など、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保等に向けた検討が進められている。

課 題

- 中山間地域等で子どもへの適切な療育の提供と、通所等にかかる家族の負担軽減のため、早急に対策を実施する必要がある。
- 事業者の参入意欲が高まるよう、地域特性に応じた報酬や運営基準を検討する必要がある。

【提案事項】

(6) レスパイトケアなど医療的ケア児等を介護する家族への支援の充実 新規
 医療的ケア児及び重症心身障害児等を介護する家族のレスパイトケアの充実につながるよう、短期入所サービスの報酬単価を引き上げること。

(提案の理由)

現 状

- 医学や医療技術の進歩に伴い、地域で暮らす、医療的ケア児や重症心身障害児等が増加しており、在宅で介助する家族の精神的、身体的、経済的負担は非常に大きく、就労を断念するケースもある。
- 医療的ケア児や重症心身障害児等とその家族が地域で安心して生活していくためには、定期的なレスパイトケア利用のため、ニーズに対応できる短期入所サービスを拡大させる必要があるが、宿泊利用できる医療型短期入所事業所は少なく、診療報酬と比較して報酬単価が低いことが大きな要因となっている。
- 本県では、医療型短期入所事業所が県南に集中しており、県北においては、身近な地域でサービスを受けにくい状況が発生している。
- 県では、医療的ケア児や重症心身障害児等を受け入れた短期入所サービス事業者に対し、利用実績に応じて補助を行う市町村を支援する制度を設け、短期入所サービスの利用促進を図っているものの、利用できる短期入所事業所は限られている。

課 題

- 医療的ケア児や重症心身障害児等の受入れに必要な看護職員の配置といった受入体制を整備するためには、診療報酬と同程度の報酬水準に引き上げる制度改正が必要である。

36 消防学校施設等の整備に係る財源確保

提案先省庁	総務省、消防庁
-------	---------

【提案事項】

国の定める基準に基づき整備される消防学校の施設及び設備等について、消防職団員に対し、時代に即した実践的な教育・訓練を適切に切れ目なく提供できるよう、訓練用の施設、車両資機材等の設備整備、更新等に係る経費について、消防防災施設等整備費補助金へのメニュー追加や新たな補助制度の創設又は緊急防災・減災事業債等の起債対象事業とする等、必要な財源措置を行うこと。

（提案の理由）

現状

- 近年の災害の頻発化、激甚化や、NBC災害及び石油コンビナート災害等への対応、さらには救急業務の高度化等の課題を踏まえ、消防職員及び消防団員等に係る消防学校の教育・訓練においても社会情勢に応じた適切な対応が求められている。
- 消防組織法の規定により各都道府県に設置されている消防学校においては、国の定める基準（「消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和46年消防庁告示第1号）」）により施設等の整備を行っているが、学校施設をはじめ、訓練用の消防ポンプ自動車や特殊消防自動車等、高額なものが多く、整備、更新が進んでいない。

課題

- 法の規定及び国の基準により設置、運営される消防学校の施設・教具等の整備については、実践的訓練施設のうちの特定のものを除いては、包括算定の普通交付税（消防防災費）以外に特段の国の財政措置はなく、財源不足から全般的に整備・更新が滞っているため、老朽化、旧式化が著しく、多様化する消防業務に対応する実践的かつ最新の技術修練等に係る教育・訓練に支障が生じている。

37 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、治水対策や高潮・津波対策が着実に推進できるよう、物価高騰等の影響を反映した十分な予算を継続的・安定的に確保すること。

- (1) 直轄管理区間の改修等推進
 - ・ 旭川ダム再生事業の推進
 - ・ 高潮対策事業等の推進
 - ・ 適切な維持管理の実施
- (2) 流域治水の推進
- (3) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保

(提案の理由)

現状

- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり水害リスクが高いが、この252km²の域内に人口39万人が居住し、水島工業地帯や岡山市南部で県内の製造品出荷額の約6割を占めるなど、人口や産業が集積しており、治水安全度等のさらなる向上が求められている。
- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水について、流域治水プロジェクトに基づき県内全域で計画的に進めている。
- 県管理河川や海岸保全施設については、河川整備計画等に基づき計画的な整備を進めているが、整備すべき箇所は依然として多い。また、今後、老朽化する管理施設数が急増する中、地域の安全・安心を確保するために、予防保全型のメンテナンスへの転換を図る必要がある。
- 水害から県民の生命や財産を守るためには、治水及び高潮・津波対策を強力に推進する必要があり、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、治水対策等に取り組むための予算が措置されているが、物価高騰等の影響を踏まえた安定的な予算の確保が必要である。

課題

- 県南部沿岸地域は、低平地に人口等が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- 旭川ダム再生事業については、県や関係市町と密に連携しながら、着実な事業推進が必要である。

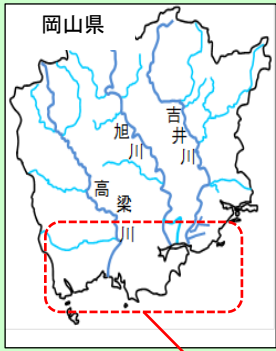
- 気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、治水及び高潮・津波対策を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図る必要がある。また、予防保全型のメンテナンスを確実にを行うため、計画的・継続的な財政、技術両面での支援が必要である。
- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、流域治水の考え方も踏まえた治水及び高潮・津波対策を推進するため、物価高騰等の影響を反映した十分な予算を継続的・安定的に確保する必要がある。

<参考>

治水及び高潮対策等事業(令和8(2026)年度実施予定)

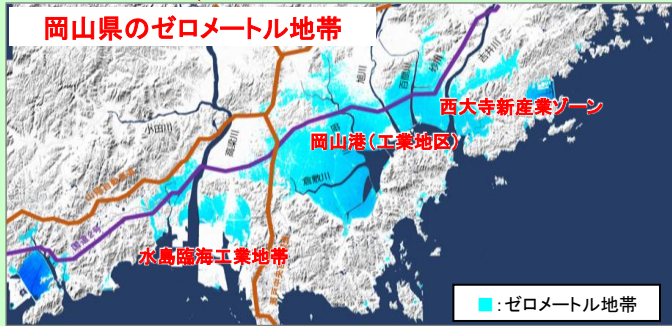
直轄管理河川改修事業等	吉井川、旭川、高梁川 旭川ダム再生事業
県管理河川改修事業	一級河川高梁川、旭川等 二級河川笹ヶ瀬川等 20河川
建設海岸・港湾海岸	三幡九幡海岸等 4箇所、岡山港海岸等 11箇所

高まる水害リスクへの対応が喫緊の課題



順位	地区	面積
1	伊勢湾(川越町~東海市)	336km ²
2	岡山県南部	252km ²
3	大阪湾(芦屋市~大阪市)	124km ²
4	東京湾(横浜市~千葉市)	116km ²

東京湾・大阪湾の2倍以上



【国河川事業】酒津地区堤防強化・笠井堰改築 (一)高梁川 (倉敷市酒津)



【国河川事業】旭川ダム再生事業 (一)旭川 (岡山市北区・加賀郡吉備中央町)

事業目的
・洪水調節容量の増大
・放流機能を増強

R8事業化



【国河川事業】酒津地区堤防強化・笠井堰改築 (二)高梁川 (倉敷市酒津)

【県河川事業】河川メンテナンス事業 (二)里見川 (倉敷市玉島阿賀崎)

ゼロメートル地帯に広がる玉島市街地



【県河川事業】河川改修 (一)高梁川 (高梁市~新見市)



【県河川事業】河川メンテナンス事業 (二)幸崎川 (岡山市東区)



38 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生したが、さらに令和元(2019)年9月にも豪雨により土砂災害が発生しており、気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を、ハード及びソフト両面から着実に実施できるよう、十分な予算を継続的・安定的に確保すること。

(提案の理由)

現 状

- 県内には、土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県土の約40%に分布している。
- 平成30年7月豪雨では、県内の広範囲での土砂災害により、人的被害や建物被害が多数発生し(土砂災害315件)、令和元(2019)年9月には、新見市で局地的豪雨により建物やJR施設内に土砂が流出するなど県内で大規模な土砂災害が発生している。
- 全国的にも毎年大規模な土砂災害が発生しており、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化が懸念される中、住民からハード対策を求める要望が増加している。
- ハード対策については、近年土砂災害が発生した箇所、保全人家の多い箇所、道路・鉄道の重要交通網や避難所など緊急性・重要性の高い箇所から、重点的に整備を進めることとしている。
- しかしながら、土砂災害警戒区域の内、保全人家5戸以上の要対策箇所は6,024箇所あるが、令和7(2025)年度末の整備率は22.1%と低い。
- ソフト対策については、高精度な地形情報により、多くの新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」が抽出されたため、土砂災害警戒区域等の追加指定に向け、令和7(2025)年度から基礎調査を進めている。

課 題

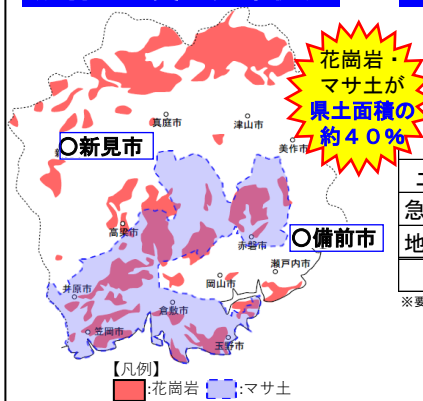
- 土砂・流木対策のための砂防堰堤等の整備などハード対策を重点的に推進してきたが、依然として整備率が低迷している。
- ソフト対策として、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の基礎調査を進めているが、土砂災害警戒区域等の指定までには、相当な費用と期間を要する。
- 近年の激甚化・頻発化する土砂災害から県民の生命と財産を守るため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、ハード及びソフト両面から土砂災害防止対策を着実に実施できるよう、十分な予算を将来にわたって継続的・安定的に確保する必要がある。

○土砂災害防止対策の推進

岡山県の土砂・流木災害リスク

- 土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県土の約40%に分布している
- 近年大規模な土砂災害が発生している
[平成30年7月 西日本豪雨] [令和元年9月 局地的豪雨]
- 令和7年度末時点の整備率は、**22.1%**と低い状況である

脆弱な地質の分布状況



要対策箇所への整備状況

令和8年3月31日現在

	要対策箇所数	R7までの対策済箇所数	R7末整備率
土石流	3,655	780	21.3%
急傾斜地	2,182	488	22.4%
地すべり	187	62	33.2%
計	6,024	1,330	22.1%

※対策箇所数：土砂災害警戒区域の内、保全人家5戸以上

⇒令和7年度末の整備率 **22.1%**

令和元年9月の局地的豪雨で土石流が発生 新見市

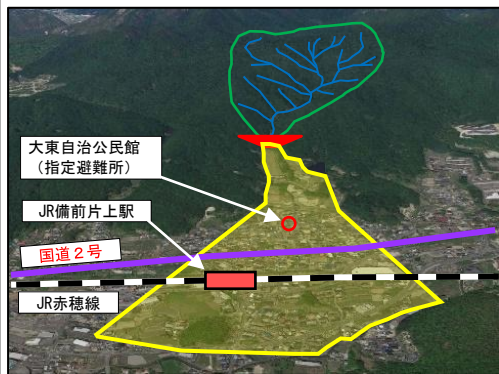


○太田川・今井谷川ともに、JR伯備線路内まで土砂が流入するなど甚大な被害が発生

○今井谷川では家屋の1階が土砂で埋まった

ハード対策の重点的な実施

- 土砂災害が発生した箇所、保全人家の多い箇所、道路・鉄道の重要交通網や避難所など**緊急性・重要性**の高い箇所から**重点的に整備**



びぜんし 備前市 (砂) 荒神堂川

○通常砂防事業 (R3~)

- 【保全対象】
 人家335戸
 指定避難所1箇所
 JR赤穂線
 国道2号

【工事概要】
 砂防堰堤 N=1 基

ソフト対策の推進

- 高精度な地形情報等から抽出した新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」について、早期の土砂災害警戒区域等の追加指定に向け、**基礎調査を強力に進める必要がある**

土砂災害警戒区域等の指定

- 岡山県内の指定状況 【令和8年3月31日現在】
- ・土砂災害警戒区域 12,753箇所
 - ・土砂災害特別警戒区域 10,266箇所
- 市町村の警戒避難体制の整備状況 【令和7年9月30日現在】
- ・ハザードマップ作成率 100%
 - ・避難確保計画作成率 89%

39 空き家対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

【提案事項】

(1) 空き家の活用の促進

空き家対策総合支援事業において、活用に係る期間（10年）の条件を緩和するとともに、空家等活用促進区域内での補助率を引き上げること。一部新規

(2) 市町村の空き家対策に係るマンパワー不足・専門的知識不足の解消

空き家対策総合支援事業において、空家等管理活用支援法人に対する補助に係る対象期間の制限（3年）及び事業費の上限を完全に撤廃すること。

（提案の理由）

現状

- 令和5（2023）年の住宅・土地統計調査によると、県内の空き家率は16.5%、空き家数は157千戸となっており、空き家率については全国平均を上回っている。
- 空き家対策には国からの財政支援が不可欠であり、県内の19市町村が空き家対策総合支援事業を利用し、空き家対策に取り組んでいるが、除却や活用が空き家の増加に追い付いていない。
- 改正空家法により、重点的に空き家の活用を図る区域を空家等活用促進区域として設定することが可能となったが、空き家が存する場所に関わらず、活用に対する国の補助率は一律になっている。
- 市町村の空き家対策に関する、マンパワー・専門的知識不足を解消するため、改正空家法により、NPO法人等を空家等管理活用支援法人に指定し、市町村の業務をアウトソーシングすることが可能となっており、さらなる制度の活用が望まれる。

課題

- 空き家の活用に対する補助は、地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用する必要があり、ハードルが高いことから、十分に利用されていない。
- 空家等活用促進区域の設定は地域の経済的・社会活動の促進のため、重点的に空家等の活用に取り組む上で効果的であり、さらに区域の設定を進めることが望まれる。区域内の空き家の活用に対する国の補助率の引上げなどの優遇措置があれば、さらに市町村が区域の設定について前向きに検討し、区域の設定が促進されると考えられる。
- 空家等管理活用支援法人の委託料等に対する補助は、法人の立ち上げ期を補助するため、空家等活用促進区域を設定していない市町村においては、3か年の利用に限られているが、空き家対策に取り組む既存のNPO法人等を指定するケースが多く、市町村のマンパワー不足等を補うためにも継続的な支援が必要である。また、除却や活用等に係る事業費と同じ事業費までの利用となるため、除却や活用等の実績が少なく、財政規模の小さい最も支援が必要な市町村において利用しづらい制度となっている。

<参考>

- 空家等活用促進区域の設定市町村：1市（令和7（2025）年度）
- 空家等管理活用支援法人の指定状況：8団体、3市（令和7（2025）年度）

40 岡南飛行場の施設整備の推進

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

【提案事項】

岡南飛行場について、航空業界の課題である操縦士の養成のほか、公用ヘリコプターの基地など幅広い用途に活用されており、中四国唯一の小型航空機の拠点空港としての役割を果たしていることを踏まえ、将来にわたる空港機能の維持や安全性の向上のために実施する滑走路、滑走路端安全区域（RESA）、航空灯火（LED化）等の施設整備について、空港整備補助事業の対象とすること。

また、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の事業期間を延長するとともにその対象とすること。一部新規

（提案の理由）

現状

- 岡南飛行場は、岡山桃太郎空港との機能分離のもと、定期便発着の影響を受けない小型航空機専用の飛行場として、県民の安全安心に不可欠な公用ヘリコプター2機（県警ヘリ、岡山市消防ヘリ）の基地、小型機やヘリによる飛行訓練、航空測量、取材飛行、整備拠点など幅広い用途に活用されており、中四国唯一の小型航空機の拠点空港としての役割を果たしている。
- 操縦士については、今後の需要予測に対して、現役の一斉大量退職などによる人材不足が見込まれており、養成・確保が極めて重要な課題となっている。岡南飛行場は、民間訓練試験空域に近く気候も安定していること等から、法政大学や日本航空大学校、第一工科大学などにより各種免許取得のための訓練に活用されており、人材養成・確保の観点から我が国の航空ネットワークの維持に大いに貢献する空港である。
- 滑走路やエプロン等の施設については、昭和37(1962)年の開港以来63年が経過していることから、滑走路等の定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。
- 航空法施行規則の改正に伴い必要が生じた滑走路端安全区域（RESA）の整備や、航空灯火のLED化には短期間に多額の費用を要することから、地方単独予算による対応は大きな負担となる。
- 令和4(2022)年度から、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の対象に、空港施設が追加され地方単独事業も対象となったが、国庫補助の対象とならない空港は当該起債事業の対象外とされ活用することができない。なお、当該起債は令和8(2026)年度までの措置となっている。

課題

- ゼネラルアビエーション空港は空港整備補助事業の対象外とされているため、施設整備にあたり大きな財政負担が生じており、計画的な施設整備や適正管理に支障を来す恐れがある。

※ゼネラルアビエーション空港に係る補助制度は、平成18(2006)年度末をもって廃止

41 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

【提案事項】

- (1) スマートフォン解析用資機材の整備充実
悪質・巧妙化するサイバー事案等に的確に対応するため、スマートフォン解析用資機材の整備充実を図ること。
- (2) 地方警察官の増員
県民が身近に不安を感じる事件等に迅速・的確に対応し、安心して暮らすことができる社会を実現するため、地方警察官を増員すること。
- (3) 装備資機材の整備充実
現下の治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両、防弾帽、小型無人機等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- (4) 交通安全施設等の整備充実
安全で円滑な交通環境を実現するため、信号機の更新や道路標識・標示の適切な維持管理、信号灯器のLED化等に必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 様々なコンテンツやアプリケーションを利用できるモバイル端末として、スマートフォンが急速に普及し、サイバー空間が日常空間に浸透している今、犯罪捜査においても、スマートフォンの解析は欠かすことのできない捜査事項の一つとなっている。
解析用資機材によって抽出できるデータ量の違いは、犯罪の立証や事件の解決に多大な影響を及ぼすものであるが、パスコード不明の端末からデータを抽出できる高性能な解析用資機材を導入するには高額な費用が必要となる。
- 刑法犯認知件数は4年連続で前年より増加しており、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺をはじめとする犯罪や、サイバー空間における脅威、暴力団の対立抗争等の発生等、県民を取り巻く治安情勢は予断を許さない状況にある。また、さらなる交通事故防止対策や、災害への対応等も課題となっている。
- 近年、全国的に、交番勤務の警察官が襲撃される事件や匿名・流動型犯罪グループが関与する持凶器強盗事件、暴力団員等による銃器を用いた事件が相次いで発生するなど、警察活動を取り巻く環境は厳しい情勢にあるが、捜査用車両や防弾帽等の治安対策用装備資機材の必要数の充足には至っていない。
また、被疑者や行方不明者の捜索、立てこもり事案等における警察活動の高度化を推進するため、偵察視察が困難な場所においても俯瞰的把握等が可能な小型無人機等の治安対策用装備資機材の整備を図る必要がある。
- 交通実態に適合しない交通規制の見直しや信号機の撤去等を進めるとともに、老朽化した信号機の更新、摩耗した道路標示の補修、信号灯器のLED化等を推進しているが、これに必要な予算確保については、依然として厳しい状況にある。

課題

- 犯罪捜査において、スマートフォン解析の重要性は高まっているが、解析に有用な資機材の導入費用は非常に高額であり、各都道府県警察の個別調達には限界があることから、悪質・巧妙化するサイバー事案等に的確に対応するため、国による高性能なスマートフォン解析用資機材の整備充実を図る必要がある。
- 現下の治安情勢に的確に対応し、県民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、地方警察官のさらなる増員を図る必要がある。
- 治安情勢に応じた的確な治安対策を推進するため、各種装備資機材の整備充実を図る必要がある。
- 安全で快適な道路交通環境を実現し、交通の安全と円滑を確保するため、信号機の更新や道路標識・標示の維持管理等に必要な予算を確保する必要がある。

42 デジタル社会の推進

提案先省庁	デジタル庁、総務省
-------	-----------

【提案事項】

(1) 自治体のDX推進に対する支援

① 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改定され、令和8（2026）年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」について、国において積極的に支援することが明確化されたことを踏まえ、自治体の状況をしっかりと把握したうえで、必要となる移行経費について、最後まで確実な支援を行うこと。

また、標準化移行に伴う、クラウド利用料及び関連する費用を含むシステム運用経費についても移行前と比べ自治体の負担が増加していることから、十分な財政支援を行うこと。

② 自治体のDX推進のためには、専門的知見から補佐する人材の確保や、デジタル分野における専門知識や各種ICTツールを利用するスキルを身につけ、中核となって実務をとりまとめることができる職員の育成が必要であり、自治体が実施するこうしたデジタル人材の確保・育成の取組に対して、引き続き、より柔軟で積極的な財政支援を行うこと。

③ 国において現在取組が進められている「ガバメントAI」の地方自治体への展開に際しては、地方の実態や意見を十分に聴取し、機能の充実を図るとともに、費用・導入方法等について自治体の負担が過度とならないよう十分な財政支援・技術支援を行うこと。**新規**

（提案の理由）

現状

- 令和4（2022）年10月に、総務省により「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が策定され、市町村を含む自治体は、令和7（2025）年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされた。
- 令和6（2024）年12月に、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が変更され、移行の難易度が極めて高いシステムに加え、事業者のリソース逼迫などの事情のあるシステムについては、「特定移行支援システム」として、令和8（2026）年から概ね5年以内に移行できることとされた。
- デジタル基盤改革支援補助金については、地方公共団体情報システム機構に設置されたデジタル基盤改革支援基金の設置年限が令和12（2030）年度まで延長されている。
- 国は、標準化・ガバメントクラウド移行にかかる人件費・物価の増加等の外的要因による恒常的な経費の増加分は、普通交付税において標準準拠システムへの移行状況に応じた措置を講ずることとしている。
- また、令和7（2025）年度補正予算で、標準化・ガバメントクラウド移行後に一時的に増加している運用経費の抑制・適正化を含めた運用の最適化を図るための補助金「地方

公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」(補助率1/2)が創設され、地方負担分(1/2)については地方交付税の増額対応の中で対応することとされたが、令和9年度以降の措置については示されていない。

- DXを推進する上で、専門的知見から補佐する人材の確保に要する経費や、DX推進リーダーの育成に要する経費に対する特別交付税措置については、令和11(2029)年度まで延長されたところであるが、デジタル人材の確保・育成に対する市町村ニーズは依然として高く、DXアクセラレータ等の確保やDX推進リーダーの育成研修の要件緩和や措置額の増など、一層の支援が必要である。
- デジタル庁では、「ガバメントAI」に係る取組の一部として、デジタル庁全職員が利用できる生成AI利用環境(プロジェクト名:源内(げんない))を内製開発で構築、検証が進められており、今後、希望する地方公共団体へ有償で提供することも検討されている。また、国土交通省においては、「河川砂防技術基準」を生成AIが学習しやすいように加工したデータを作成し、公開する取組も進められている。

課題

- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」により、標準準拠システムのガバメントクラウド活用にあたり、利用料等の運用経費は自治体負担とされており、国は、令和7(2025)年度に運用経費の増加分に対する普通交付税措置を講じるとともに、令和8(2026)年度から運用経費の増加分への補助等を予定しているが、当該補助の令和9(2027)年度以降の継続については明言されていない。

【提案事項】

(2) デジタル基盤の整備等

- ① デジタル社会の実現にあたり、全ての県民が必要な情報やサービスを得られるよう、過疎地や離島等の条件不利地域における光ファイバ等の通信環境の整備について、支援の拡充を行うこと。
- ② 公設の光ファイバ等の通信施設の民間への移行が円滑に進むよう、移行に向けて自治体を実施する公設設備の高度化に対する支援制度の充実を図ること。また、公設による維持が必要となる地域については、運営や機能向上のための設備投資等に対して必要な支援を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 国は、全国の光ファイバの世帯カバー率を令和9(2027)年度末までに99.9%とすることを目指す整備計画を策定し、条件不利地域における光ファイバ等の整備費を補助しているが、依然として光ファイバ等の未整備地域がある。
光ファイバ世帯カバー率（令和6(2024)年度末時点）
全国 97.1%、岡山県 97.9%
- 国は、全国の5G人口カバー率を令和7(2025)年度末までに97%に引き上げ、さらには令和12(2030)年度末までに全国・各都道府県99%に引き上げる整備計画を策定している。
5G人口カバー率（令和6(2024)年度末時点）
全国 98.4%、岡山県 95.7%
- 国は、条件不利地域において、自治体や電気通信事業者等が光ファイバ等を整備（新設又は民間移行を前提とした更新）する際に、その費用の一部を補助する制度を設けているが、このうち新設については来年度での事業終了が予定されるなど、事業そのものが縮小傾向にある。

課題

- 光ファイバや5G等は、デジタル社会を実現していく上で不可欠な基盤となるものであることから、地域により偏りが生じないよう、通信施設の整備を進め、安定的に運営していく必要がある。

43 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

【提案事項】

(1) 地域公共交通の維持・確保

交通事業者に対する広域的・基幹的なバス路線をはじめとする運行費等への補助や、市町村が行う地域の実情・ニーズに応じた公共交通体系の構築に向けた取組に対し、必要な予算の確保及び財政支援の拡充を図ること。

(提案の理由)

現 状

- 利用者の減少や物価高騰の影響などにより、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。
- 広域的・基幹的なバス路線のうち一定の要件を満たすものについては、赤字額に対する国庫補助が行われているが、人口減少等に伴う利用者の減少により、計画運行回数（3回／日以上）、計画輸送量（15人／日以上）などの補助要件を満たせない路線も多く、路線維持にかかる県及び市町村の負担が大きくなっている。
- 地域において公共交通を維持するためには、地域の実情・ニーズに応じた公共交通体系への転換を図る必要があるが、ニーズ調査や計画立案、施設整備や車両購入など、多額の経費が必要である。これらの取組に対しては、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金等の制度が設けられているが、個別の計画を義務付けるなど、補助要件や採択基準等が厳しく、活用しにくい市町村があることから、県において独自の支援を行っている。
- バス・タクシーの運転手をはじめとする、公共交通の担い手不足が全国的な問題となっており、市町村を含む多くの交通事業者が人材確保に苦慮している。

課 題

- 人口減少や高齢化などにより、公共交通の利用者が減少傾向にある中で、県や市町村、交通事業者等が連携し、持続可能な公共交通体系の構築に取り組む必要がある。
- AIなどデジタル技術を導入しながら、多様な輸送資源を活用して、地域の実情・ニーズに応じた利便性の高い公共交通体系の構築を進めていくため、市町村や交通事業者にとって使いやすい支援制度が求められている。

【提案事項】

(2) 離島航路の維持

利用者の減少や燃料価格の高騰等による収支の悪化等が進んでいるため、離島航路の運営費等について、現在、国庫補助対象となっていない航路を含め、財政支援の拡充を図ること。

(提案の理由)

現 状

- 離島航路事業者は、利用者の減少や燃料価格の高騰等による収支の悪化、設備の老朽化、船員不足など厳しい状況に置かれており、航路の維持が困難になっている。
- 離島航路のうち一定の要件を満たすものについては、赤字額に対する国庫補助が行われているが、国において十分かつ確実な予算の確保がなされておらず、県及び関係市の負担が増大している。
- 現在の国の補助制度では、旅客定員が13人を下回る船舶や不定期航路、唯一でない航路が対象外とされており、船舶の小型化も含めて地域の実情に応じた航路の在り方を検討する上で支障となっている。

課 題

- 離島に暮らす住民にとって不可欠な交通手段である離島航路の維持を図っていくためには、持続可能な運航体系の構築が急務である。
- 離島航路事業者や地元自治体など、関係者が連携して離島航路の維持や再編に取り組むため、支援制度の抜本的な見直しによる、支援体制の強化が必要である。

【提案事項】

(3) 第三セクター鉄道の経営安定化等

「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕費及び車両検査費に対する支援を拡充すること。

特に、井原鉄道は、令和5(2023)年度から耐震補強に取り組んでいるところであり、高架橋等が多いことなども踏まえ、財政支援の拡充を図ること。

(提案の理由)

現状

- 地域鉄道の鉄道施設の更新・修繕については、鉄道施設総合安全対策事業（耐震対策事業・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）及び地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）などが実施されているが、鉄道施設の老朽化や物価高騰の影響により、事業者からの補助要望額の増加が見込まれる。
また、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対しては、平成25(2013)年度から特別交付税が措置されているが、措置率は30%と、バス路線や離島航路の維持に関する措置率（80%）と比べて低率である。
- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、鉄道施設の更新・修繕費及び車両検査費を負担しているため、国庫補助金で措置されなかった費用については、県や関係自治体の負担となる。特に、令和5(2023)年度からは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針に基づき、緊急輸送道路等と交差又は並走する高架橋等の耐震補強工事を実施しているが、路線の多くが高架橋であることに加えて、鉄部材の価格が高騰しており費用が多額となっている。
- 同じく第三セクター鉄道である智頭急行及び水島臨海鉄道についても、燃料費高騰や人口減少等による利用者の減少により経営環境が厳しくなっており、設備の老朽化対策や車両更新のための予算確保が大きな課題となっている。

課題

- 地域鉄道については、今後、施設の老朽化等に伴い経費が増加する見込みであることから、支援の拡充により、安全の確保と経営の安定化を図る必要がある。

<参考>

○井原鉄道に関する関係自治体負担額

令和7(2025)年度	実績見込	総額	493,289千円	(うち岡山県)	233,888千円)	
令和8(2025)年度	当初予算	総額	508,944千円	(〃	241,500千円)

【提案事項】

(4) JR在来線の維持・確保

JR在来線は、地域の基幹的・広域的な公共交通であることから、鉄道ネットワーク全体の維持・確保に積極的に関与すること。

また、JR在来線の利用促進に向けた、県及び沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。

(提案の理由)

現状

- 令和4(2022)年2月、JR西日本は令和元(2019)年度実績ベースで輸送密度2,000人未満の線区について、見直しに着手すると発表した(令和7(2025)年度公表分から、令和6(2024)年度実績ベースに変更)。
- 令和5(2023)年10月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に基づき設置された芸備線の備中神代―備後庄原間に係る再構築協議会において、本県を含む関係者で最適な交通モードの在り方についての議論が行われている。
- 地域住民の移動手段としてのJR在来線の維持・利便性向上に向けて、県及び市町村において、地域の実情・ニーズを踏まえた利用促進の取組を進めている。国の地域公共交通確保維持改善事業補助金等の制度活用にあたっては、個別の計画を義務付けるなど、補助要件や採択基準等が厳しいことから、市町村が実施する鉄道の利用促進策に対して、重点的に支援する独自の制度を県で設けている。

課題

- JR在来線の維持は全国的な課題であることから、国が主体的に関与する必要がある。
- JR在来線は、地域の基幹的・広域的な公共交通として、二次交通など地域の公共交通を支える重要な存在であることから、県としても、沿線自治体等と連携し、住民への利用に向けた啓発活動や、沿線の魅力発信による沿線外からの集客などの取組を進めていく必要がある。

43 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

○県内の主な線区の平均通過人員

(人/日)

路線名	区間	2019年度	2023年度	2024年度
芸備線	備中神代～東城	81	88	81
姫新線	中国勝山～新見	306	111	99
因美線	東津山～智頭	179	134	137
姫新線	上月～津山	413	401	387
〃	津山～中国勝山	820	661	725
赤穂線	播州赤穂～長船	2,178	1,746	1,687

○再構築協議の特定区間の状況

区間	輸送密度 (人/日)	係数		線区別収支		
		収支率 A/B	線区営業係数 100*B/A	運輸収入 A	営業費用 B	営業損益 A-B
備中神代～東城	81	2.7%	2,692円	0.06億円	1.7億円	▲1.64億円
東城～備後落合	19	1.0%	9,945円	0.02億円	2.0億円	▲1.98億円
備後落合～備後庄原	76	3.4%	2,903円	0.08億円	2.3億円	▲2.22億円

※令和4（2022）年度～令和6（2024）年度平均値、ただし輸送密度のみ令和6（2024）年度実績値

【提案事項】

(5) 高齢化社会への対応

鉄道駅及びタクシー車両等のバリアフリー化促進のため、必要な予算を確保すること。

また、交通事業者が行う運転免許証返納者等に対する運賃割引への対応に対し、必要な財政支援を講じること。

(提案の理由)

現 状

- 移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、交通事業者には、鉄道駅及びタクシー車両等のバリアフリー化が求められており、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金等の制度が設けられているが、整備目標が未達成の状況となっていることから、県においても支援を行っている。
- 国では、交通事業者に対し、運転免許証返納者への運賃割引について協力を求めており、本県においても、平成22(2010)年から一部の交通事業者において割引が行われているところであるが、交通事業者から、割引が経営上の負担となっているとして支援の要望が上がっている。

課 題

- 特に高齢化が進む中山間地域等においては、持続可能な公共交通体系への再構築と併せて、高齢者等が使いやすい施設や車両等の導入を進める必要がある。
- 高齢化に伴う運転免許証返納者の増加を踏まえ、持続可能なサービスの在り方について検討を進めるとともに、交通事業者に対し適切な支援を講じる必要がある。

<参考>

○バリアフリーに関する取組状況（主なもの）

区 分	バリアフリーの主な内容	実績（R6(2024)年度末）	
		岡山県	全国
鉄軌道	駅の段差解消 目標値：100%（R7(2025)年度末）	80.6%	94.2%
乗合バス	ノンステップバス（基準あり）の導入 目標値：約80%（R7(2025)年度末）	34.5%	72.1%
タクシー	UDタクシーの導入 目標値：各都道府県で25%（R7(2025)年度末）	9.6%	28.1%

44 中山間・離島地域等の振興

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省
-------	--------------------------

【提案事項】

(1) 中山間地域等の振興

過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、地域の実情に応じた支援を継続的に行うこと。

また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額を確保すること。

(2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

現 状

- 本県では、岡山県中山間地域活性化基本方針等に基づき、地域運営組織の設立・活動支援や小さな拠点の形成支援、関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進、次代を担う人材の育成など、中山間地域等の振興に取り組んでいる。
- 県土の約8割を占める中山間地域は、人口減少と高齢化が急速に進行し、生活基盤を支える農林水産業の担い手の減少、野生鳥獣被害の深刻化、買い物や通院に必要な生活交通の弱体化など多くの課題を抱えており、中山間地域の自治体は、課題解決のための財源確保に苦慮している。
- 離島地域は、深刻な人口減少や高齢化の進行など、中山間地域以上に厳しい状況にある。本県では、離島振興法を踏まえた「岡山県離島振興計画」に基づき、関係市等と連携し、離島地域の振興に取り組んでいる。

課 題

- 中山間・離島地域等において、人口減少社会にあっても地方が責任を持って持続可能な地域づくりを推進するため、地域の実態に応じた実効的な対策を切れ目なく講じられるよう、国において、弾力的で柔軟な運用が可能な地方への財政支援措置を拡充する必要がある。

＜参考＞

○ 本県の中山間地域の状況

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの。

- ・山村振興法に規定する山村
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域

区 分	市町村数	面積(km ²)	人口(人)	高齢化率(%)
全 県 域	27	7,114.33	1,888,432	30.7
中 山 間 地 域	22	5,383.52	335,020	40.1
中山間地域の割合	81.5 %	75.7%	17.7%	—

(注) 面積は、令和2(2020)年、平成27(2015)年農林業センサスによる。
人口及び高齢化率は、令和2(2020)年の国勢調査による。

○ 本県の過疎地域の人口推移

(単位：人)

	昭和45年 (1970年)	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	令和2年 (2020年)
全 県 域	1,707,026	1,871,023	1,925,877	1,950,828	1,945,276	1,888,432
過疎地域	489,452	462,140	439,048	407,362	363,422	310,815

(注) 人口は、国勢調査による。

○ 本県の離島振興対策実施地域の状況

6市6地域の14島

(単位：人)

区 分	人 口			高齢化率 (%)	
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	減少率(%)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
離島地域計	2,005	1,553	△22.5	66.6	70.6
中山間地域計	362,385	335,020	△6.9	37.3	40.1
全 県 域	1,921,525	1,888,432	△1.7	28.7	30.7

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

45 消費生活相談体制等の充実・強化

提案先省庁	消費者庁
-------	------

【提案事項】

消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金については、令和8(2026)年度から新たな枠組みにより継続されているが、今後も地方消費者行政を安定的に推進させるため、恒久的な財源措置を行うこと。

また、支援メニューの内容や活用条件、補助率、上限額等については不断の見直しを行い、地方自治体それぞれの状況に対応した、活用しやすい制度に改善を図ること。

(提案の理由)

現状

- 国は、平成21(2009)年の消費者庁発足から概ね10年を各地方自治体の消費者行政の基礎を確立する時期として支援を行ってきたが、段階的に縮小するとともに、消費者行政は自治事務であり、地方交付税の基準財政需要額に算入されていることを理由に、各地方自治体に対し、消費者行政経費を自主財源化するよう求めている。
- 地方消費者行政強化交付金のうち、地方消費者行政推進事業は原則7年の活用期限があり、当県においても令和7(2025)年度までに終期を迎えている。また、同交付金のうち地方消費者行政強化事業については、一部事業について、補助率を3分の1に引き下げる要件が残っている状況であったため、県ではそれぞれ恒久的な財源措置と制度改善を提案してきた。
- 国は、令和8(2026)年度以降の同交付金について、推進事業の終了によりこれまでの成果が後退しないための対策として、推進事業や強化事業の枠を取り払い、新たな枠組みで継続することとしているが、支援メニューにより、令和11(2029)年度までに支援が限られているもの、令和12(2030)年度以降補助率が縮小する仕組みになっているもの、消費者行政予算にかかる自治体の一般財源が減少しないことを活用条件としているものがあるなど、様々な制約がある状況となっている。

課題

- 消費者行政経費については、普通地方交付税の基準財政需要額に算入されているが、行政課題が多様化し、財政状況が厳しさを増す中、複雑化、困難化する消費者行政を安定的に行うためには、地方消費者行政強化交付金をはじめ、国の継続的な財政支援が必要である。

46 電源三法交付金の交付延長等

提案先省庁	文部科学省、環境省
-------	-----------

【提案事項】

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠センター」という。）のウラン濃縮施設における研究終了後も、核燃料物質や放射性廃棄物が保管されている限り、地元住民や県民の理解を深める必要があることから、引き続き、広報、地域振興等に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

放射線監視等交付金については、人形峠センターにおける事業の特殊性を踏まえた適切な監視測定が継続できるよう、引き続き、十分な額を交付すること。

（提案の理由）

現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として調査・研究を行ってきた人形峠センターでは、平成 12(2000)年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は遠心分離機の解体や除染技術の研究開発が行われているが、これらの終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に広報及び地域振興等を目的として交付されている電源三法交付金について、打ち切りが懸念される状況にある。
- 県は、従来から、人形峠センター周辺の地域住民の安心安全を確保するため、県、機構、鏡野町の三者で締結している三者協定に基づき、放射線監視等交付金を財源として、人形峠センター周辺の監視測定を実施しているが、令和 8(2026)年 3 月、国が公表した、放射線監視等交付金の算定の基礎となる「原子力災害対策指針補足参考資料（人形峠センター）」には、その監視測定項目の一部が含まれておらず、当該項目に係る経費分の放射線監視等交付金が削減される懸念がある。

課題

- 人形峠センターではウラン濃縮施設の廃止措置や廃棄物対策などに平成 28(2016)年から 40 年程度を要するとされており、その間は核燃料等のウランのほか放射性廃棄物の現地保管が続くことになることから、地域住民や県民の理解を深めるための施策に必要な交付金の確保が不可欠である。
- 人形峠センターは、今後、核燃料物質（六フッ化ウラン）の他の原子力事業者への譲渡しに必要な新たな施設を稼働させる見込みであること、また、人形峠センターがウラン濃縮施設だけでなく、過去のウラン開発に伴う鉱山施設等様々な施設が残存していることなどから、人形峠センター周辺の地域住民の安心安全の確保のためには、「原子力災害対策指針補足参考資料（人形峠センター）」に示される監視測定項目だけでなく、県、機構、鏡野町の三者で締結している三者協定に基づき、実施している監視測定項目を継続する必要がある。

<参考>

○ 核燃料等の保管量 (t U)

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	66.2
濃縮ウラン	31.3
劣化ウラン	2,597.1

(令和7(2025)年12月末現在)

○ 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	106 千t
放射性廃棄物	24 千t
計	130 千t

47 地域スポーツ体制の整備

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

【提案事項】

将来にわたり地域スポーツを支えることができる体制を整備するため、総合型地域スポーツクラブが持続的に活動できる仕組みを国が率先して構築するとともに、登録・認証制度に係る支援策等を講じること。

（提案の理由）

現 状

- 総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）形態により、地域住民によって、自発的・主体的に運営されており、地域スポーツ環境を充実させることが期待されている。
- 学校部活動の地域展開等が進み、その受け皿として地域におけるスポーツ環境の整備がますます求められる中、総合型地域スポーツクラブの充実が望まれている。
- より公益性の高い「社会的な仕組み」として、令和4（2022）年度から活動実態等の基準を満たしたクラブを「登録クラブ」、令和7（2025）年度から、学校部活動の地域展開の運営団体を担う資質を持った登録クラブを「認証クラブ」と、登録・認証制度の運用が開始されたが、十分に活用されていない。

課 題

- クラブの立ち上げには一定の支援がなされたが、持続的に活動を行うための支援がなく、国が率先して継続的な支援策を提示する必要がある。
- 学校部活動の地域展開等に向け、総合型地域スポーツクラブに期待される役割は大きくなっている。令和8（2026）年度から認定地域クラブ活動に係る補助が開始されるものの、中学生の活動に限定されるものであり、クラブが持続的に活動するためには、活動にあたって発生する全体の費用の負担の在り方を整理する必要がある。
- 登録・認証制度のメリットを明確に示すとともに、これを統括する中間支援組織への財政面での支援が必要である。

<参考>

○ 総合型地域スポーツクラブ数

・全 国	創設済みクラブ数	3,419クラブ（令和7（2025）年7月1日現在）	
	登録	1,121クラブ（令和7（2025）年4月）	
	認証	10クラブ「部活動地域展開タイプ」	
			（令和7（2025）年10月）
・岡山県	創設済みクラブ数	44クラブ（令和7（2025）年7月1日現在）、22市町	
	登録	16クラブ：7万円/年の助成	※助成費用は県スポーツ協会が負担
	公認	11クラブ：5万円/年の助成	
	認知	16クラブ：助成なし	
	休止	1クラブ	

48 電気自動車等の普及促進

提案先省庁	経済産業省、国土交通省、環境省
-------	-----------------

【提案事項】

電気自動車（EV）や、航続距離が長く電欠の心配がないプラグインハイブリッド車（PHEV）のさらなる普及に向け、車両や充電設備の導入に対する支援制度を充実させるほか、EV・PHEVを利用することの新たなメリットを創出する等の実効的な取組を進めること。また、戸建て住宅、マンション等への充電設備の設置促進につながる支援策を講じること。特に、既築マンションへの支援を強化すること。

（提案の理由）

現状

- EV・PHEV（以下「EV等」という。）について、国では、車両や充電設備の導入に対する支援を行っているほか、「充電インフラ整備促進に向けた指針」を策定し、利便性が高く持続可能な充電インフラ社会の構築を目指すなど、その普及を進めている。また、本県も車両や充電設備の導入補助や充電環境の将来像を示したビジョンの策定、既築マンションへの充電設備設置に向けたセミナーの開催など、積極的な普及に取り組んでいる。
- 自動車税環境性能割の廃止（令和8（2026）年4月1日以後）により、非課税であったEV等の環境性能の優れた車両を選ぶメリットが薄れている。
- 令和7（2025）年の乗用車新車販売台数に占めるEV等の割合は、全国で約2.7%と諸外国と比べ依然として低く、さらなる取組が必要な状況である。
- 欧州連合（EU）は、域内で生産する小型EVを対象として、購入補助金の支給や充電料金の割引、税金や道路の通行料金の減免、駐車場や通行レーンを優先的に使用できる権利といった幅広い優遇策を講じること検討している。
- 令和5（2023）年に本県が独自に実施したアンケートでは、EV非保有者の約半数が、車両価格が高いこと及び公共用充電設備の場所や数が少ないことをEVのデメリットとして回答しており、これらの課題を解決することがEV等の普及の鍵となっている。
- また、EV等の普及には自宅等での充電（基礎充電）環境の整備が不可欠だが、特に既築マンションの場合は、設置・運用への費用負担や合意形成等、充電設備設置のハードルが高く、設置が進みにくい。

課題

- EV等の普及促進には、初期費用に対する負担感のさらなる軽減が有効であるため、導入時の支援制度を一層拡充することが重要である。

- EV等の普及の基盤となる基礎充電の環境を整備するためには、比較的設置しやすい新築時の充電設備設置を促進する必要がある。また、設置が進みにくい既築マンションについては、既に実施されている簡易な申請方式の導入及び補助金の優先採択の措置に加え、さらなる対策の強化（例：マンション管理組合及びマンション管理会社への啓発、設置検討者からの問合せ等に対するきめ細かな対応等）が求められる。

49 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し

提案先省庁	環境省
-------	-----

【提案事項】

瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性の海域と同等の事業活動環境とすること。

（提案の理由）

現状

- 瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m³/日以上のもは、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合は事前に許可が必要であり、許可手続には、事業者による周辺水域の水質への影響の事前評価、申請後3週間の告示縦覧（以下「縦覧等」という。）があり、事業者に大きな負担と時間的制約がかかっている。
- 瀬戸内海が国立公園に指定された豊かな海であることや、過去に赤潮の発生や水質汚濁が進んだことを契機に瀬戸内法が制定されたという経緯があるものの、現時点において、瀬戸内海より環境基準の達成率が低い閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾等）では、同様の許可手続は求められておらず、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行う上で、大きな障害となっている。
- 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場に対しては総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質は保たれている。

課題

- 特定施設の新設や更新をする場合、公共用水域へ排出される水量・水質に変更がない、又は減少する場合であっても、縦覧等が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、周辺環境への影響が現状と同等以下であることが明白な場合には、縦覧等は省略すべきである。
- 令和3（2021）年1月の中央環境審議会の意見具申においても、「瀬戸内海の環境負荷が増大しないことが明らかな事案について、特定施設に係る規制の合理化を図ることが適当」とされている。

50 海ごみ対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

【提案事項】

- (1) 海ごみ回収・処理のルールづくり
漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。
- (2) 海ごみ対策への財源確保
海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、普及啓発事業を引き続き補助対象とするなど、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。
- (3) 河川等におけるごみの回収・処理を支援する制度の創設
プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、発生抑制並びに河川や用水路等におけるごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

（提案の理由）

現状

- 平成30(2018)年6月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が改正され、漂着ごみに加え、漂流ごみ及び海底ごみが明記された。
- 国の海岸漂着物等地域対策推進事業は、都道府県及び市町村が実施する海洋ごみの回収・処理に係る事業を補助対象としているが、平成27(2015)年度から地方負担が増嵩していることや漂流ごみと海底ごみの回収・処理のルールが明確化されていないことなどから、回収が進んでいない。令和2(2020)年度からは、漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合は定額補助となったが、ボランティアによる回収だけでは、大型・危険物等の漂流・海底ごみには対応できない。
- 河川ごみの回収・処理については、普及啓発等に係る事業の一環として実施する場合のみ補助対象とされていたが、令和6(2024)年度から、発生抑制に係る普及啓発事業については「定量的な効果検証を行うもの」に限定され、海ごみの発生抑制につながる意識醸成のための普及啓発やそれに伴う河川ごみの回収等については、そのほとんどを自治体が負担している。
- 瀬戸内海の離島においても、プラスチック製品のごみが堆積している海岸があるが、道がなく陸からは近づけず回収に苦慮しており、環境悪化による観光への影響も懸念される。
- 令和2(2020)年12月に、瀬戸内沿岸4県（岡山、広島、香川、愛媛）と公益財団法人日本財団で、瀬戸内海の海洋ごみ対策に係る連携・協力に関する協定を締結し、瀬戸内オーシャンズXとして、海ごみ対策に取り組んでおり、令和6(2024)年4月、瀬戸内海のごみを減少に転じさせるため、実施期間を令和10(2028)年3月まで延長し、瀬戸内オーシャンズXの領域で目標を定めて積極的に回収を進めている。

- 瀬戸内海の家ごみは、河川等を通じて流れ込む生活系のごみが大半であることから、本県では、ごみが集中的に溜まっている河川のホットスポットや身近な用水路等において、継続的に回収活動を行うことができる体制構築に取り組むとともに、清掃ボランティア活動の円滑化・活発化を目的として、市町村等と連携の上、回収後のごみを運搬、処分する枠組みを構築するなど、県内一丸となって海ごみ削減に取り組んでいる。

課題

- 漂流ごみと海底ごみの回収・処理については、責任主体を含め明確なルールが定められていない。
- 海ごみの発生源である河川ごみ等の発生抑制に向けて意識醸成を図るとともに、大型・危険物等の漂流・海底ごみや、離島の漂着ごみなど、回収困難な海ごみに対応するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の地方負担分の軽減を行う必要がある。
- 海ごみの削減には、海に流れ出す前に河川等で回収することが有効かつ効率的であり、回収・処理が進むよう支援する制度の創設が必要である。

<参考>

- 海ごみ対策に係る国の財政支援経緯

1 地域グリーンニューディール基金

- ・平成21(2009)年度補正予算により地域グリーンニューディール基金を財政措置
- ・基金の対象事業として「海岸漂着物地域対策推進事業」を位置づけ
- ・補助率：10/10以下
- ・実施年度：H22(2010)～H24(2012)
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策

2 海ごみ基金

- ・平成24(2012)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)として財政措置（基金事業）
- ・補助率：10/10以下
- ・実施年度：H25(2013)～H26(2014)
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策

3 海岸漂着物等地域対策推進事業

- ・平成26(2014)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）として財政措置（単年度補助金）
- ・補助率：9.5/10～8/10（H27(2015)）
9/10～7/10（H28(2016)～R元(2019)）
10/10（※）～7/10（R2(2020)～）
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策に加え、漂流ごみ、海底ごみ対策も対象。

（※）漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合

51 児島湖及び周辺環境保全対策の推進

提案先省庁	内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	-------------------------

【提案事項】

(1) 児島湖浄化対策の推進

児島湖を浄化するため、国においても、各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど積極的に取り組むこと。

(2) 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、十分な予算を確保すること。
- ② 合併処理浄化槽の整備に係る助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充を図ること。

(提案の理由)

現 状

- 児島湖の水質は、緩やかに改善されてきたが、近年は横ばい傾向にあり、環境基準の達成のためには、関係機関や県民と一体となって、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策や児島湖を浄化するための各種施策（流出水対策、L字型肥料の普及、ヨシ原の管理、生物の力による水質浄化、環境用水の導水、環境学習等）を実施している。
- 児島湖へ排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで34%、全窒素で57%、全りんで42%を占め、最大の汚濁要因となっている。このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽等からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。

課 題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 児島湖の浄化及び周辺環境の改善のため、国において積極的に新たな施策を講じることはもとより、県が実施する施策等への協力や財政支援などの取組が必要である。
- 指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の財源が確保・拡充される必要がある。
- 指定地域における合併処理浄化槽の整備促進のためには、設置者負担をより一層低減する必要があり、助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充が必要である。

52 フロン排出抑制対策の推進

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

【提案事項】

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。

- (1) 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「規制対象機器」という。）の届出制度の創設
- (2) 規制対象機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設

（提案の理由）

現状

- 国は地球温暖化対策計画の温室効果ガス排出削減目標において、フロン排出抑制法のフロン類の一つであり、かつ、主として規制対象機器の冷媒として使用されるHFCs（ハイドロフルオロカーボン類）の排出量を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で60%削減することとしているが、令和6(2024)年度は、平成25(2013)年度比で25.5%増加し目標とはほど遠い状況にある。規制対象機器使用時の漏洩及び廃棄時の未回収が大きな要因となっていることから、フロン排出抑制法の適切な運用が求められる。
- フロン排出抑制法では、規制対象機器の管理者に、使用時の点検や廃棄時の回収等を義務付けているが、規制対象機器は様々な用途で使用されており、設置状況の把握は困難なことから、機器の管理者に対する立入検査や指導等の効果的な実施に支障を来している。
- また、規制対象機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、経済産業省及び環境省の運用上の規定のみであり、法令での位置付けが無いため、実効性や客観性が十分担保されていない。

課題

- 立入検査等を効果的に実施するために、様々な用途で使用されている規制対象機器の設置状況を的確に把握する必要がある。
- 定期点検の実効性や客観性を担保するために、点検を実施する者に係る資格を法律上明確にする必要がある。

＜参考＞温室効果ガス排出削減目標及び2024年度排出量 (単位：百万t-CO₂)

	2013年度排出量実績	2030年度排出量目標 (2013年度比)	2024年度排出量実績 (2013年度比)
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	22.0	13.7 (-60%※)	27.6 (+25.5%)

※2013年度排出量実績の見直しにより一致しない。

53 廃棄物の適正処理

提案先省庁	内閣府、経済産業省、環境省
-------	---------------

【提案事項】

(1) 循環型社会形成推進交付金等に係る予算措置

- ① 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金等について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に促進できるよう助成制度のさらなる拡充を図ること。

(提案の理由)

現状

- 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度等を活用しており、交付金額に不足が生じた場合、市町村は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。
- 全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要のピークが続く中、本県内の市町村についても、令和9(2027)年度以降も廃棄物処理施設の広域化・集約化に伴う新設等が計画されており、引き続き、必要な予算が確保される必要がある。
- 単独処理浄化槽は、生活雑排水が処理されないことから生活環境への負荷が高く、また、老朽化により災害時に破損し、公衆衛生上支障が生ずるおそれがあるが、令和6年度末時点において県下168,107基の浄化槽のうち、52,883基(31.4%)が単独処理浄化槽であり、合併処理浄化槽への転換が急務である。

課題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のためには、循環型社会形成推進交付金等の十分かつ安定的な予算措置が必要である。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合でも生活スタイルは変わらずインセンティブが働かないことから、転換を促進するためには、設置者負担をより一層低減する必要がある。

【提案事項】

(2) 再生資源物に対する新たな法整備

再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物について、屋外保管及び処分に関する基準を設けるなど新たな法整備を行うこと。

(提案の理由)

現 状

- 産業廃棄物等の保管及び処分等については、廃棄物処理法で基準が定められており、不適正な保管等が行われた場合は、行政処分も含めた厳格な対応が可能となっているが、金属スクラップや使用済プラスチック類等の有価物として取引される再生資源物は、廃棄物処理法の適用を受けないため、生活環境保全上の支障が懸念される中にも屋外保管等に関する基準がないため、対応に苦慮している。
- 県内でも、再生資源物の保管場所において、度重なる火災が発生するなどして、近隣住民に不安を与えているため、条例の制定を検討している自治体もあるが、当該事業者がその周辺自治体に保管場所を移転する動きもあり、さらに不安が広がっている。
- 平成30（2018）年4月以降は、廃棄物処理法の一部改正により、有害使用済機器（機能は失っているが原材料の価値を有する家電製品等の32品目）についての届出制度並びに保管及び処分について基準が定められ、不適正処理事案に対応できるようになった。
- 令和6（2024）年10月に、ヤード環境対策検討会が設置され、全国的な実態調査の実施などの検討が開始された。令和7（2025）年6月には、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会の中間取りまとめにおいて、再生資源物を対象とした適正な処理を確保するため全国で統一的な制度の創設が必要との見解が示された。令和8（2026）年4月に、中央環境審議会会長から環境大臣に対して「今後の廃棄物処理制度のあり方について」が意見具申され、廃棄物処理法の改正案が4月10日に閣議決定された。

課 題

- 一部の自治体では再生資源物の屋外保管及び処分について許可制を設ける条例を制定する動きもあるが、一部の自治体だけでは条例を制定していない他の自治体に保管場所を移転するだけで、根本的な問題は解決されない。
- 再生資源物の屋外保管及び処分に係る問題については、全国的な問題であり、有害使用済機器と同様に、届出制度並びに保管及び処分について基準を定め、行政による把握や基準を遵守させるなど、法整備による全国一律での規制が必要である。

54 ヒアリ等特定外来生物対策の推進

提案先省庁	農林水産省、国土交通省、環境省
-------	-----------------

【提案事項】

(1) ヒアリ等の対策の推進

- ① 特定外来生物のヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ等の侵入防止に向け、関係省庁の連携により、水際での立入検査を含む徹底防除、拡散防止のための定期的なモニタリング調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、国の責務において主体的かつ積極的にこれを実施すること。
- ② 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ等の定着国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強くこれを要請すること。
- ③ 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う仕組みを整備すること。

(2) 外来生物法の改正に伴い都道府県が行う防除対策への支援

国内定着が確認された特定外来生物の防除のために都道府県が負担する費用については、国において十分な予算措置を講じた上で、地域の実情に応じた取組ができるよう、柔軟な財政支援を実施すること。

(提案の理由)

現状

- 全国の港湾施設等でヒアリ等の確認が相次ぎ、内陸部への拡散も危惧される。ヒアリ等の防除対策の遅れは被害拡大につながりかねず、一旦定着を許せば駆除には莫大な経費がかかる。
- 本県でも、平成 29 (2017) 年に水島港においてヒアリが確認されて以来、令和 7 (2025) 年のアカカミアリの確認まで、コカミアリを含め多くの確認事案が発生している。水島港においては、国が年 2 回のモニタリング調査を実施するにとどまっており、それだけでは不十分であるため、県が補完的に独自調査を実施している。
- 海外におけるヒアリ等の対策については、日中韓三カ国の専門家や行政担当者による会合において意見交換が行われているが、抜本的な対策や仕組みの整備には至っていない。
- 令和 5 (2023) 年に改正外来生物法が施行され、新たに、国内定着が確認された特定外来生物については、都道府県が防除を行うこととされた。現在、国の支援策として、特定外来生物防除等対策事業による交付金が設けられているが、年度当初に交付が決定されるため、年度途中で確認された特定外来生物への対応について活用することが難しい。

課題

- ヒアリ等の対策においては水際の防除や拡散防止のための対応が極めて重要であり、改正外来生物法においてもヒアリ等の防除の主体とされる国が強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的に対応していくことが求められる。
- 国内の水際対策を徹底しても、海外のヒアリ等定着国から防除等の措置がないまま貨物が持ち込まれる限り、ヒアリ等の国内侵入は止められない。
- 海外からの貨物について、陸揚げする前に防除措置を行う国際的な仕組みがないため、抜本的なヒアリ等の対策が難しい。
- 国内定着が確認された特定外来生物の防除を都道府県が効果的に行うためには、国において十分な予算措置を講じた上で、地域の実情に応じた取組に対応できるよう、多角的かつ柔軟な財政支援を実施することが必要である。

＜参考＞ 県内のヒアリ等の確認状況

- ・平成29(2017)年8月 ヒアリ (水島港)
- ・平成29(2017)年9月 ヒアリ (内陸の事業所敷地)
- ・平成30(2018)年9月 アカカミアリ (水島港)
- ・令和元(2019)年6月 アカカミアリ (水島港)
- ・令和2(2020)年10月 アカカミアリ (水島港)
- ・令和4(2022)年9月 アカカミアリ (水島港)
- ・令和4(2022)年10月 ヒアリ (内陸の事業所敷地)
- ・令和5(2023)年7月 コカミアリ (水島港)
- ・令和5(2023)年9月 コカミアリ (水島港)
- ・令和7(2025)年7月 アカカミアリ (水島港)

55 鳥獣被害防止対策等の充実・強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

【提案事項】

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。

- (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に対する十分な予算確保
- (2) 捕獲鳥獣の処理対策について、研究・開発の一層の促進及び財政支援
- (3) 有害鳥獣捕獲の担い手となる銃猟狩猟者の確保・育成に対する財政支援 **新規**

(提案の理由)

現状

- 鳥獣による農林水産被害金額は、約3億円と高い水準で推移している。
- 近年、鳥獣の生息域の拡大により、再造林地におけるシカによる苗木への食害が増加するなど、新たな課題が発生している。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望額に対し国の配分額が十分でないため、侵入防止柵の設置や緊急的な捕獲活動等が、計画どおり実施できない。
- 近年、イノシシ、シカ、サル等の捕獲頭数の増加などにより、焼却や埋却等の処理頭数が増加傾向にあり、捕獲従事者や市町村等の負担が増大している。
- 有害鳥獣の捕獲の担い手である銃猟免許保有者の高齢化とともに、近年では銃猟免許保有者数が減少している。

課題

- 地域の被害状況に応じ、防護対策と捕獲対策等を組み合わせた総合的・計画的な被害防止対策に取り組む必要がある。
- 交付金の予算額は令和8(2026)年度99億円となっているが、地域の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、必要な被害防止対策が実施できていない。
- 捕獲鳥獣の効率的な処理方法の研究・開発、また、焼却・埋却等の処理に要する経費への財政支援が求められている。
- 有害鳥獣の捕獲や止めさしを担う銃猟免許保有者の確保・育成のための経費への財政支援が必要である。

<参考>鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位：千円、頭)

区分	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H30 (2018)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
被害金額	イノシシ	218,890	240,471	139,736	146,884	124,423	82,413	88,365	84,136	110,068
	シカ	24,092	51,557	39,192	88,325	35,292	34,064	36,130	35,425	27,801
	サル	25,861	25,233	26,495	34,950	20,305	23,899	15,845	22,048	19,644
	その他鳥獣	228,609	162,880	171,980	124,659	123,121	117,922	122,725	140,210	147,095
	合計	497,452	480,141	377,403	394,818	303,141	258,298	263,065	281,819	304,608
捕獲数	イノシシ	6,012	12,769	12,779	18,722	26,042	24,708	32,255	30,245	29,424
	シカ	418	1,414	3,408	10,014	11,536	16,365	13,681	15,999	16,111
	サル	76	93	123	184	355	505	754	548	496

56 花粉発生源対策の推進

提案先省庁	林野庁
-------	-----

【提案事項】

花粉症は、国民の約4割が罹患し、社会的・経済的に大きな影響を生じていることから、スギ・ヒノキ花粉発生源対策のさらなる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。

- (1) 国の花粉発生源対策の対象にヒノキを追加
- (2) 無花粉苗木・少花粉苗木での植替えへのさらなる高率の補助
- (3) 少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種の早期開発と実用化

(提案の理由)

現状

- 国民病と言われている花粉症は国民の約4割が罹患し、医療費の支出、労働生産性の低下等の経済的損失を招いており、花粉発生源対策として花粉の少ない苗木への植替えを推進することが求められている。
- 中国地方知事会では、「スギ・ヒノキ花粉症対策部会」を設置し、5県が連携して花粉症対策に取り組んでいる。
- 全国知事会では、令和2(2020)年度に39都府県の参加を得てスギ・ヒノキを対象とした「花粉発生源対策推進プロジェクトチーム」を設置し、本県がチームリーダーとなり、参加都府県間での情報共有や施策の提案、連携した取組の呼びかけを行うとともに、横断的な課題の解決に向けて、令和4(2022)年8月に国に対して提案・要望活動を行った。
- 国は花粉症に関する関係閣僚会議において令和5(2023)年5月30日に対策の全体像を、10月11日に花粉症対策初期集中対応パッケージを示し、スギ人工林の伐採・植替え等の取組を加速化することとしている。
- 具体的には、スギ人工林の伐採面積を年間5万haから令和15(2033)年度には7万haとし、花粉の少ないスギ苗木の生産割合を令和15(2033)年度にはスギ苗木全体の9割以上に引き上げる等としている。
- 国においては、少花粉苗木を含む苗木全体の需給情報の共有を行っている。
- 本県では、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」において、スギ・ヒノキ花粉の飛散の低減に向けた取組を加速することとしている。

課題

- 全国的人工林面積は、スギが約440万ha、ヒノキが約260万haであるにもかかわらず、国の花粉発生源対策はスギのみが対象で、ヒノキは対象となっていない。
- スギ・ヒノキ人工林の主伐・再造林が全国で推進されている中、花粉発生源対策上は無花粉苗木・少花粉苗木による植替えがより効果的であり、それを促進するために

は、植替えに要する経費へのさらなる支援を行って森林所有者へインセンティブを与えることが必要である。

- 少花粉品種と育林経費の削減、早期収穫、森林吸収源対策につながる特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種が存在しない。
- 全国知事会の「花粉発生源対策推進プロジェクトチーム」で取りまとめた国への提案・要望の内容の実現に向け、国と地方が花粉の少ない森林への転換に向けた課題や解決方法について共通認識を持ち、具体的な取組を進める必要がある。

57 林野火災跡地の早期復旧

提案先省庁	農林水産省、林野庁
-------	-----------

【提案事項】

林野火災跡地で発生が懸念される土砂流出等から県民の生命・財産を守るため、早期の復旧及び森林機能の回復に必要な治山事業の継続的な予算の確保を図ること。**新規**

(提案の理由)

現状

- 令和7(2025)年3月に岡山市南区で発生した林野火災では、486haの広範な森林が焼失し、その跡地は土砂の流出防止等の森林機能が失われ、緑化等による早期の復旧が必要不可欠である。
- 火災跡地の荒廃した山腹や溪流からの土砂流出や落石により人家等への被害が危惧される場所では、優先的に治山ダムや落石防止対策を施工中である。
- 焼失区域内には、急峻な地形や転石が散在しており、人力による植栽の施工が困難な区域はヘリコプターを使用した航空実播により緑化を進めることとしている。
- 効果的な予算の執行のため、施工地の優先順位を定め、計画的な復旧を行っている。

課題

- 林野火災跡地の早期復旧、森林機能の着実な回復に向けた治山事業の計画的・継続的な実施に要する予算を確保する必要がある。
- 人力による植栽が困難な区域は初期緑化を目的として草本類を主体に航空実播を行うが、森林の機能が火災前の状態まで回復するには長期間を要するため、その間に新たに治山ダム等の土砂流出対策が必要となる可能性がある。

